

岩国市障害者計画

(障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)



令和3（2021）年3月

山口県岩国市

はじめに

本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、全ての人が共生する社会を実現するための基本的事項を定めた「障害者基本法」に基づき、平成10年2月に、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「岩国市障害者計画」を定めました。

その後、生活に直結する支援については、数値目標を含む具体的な実施計画を策定した上でサービス提供体制の確保等に取り組むこととし、平成18年度からは、実施計画としての「障害福祉計画」を、平成29年度からは「障害児福祉計画」を、基本計画としての障害者計画と併せて、一体的な計画として策定しています。

この計画は、国の指針に基づき3年ごとの見直しを行っており、前計画の期間が満了したことから、この度、新たな障害者計画を策定いたしました。

新たな計画においても、前計画の基本理念である「障害者が自立し、安心して生活しているまち」を継承し、引き続き、障害者やそのご家族が地域で安心して生活するための相談支援体制の強化、障害児療育・保護者支援の充実等の重点施策を中心に、各種施策を計画的に推進していくこととしています。

障害者の高齢化に伴う「親亡き後」の地域生活継続の支援や障害の重度化に伴う医療的ケア児等への支援、ライフステージの変化に対応した切れ目のない支援のあり方等々、多様化・複合化する福祉課題に包括的に対応する体制の構築や人材の確保は、人口減少社会において喫緊の課題であり、分野横断的な連携は今後ますます重要性を増していくと思われまます。

施策の推進に当たっては、福祉をはじめ、医療、保健、教育、就労等の幅広い分野の関係機関と連携を図ってまいりたいと存じますので、今後も、市民の皆様をはじめとして、関係機関の皆様により一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定に当たり、アンケート調査等に御協力いただきました皆様をはじめ、熱心に議論いただきました岩国市障害者計画策定委員等関係者の皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和3年3月

岩国市長

福田 良彦



目 次

第 1 部	序論	1
第 1 章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	4
3	対象者	7
4	計画期間	8
5	計画の推進体制	9
第 2 部	岩国市における障害者を取り巻く状況	11
第 1 章	岩国市の状況	11
1	人口等の推移	11
2	障害者の状況	13
第 2 章	アンケート調査及びヒアリング調査	22
1	アンケート調査結果	22
2	ヒアリング調査結果	53
第 3 部	障害者計画	61
第 1 章	計画の基本的な考え方と基本理念	61
1	基本理念	61
2	基本目標	62
3	施策体系	63
第 2 章	重点施策の取り組み	64
施策Ⅰ－1	障害福祉サービス提供基盤の整備	64
施策Ⅰ－2	障害者の就労の支援と雇用の促進	71
施策Ⅱ－1	障害及び障害のある人に対する理解の促進	74
施策Ⅱ－2	障害者の居住の安定の確保	79

第4部	障害福祉計画	83
第1章	障害福祉計画の基本理念と考え方	83
1	基本理念	83
2	基本的な考え方	83
第2章	令和5（2023）年度までの数値目標	84
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	84
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	85
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	85
4	福祉施設から一般就労への移行等	86
5	相談支援体制の充実・強化等	87
6	障害福祉サービス等の質の向上	88
第3章	障害福祉サービスの見込量と方策	89
1	訪問系サービス	89
2	日中活動系サービス	92
3	居住系サービス	97
4	相談支援	99
第4章	地域生活支援事業の見込量と方策	101
1	必須事業	101
2	任意事業	108
第5章	市独自事業の見込量と方策	110
1	市独自事業	110
第5部	障害児福祉計画	111
第1章	障害児福祉計画の基本理念と考え方	111
1	基本理念	111
2	基本的な考え方	111
第2章	障害児支援の提供体制の整備等の数値目標	112
1	障害児支援の提供体制の整備等	112
第3章	障害児に関するサービスの見込量と方策	114
1	障害児に関するサービス	114
2	市独自事業	118
資料編		121

第 1 部 序論

第1章

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 国の障害者施策の流れ

障害者施策は、昭和45（1970）年に「**心身障害者対策基本法**」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障害者施策に関して初めての本格的な長期計画である「**障害者対策に関する長期計画**」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「**障害者対策に関する新長期計画**」が策定されるなど、障害者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「**障害者基本法**」として、障害者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障害者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成14（2002）年度には「**障害者基本法**」に基づき「**障害者基本計画**」が策定されました。「**障害者基本計画**」は、平成15（2003）年度から平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として、障害の有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「**共生社会**」とすることが掲げられ、障害のある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「**障害者基本法**」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『**障害者計画**』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障害、知的障害児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「**措置制度**」に変わって、「**支援費制度**」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「**障害者自立支援法**」が成立しました。これにより、『**障害福祉計画**』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23（2011）年には、「**障害者基本法**」が防災・防犯、消費者としての障害者の保護を加えるなど一部修正される中、「**障害者自立支援法**」に代わり、難病等を障害者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「**障害支援区分**」への見直しなどを主な内容とした「**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）**」が平成25（2013）年に施行されました。

また、平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障害児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

（2）岩国市の動向

本市では、平成18（2006）年度、平成20（2008）年度、平成23（2011）年度、平成26（2014）年度及び平成29（2017）年度において「岩国市障害者計画」として、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に策定し、障害者施策を推進してきました。平成29（2017）年度に策定した計画では、「相談支援・情報提供体制の強化」「障害児への療育、支援体制の整備」「就労の促進と定着」「権利擁護の推進、障害者虐待防止と障害者差別解消法の周知」「社会活動への参加と協働の推進」「地域移行の推進とシステムの構築」を重点施策として、障害福祉サービスの提供と提供基盤の整備に努めてきました。

このような中、現行計画は令和2（2020）年度末をもって計画期間が終了するため、これまでの取り組み、評価及び課題の把握を行った上で、近年の障害者に関する動向を踏まえ、本市の更なる障害者施策の充実を図るため、「岩国市障害者計画」（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）を策定します。

近年の障害者に関するその他の法整備

年	法制度の動向	国・県の動向			
平成 24 年 (2012)	<p>障害者虐待防止法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する虐待の禁止 ・虐待を受けた障害者の保護や自立の支援 ・養護者に対する支援のための措置等 <p>児童福祉法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設（通所・入所）について一元化 ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等 	障害者基本計画	やまぐち障害者いきいきプラン		山口県障害福祉サービス実施計画（第3期）
平成 25 年 (2013)	<p>障害者総合支援法の一部施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の範囲に難病等を追加 ・地域生活支援事業の追加 ・サービス基盤の計画的整備 <p>障害者優先調達推進法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品を調達していることに配慮等 <p>障害者雇用促進法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用分野の障害者差別を禁止するための措置等を定める 	第3次障害者基本計画	やまぐち障害者いきいきプラン	山口県工賃向上計画	山口県障害福祉サービス実施計画（第3期）
平成 26 年 (2014)	<p>障害者総合支援法の一部施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分への名称・定義の改正 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大等 				
平成 27 年 (2015)	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病に関する医療や施策の基本方針の策定 ・公平かつ安定的な医療費助成制度の確立 ・療養生活環境整備事業の実施等 				
平成 28 年 (2016)	<p>改正発達障害者支援法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正 <p>障害者差別解消法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別的取り扱いの禁止 ・合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等 	第4次障害者基本計画	やまぐち障害者いきいきプラン	山口県工賃向上計画（第2期）	山口県障害福祉サービス実施計画（第4期）
平成 29 年 (2017)					
平成 30 年 (2018)	<p>改正障害者総合支援法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援 ・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等 <p>改正障害者雇用促進法の一部施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える <p>改正バリアフリー法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進 ・地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進、当事者による評価 <p>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備そのための支援を促進 	第4次障害者基本計画	やまぐち障害者いきいきプラン	山口県工賃向上計画（第3期）	山口県障害福祉サービス実施計画（第5期）
令和元年 (2019)					
令和 2 年 (2020)	<p>改正障害者雇用促進法の一部施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間であれば就労可能な障害者の雇用機会確保のための事業主向け特例給付金の創設 ・優良中小事業主認定制度の創設 				

～令和5年 (2023) ～令和5年 (2023)

2 計画の位置づけ

(1) 障害者計画（障害者基本法）・障害福祉計画（障害者総合支援法）・障害児福祉計画（児童福祉法）の関係

岩国市障害者計画は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

岩国市障害福祉計画・障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5（2023）年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

障害者計画は、障害者施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」は、生活支援や雇用・就労、住まいにかかわる各種福祉サービスの見込量や提供体制について記載したものです。

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第4次) 障害者基本計画 (2018年度～2022年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	やまぐち障害者いきいきプラン (2018年度～2023年度)	山口県障害福祉サービス実施計画 (第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画) (2021年度～2023年度)	
岩国市	岩国市障害者計画 (障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)		

「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係

障害者計画

障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障害者福祉サービスにかかわる諸施策の総括的な計画です。

1. 安全・安心な生活環境の整備
2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
3. 防災、防犯等の推進
4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
5. **自立した生活の支援**・意思決定支援の推進
6. 保健・医療の推進
7. 行政等における配慮の充実
8. 雇用・就業、経済的自立の支援
9. 教育の振興
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

障害福祉計画・障害児福祉計画

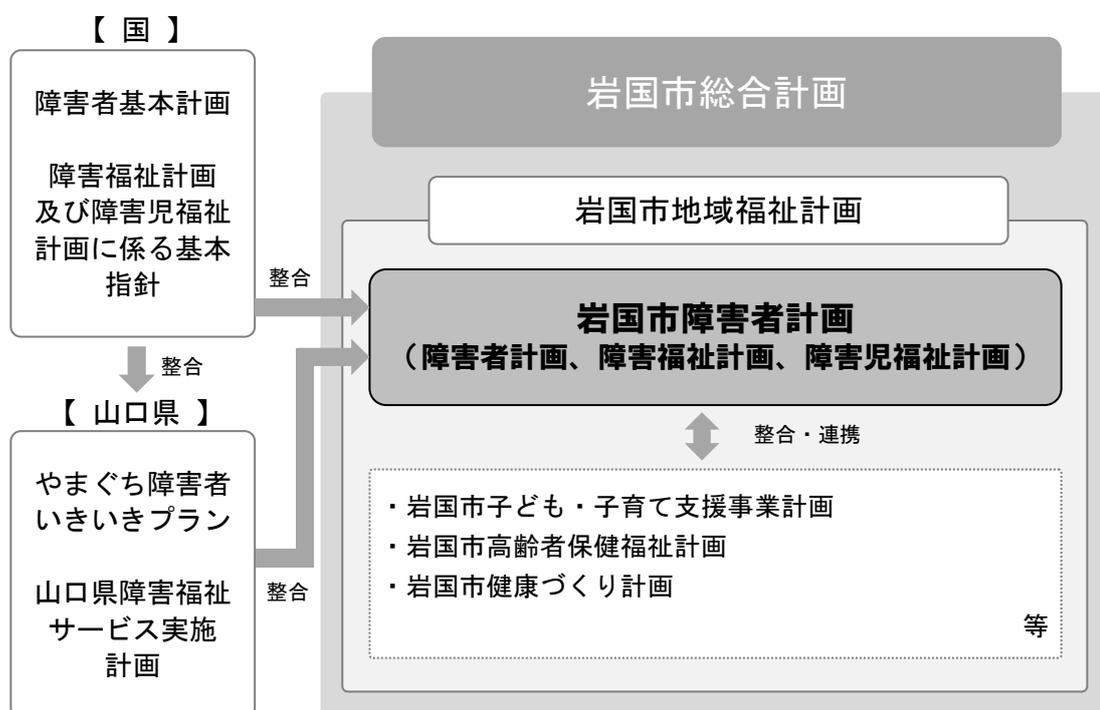
「自立した生活の支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込量等を設定するものです。

- ・ 訪問系サービス
 - ・ 日中活動系サービス
 - ・ 居住系サービス
 - ・ 相談支援
 - ・ 地域生活支援事業
-
- ・ 障害児に関するサービス
-
- 市独自事業

(2) 他計画との関係

岩国市障害者計画は、本市の上位計画である「岩国市総合計画」の個別計画として策定しており、「岩国市地域福祉計画」及び「岩国市子ども・子育て支援事業計画」等や、国の「障害者基本計画」、山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」等の関連する計画とも整合を図りながら、岩国市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

他計画との関係



3 対象者

本計画における対象者は、「障害者基本法」第2条第1項第1号並びに「障害者総合支援法」第4条第1項及び第2項に定めるすべての障害者・児であり、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける人や不自由な状態にある人を計画の対象とします。

なお、本計画における「障害者」は、特に「障害児（障害のある18歳未満の児童）」と区別していない場合には、年齢を問いません。

【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者総合支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

4 計画期間

今回策定する「岩国市障害者計画」は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画の期間とします。

計画の期間

区分	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
岩国市 障害者 計画	岩国市障害者計画			岩国市障害者計画			岩国市障害者計画		
	障害者計画			障害者計画			障害者計画		
障害者 計画	障害福祉計画 (第4期)			障害福祉計画 (第5期)			障害福祉計画 (第6期)		
				障害児福祉計画 (第1期)			障害児福祉計画 (第2期)		

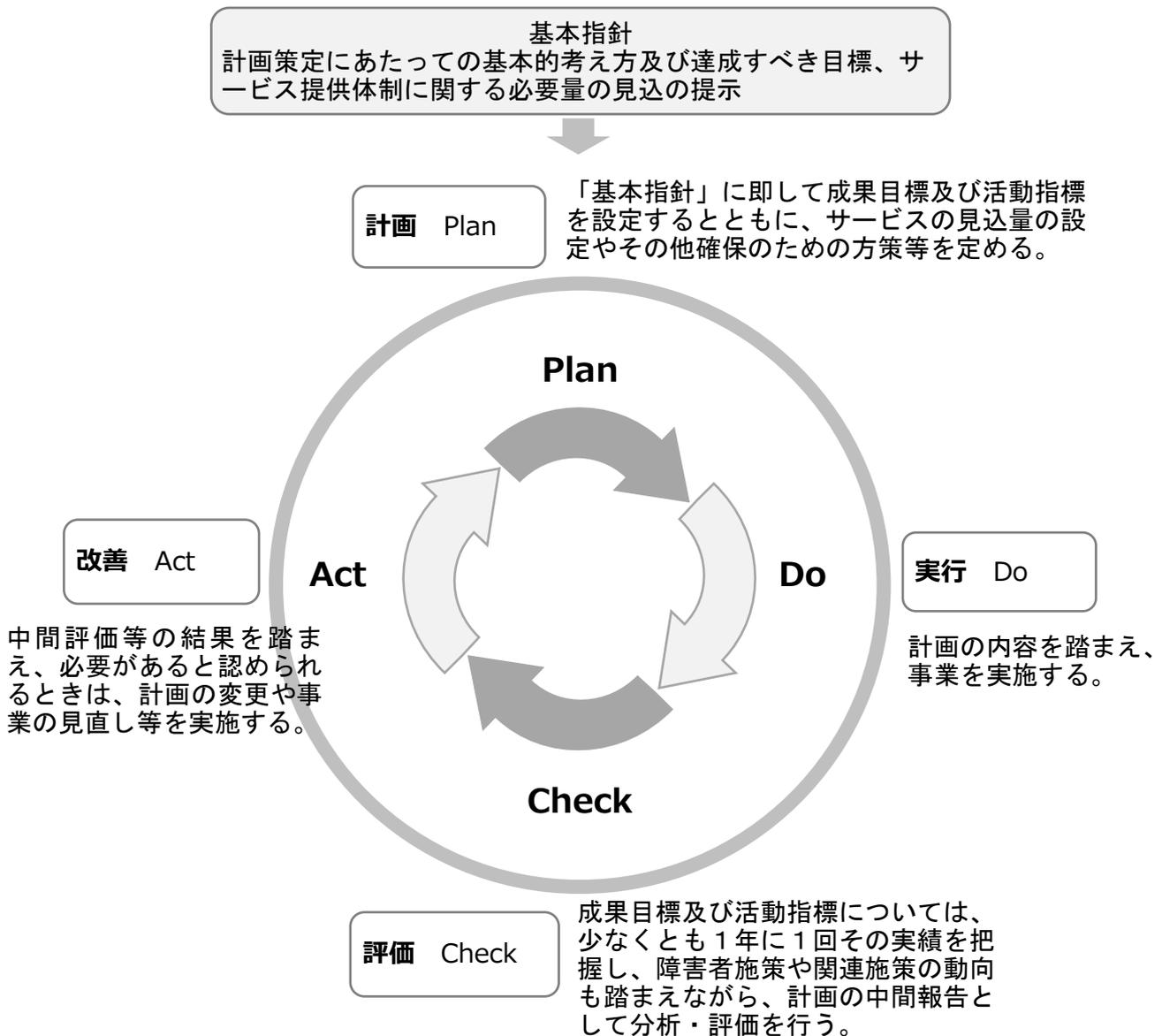
5 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理

本計画に基づく事業の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で、事業の充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画的かつ円滑に推進します。

また、岩国市障害者自立支援協議会において、定期的に各事業の進捗状況や実績を把握し、分析・評価を行うとともに、その結果を公表し、各事業の着実な進行管理と障害者施策の推進に努めます。

計画の進行管理とPDCAサイクル



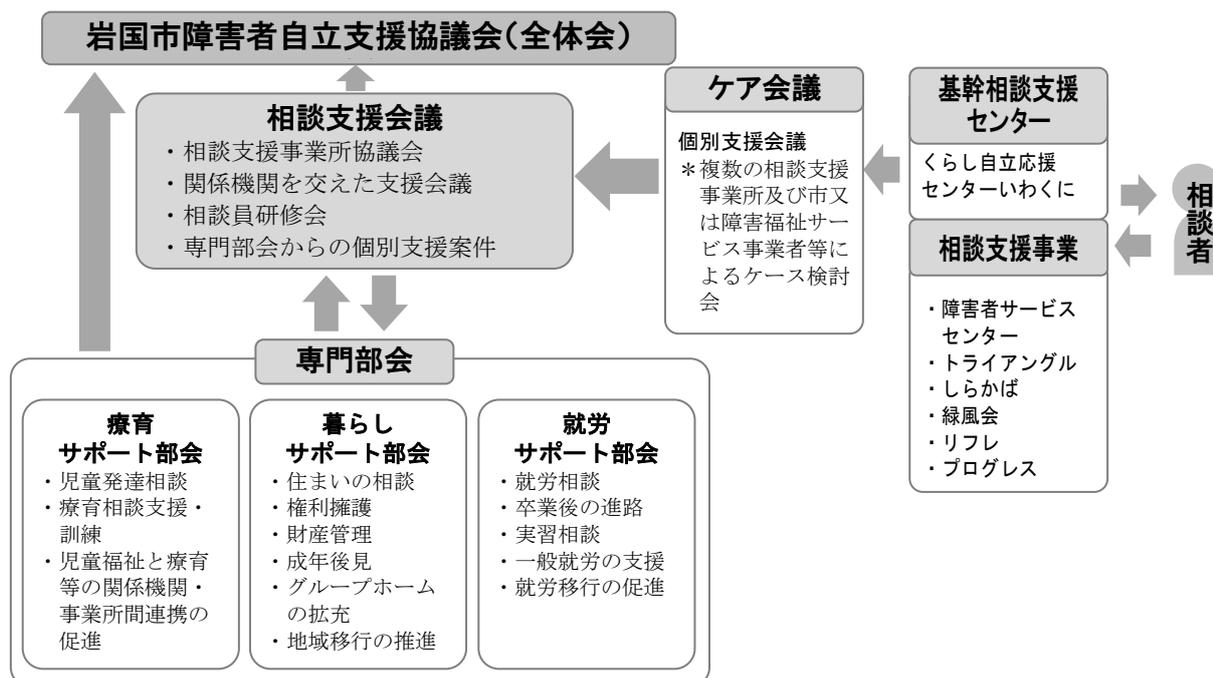
(2) 障害者を支える体制づくり

本市では、相談支援事業者、保健・福祉・医療関係者、障害者施設・団体等の関係者、権利擁護関係者、教育・雇用関係機関の職員などの障害者の地域生活を支えている関係者からなる岩国市障害者自立支援協議会において、市や相談支援事業者が直面した課題やニーズについて、地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議を実施するなど、地域の社会資源のネットワークを構築、強化を図っています。

また、岩国市障害者自立支援協議会では、その役割を果たすために相談支援における現行のプロセスを調節し、療育サポート部会、暮らしサポート部会、就労サポート部会の3つの専門部会と相談支援会議を設け、社会資源の整理・調整と開発に向けた関係者間の連携を図っています。

引き続き、岩国市障害者自立支援協議会による障害者を支える体制強化を図ります。

岩国市障害者自立支援協議会と相談支援事業の位置づけ



岩国市障害者自立支援協議会 6つの機能	
情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取り組みの展開
評価機能	・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・ サービス等利用計画作成対象者、重度包括支援事業等の評価 ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

第2部

岩国市における障害者を取り巻く状況

第1章

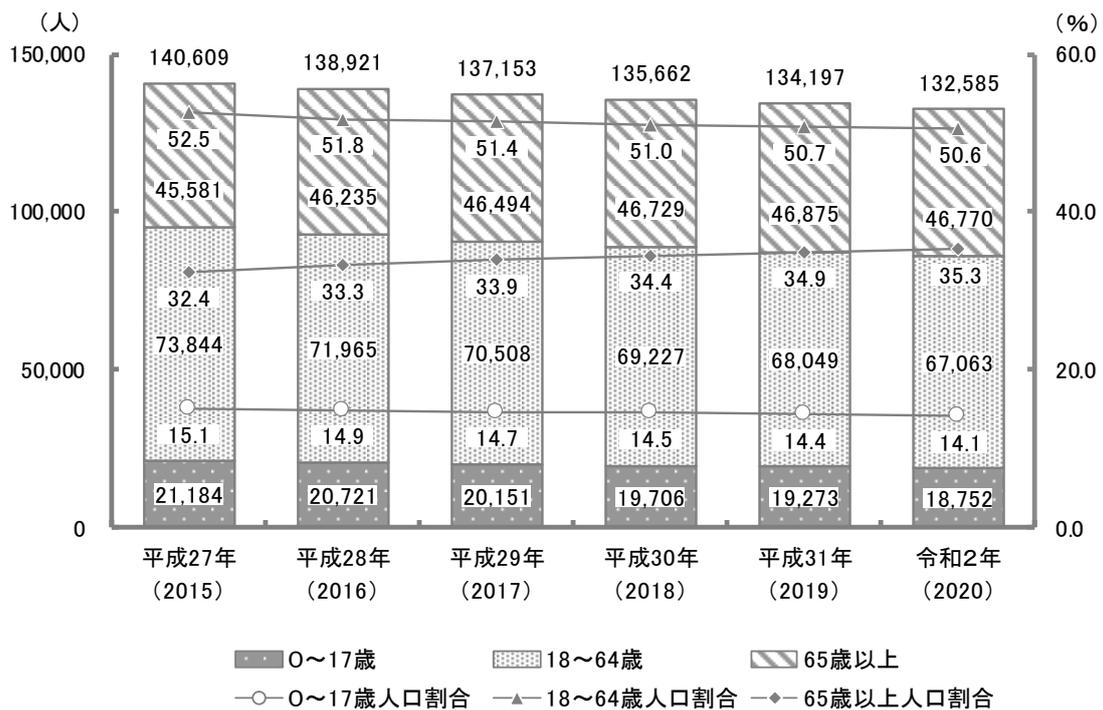
岩国市の状況

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

総人口は、平成27（2015）年で140,609人ですが、令和2（2020）年は132,585人と年々減少しています。また、年齢別の推移では、0～17歳と18～64歳の人口は、減少し続けていますが、65歳以上の人口は、増加傾向にあり少子高齢化が進んでいます。

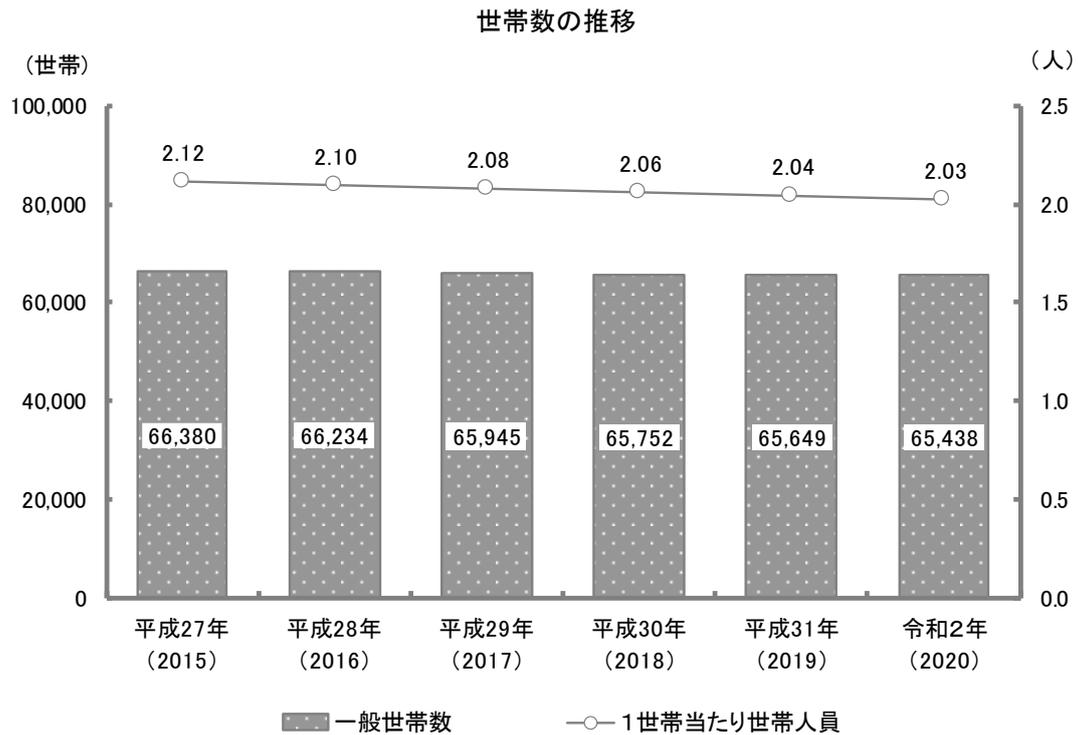
人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数の推移

一般世帯数は、令和2（2020）年では65,438世帯となっており、年々減少しています。1世帯当たりの世帯人員も一般世帯数と同様に年々減少しており、核家族や単身世帯の増加など、家族形態の多様化が進んでいます。

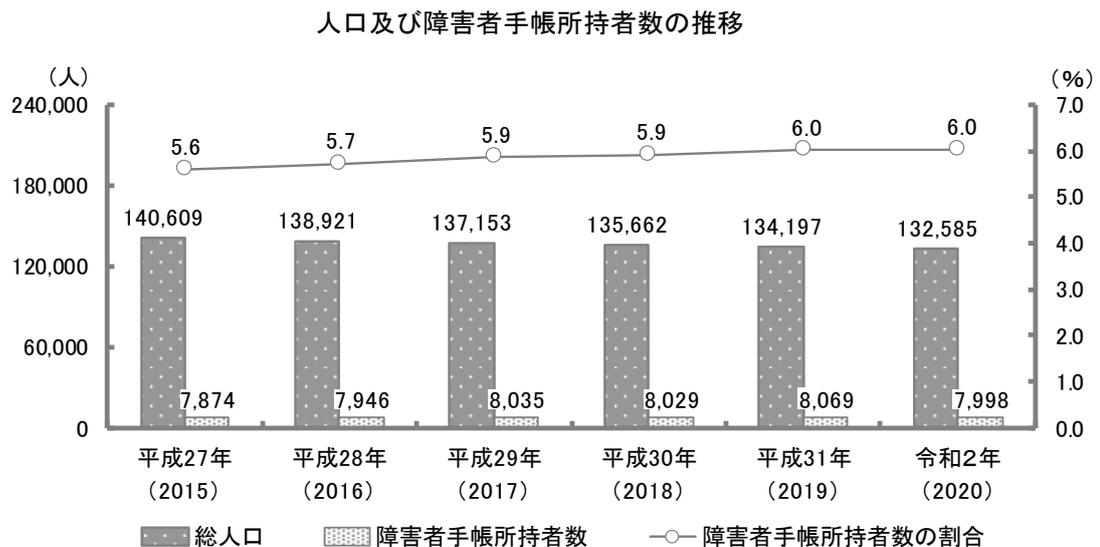


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障害者の状況

(1) 人口及び障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、令和2（2020）年4月1日現在7,998人で、横ばい状態にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は6.0%と緩やかに増加しています。

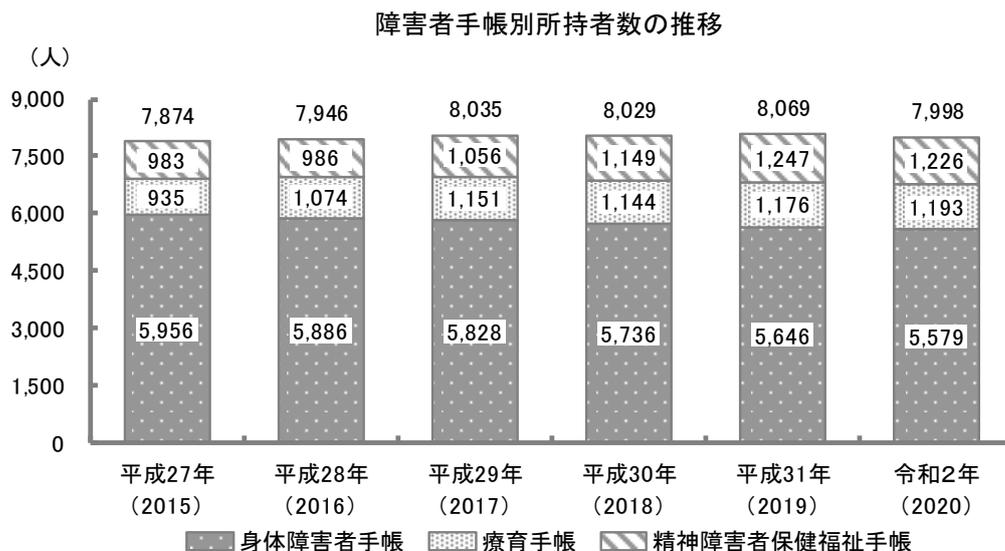


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

(2) 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和2（2020）年4月1日現在5,579人となっています。

また、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2（2020）年4月1日現在1,193人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和2（2020）年4月1日現在1,226人となっています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(3) 身体障害者の状況

① 障害等級別の身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数の障害等級別の推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在、1級の手帳所持者数が1,809人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が1,269人となっています。また、1級の手帳所持者数は横ばい状態にあり、2～6級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障害等級別の身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
1級	1,778	1,818	1,839	1,824	1,828	1,809
2級	917	912	905	881	875	850
3級	1,117	1,086	1,060	1,023	990	987
4級	1,433	1,387	1,342	1,335	1,295	1,269
5級	380	362	365	364	360	353
6級	331	321	317	309	298	311
合計	5,956	5,886	5,828	5,736	5,646	5,579

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

② 障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障害種類別の推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在、肢体不自由が4,613人（58.3%）と最も多く、次いで内部障害が2,099人（26.5%）となっています。また、内部障害の手帳所持者数は僅かながら増加傾向にあり、肢体不自由、視覚障害の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

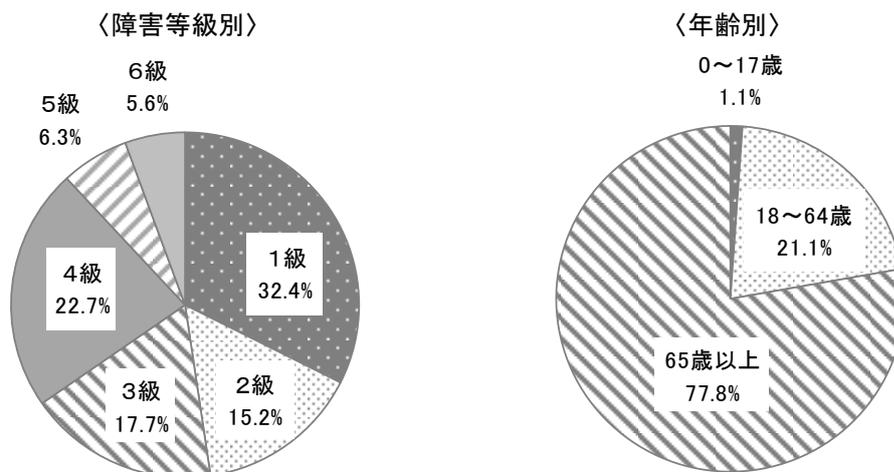
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
音声言語	158	153	154	146	154	150
肢体不自由	5,421	5,320	5,166	4,977	4,762	4,613
視覚障害	690	666	656	632	630	600
聴覚障害	449	452	452	451	442	450
内部障害	1,933	1,967	2,003	2,019	2,071	2,099
合計	8,651	8,558	8,431	8,225	8,059	7,912

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

③ 障害等級別・年齢別・障害種類別の身体障害者手帳所持者の内訳

身体障害者手帳所持者について、障害等級別にみると、1級から3級までの手帳所持者が全体の65.3%となっており、障害の重い人の割合が高い状況にあります。年齢別にみると、65歳以上の人77.8%となっています。

身体障害者手帳所持者割合（令和2（2020）年4月1日現在）



第2部 岩国市における障害者を取り巻く状況／第1章 岩国市の状況

身体障害者手帳所持者 障害等級別・年齢別（令和2（2020）年4月1日現在）

	0～17歳		18～64歳		65歳以上	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
1級	37	59.7	420	35.7	1,352	31.2
2級	10	16.1	218	18.5	622	14.3
3級	5	8.1	182	15.4	800	18.4
4級	3	4.8	191	16.2	1,075	24.8
5級	3	4.8	101	8.6	249	5.7
6級	4	6.5	66	5.6	241	5.6
合計	62	100.0	1,178	100.0	4,339	100.0

資料：庁内調べ

身体障害者手帳所持者 障害種類別・年齢別（令和2（2020）年4月1日現在）

	0～17歳		18～64歳		65歳以上	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
音声言語	1	1.0	56	3.2	93	1.5
肢体不自由	75	73.5	1,123	63.7	3,415	56.5
視覚障害	3	2.9	138	7.8	459	7.6
聴覚障害	10	9.8	84	4.8	356	5.9
内部障害	13	12.7	362	20.5	1,724	28.5
合計	102	100.0	1,763	100.0	6,047	100.0

資料：庁内調べ

(4) 知的障害者の状況

① 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の障害程度別の推移をみると、令和2(2020)年4月1日現在、重度(A)の手帳所持者数が476人、中軽度(B)の手帳所持者数が717人となっています。また、重度(A)、中軽度(B)ともに増減を繰り返しながら増加傾向となっています。

障害程度別の療育手帳所持者数の推移

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
重度(A)	372	450	433	473	477	476
中軽度(B)	563	624	718	671	699	717
合計	935	1,074	1,151	1,144	1,176	1,193

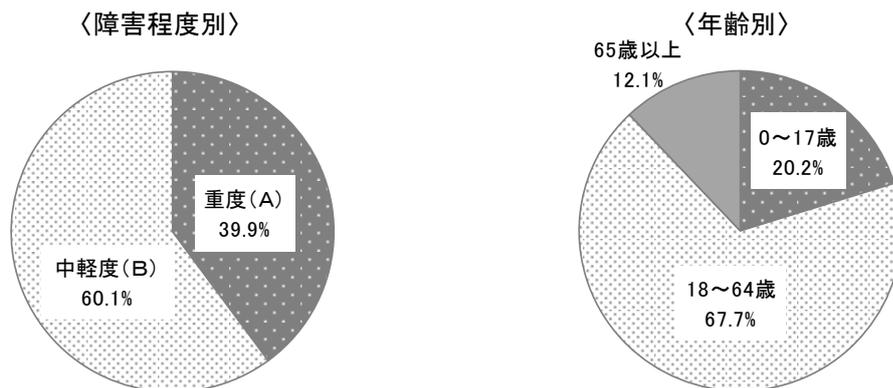
単位：人

資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

② 障害程度別・年齢別の療育手帳所持者の内訳

療育手帳所持者について、障害程度別にみると、中軽度(療育手帳B)が約6割を占めています。年齢別にみると、18～64歳が67.7%となっています。0～17歳と18～64歳では「B」の割合が高くなっていますが、65歳以上では「重度(療育手帳A)」の割合が高くなっています。

療育手帳所持者割合（令和2(2020)年4月1日現在）



療育手帳所持者 障害程度別・年齢別（令和2(2020)年4月1日現在）

	0～17歳		18～64歳		65歳以上	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
重度(A)	61	25.3	328	40.6	87	60.4
中軽度(B)	180	74.7	480	59.4	57	39.6
合計	241	100.0	808	100.0	144	100.0

資料：庁内調べ

(5) 精神障害者の状況

① 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の障害等級別の推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在、2級の手帳所持者数が609人と最も多く、次いで3級が446人、1級が171人となっています。また、1級は減少傾向、2級と3級は増加傾向となっています。

障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
1級	200	184	190	188	184	171
2級	517	511	522	576	622	609
3級	266	291	344	385	441	446
合計	983	986	1,056	1,149	1,247	1,226

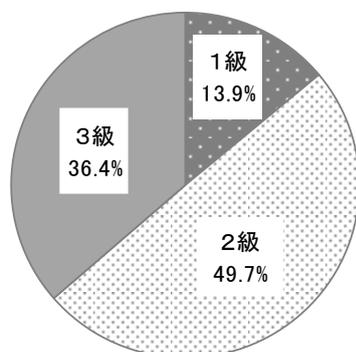
資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

② 障害等級別・年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

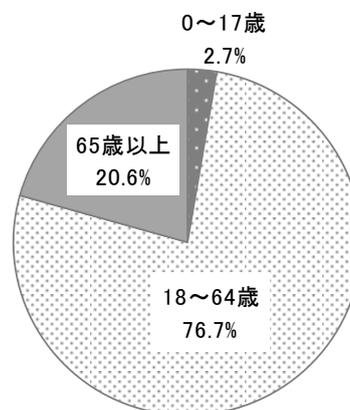
精神障害者保健福祉手帳所持者について、障害等級別にみると、2級の割合が最も高く、全体の49.7%を占めています。年齢別にみると、18～64歳が940人と最も多く、76.7%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者割合（令和2（2020）年4月1日現在）

〈障害等級別〉



〈年齢別〉



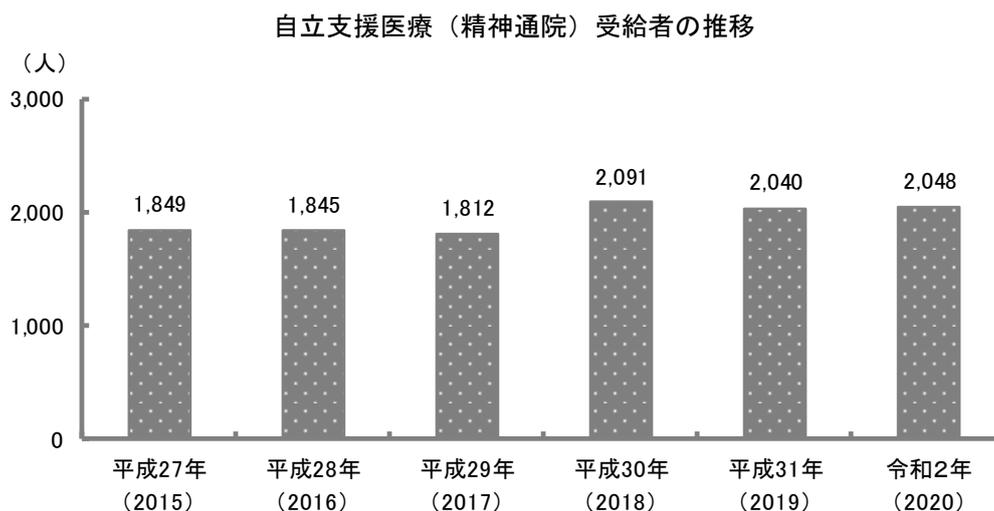
精神障害者保健福祉手帳所持者 障害等級別・年齢別（令和2（2020）年4月1日現在）

	0～17歳		18～64歳		65歳以上	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
1級	0	0.0	101	10.7	70	27.7
2級	3	9.1	466	49.6	140	55.3
3級	30	90.9	373	39.7	43	17.0
合計	33	100.0	940	100.0	253	100.0

資料：庁内調べ

③ 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、令和2（2020）年4月1日現在2,048人で、平成30（2018）年以降2,000人を超えています。



資料：庁内調べ（各年4月1日現在）

(6) 特定医療費（指定難病）受給者数の内訳 （令和2（2020）年4月1日現在）

平成25（2013）年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の定義に新たに難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。難病の対象疾病361疾病のうち、本市における特定医療費（指定難病）受給者の内訳は次の通りです。

疾患名	男	女	計
I g A腎症	4	4	8
アミロイドーシス（※指定難病では「全身性アミロイドーシス」）	1	3	4
一次性ネフローゼ症候群	2	0	2
ウィルソン病	1	0	1
HTLV-1関連脊髄症	0	1	1
ADH分泌異常症（※指定難病では「下垂体性ADH分泌異常症」）	3	0	3
黄色靭帯骨化症	1	3	4
潰瘍性大腸炎	65	51	116
下垂体前葉機能低下症	8	6	14
関節リウマチ（※指定難病では「悪性関節リウマチ」）	1	3	4
球脊髄性筋萎縮症	5	0	5
強直性脊椎炎	1	0	1
強皮症（※指定難病では「全身性强皮症」）	3	24	27
巨細胞性動脈炎	1	0	1
筋萎縮性側索硬化症	5	5	10
筋ジストロフィー	2	0	2
クローン病	39	21	60
結節性多発動脈炎	0	4	4
原発性胆汁性胆管炎	2	24	26
原発性免疫不全症候群	2	2	4
顕微鏡的多発血管炎	3	5	8
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1	4	5
好酸球性副鼻腔炎	3	3	6
後縦靭帯骨化症	23	9	32
広範脊柱管狭窄症	6	1	7
混合性結合組織病	2	12	14
再生不良性貧血	5	8	13
サルコイドーシス	5	9	14
シェーグレン症候群	1	18	19
自己免疫性肝炎	0	4	4
自己免疫性溶血性貧血	0	2	2
重症筋無力症	11	15	26
神経線維腫症	3	1	4
進行性核上性麻痺	9	9	18
成長ホルモン分泌亢進症（※指定難病では「下垂体性成長ホルモン分泌亢進症」）	1	1	2
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	13	15	28
脊髄性筋萎縮症	1	1	2
全身性エリテマトーデス	6	49	55
先天性副腎皮質酵素欠損症	1	3	4
先天性ミオパチー	1	0	1

第2部 岩国市における障害者を取り巻く状況／第1章 岩国市の状況

疾患名	男	女	計
大脳皮質基底核変性症	1	3	4
高安動脈炎	0	6	6
多系統萎縮症	11	5	16
多発血管炎性肉芽腫症	1	1	2
多発性硬化症／視神経脊髄炎	7	18	25
多発性嚢胞腎	5	8	13
天疱瘡	1	2	3
特発性拡張型心筋症	34	12	46
特発性間質性肺炎	13	8	21
特発性血小板減少性紫斑病	9	11	20
特発性大腿骨頭壊死症	17	17	34
特発性門脈圧亢進症	0	1	1
ヌーナン症候群	1	0	1
膿疱性乾癬	2	2	4
パーキンソン病	79	99	178
バージャー病	4	2	6
肺動脈性肺高血圧症	1	1	2
ハンチントン病	0	1	1
肥大型心筋症	2	1	3
皮膚筋炎／多発性筋炎	8	18	26
封入体筋炎	1	0	1
プリオン病	0	2	2
PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）（※指定難病では「下垂体性 PRL 分泌亢進症」）	1	0	1
ベーチェット病	7	6	13
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	6	3	9
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	4	5
ミトコンドリア病	1	2	3
メビウス症候群	0	1	1
網膜色素変性症	5	10	15
もやもや病	3	3	6
リンパ脈管筋腫症	0	1	1
類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	2	1	3
シャルコー・マリー・トゥース病	1	0	1
ライソゾーム病	1	0	1
再発性多発軟骨炎	1	0	1
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1	0	1
脊髄空洞症	1	0	1
前頭側頭葉変性症	2	0	2
心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	1	0	1
急速進行性糸球体腎炎	1	0	1
筋型糖原病	1	0	1
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	0	1
IgG4 関連疾患	1	0	1
特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	2	1	3
原発性硬化性胆管炎	0	1	1
クリオピリン関連周期熱症候群	0	1	1
先天性無痛無汗症	0	1	1
単心室症	0	1	1
副甲状腺機能低下症	0	1	1
特発性多中心性キャッスルマン病	0	2	2
合計	478	577	1,055

第 2 章

アンケート調査及びヒアリング調査

1 アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

市民の方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画の策定や施策推進に役立てるため、調査を実施するものです。

② 調査対象

障害者：岩国市在住の65歳未満の方、1,300人を無作為抽出

障害児：岩国市在住の18歳以下の方、150人を無作為抽出

③ 調査期間

令和2（2020）年7月10日から令和2（2020）年7月31日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

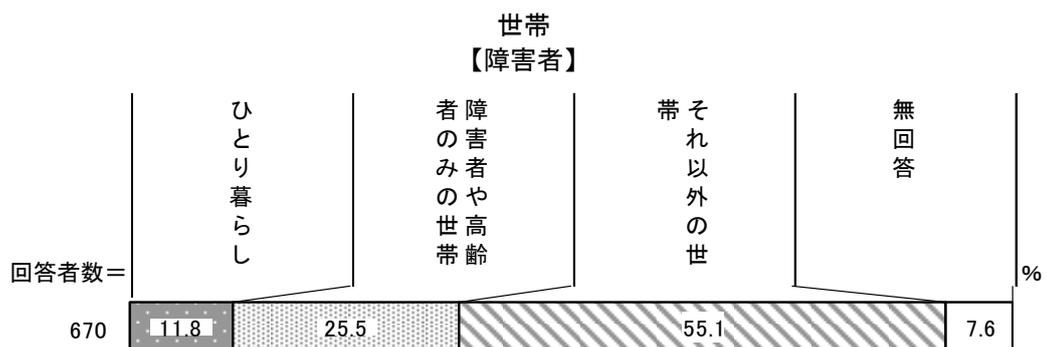
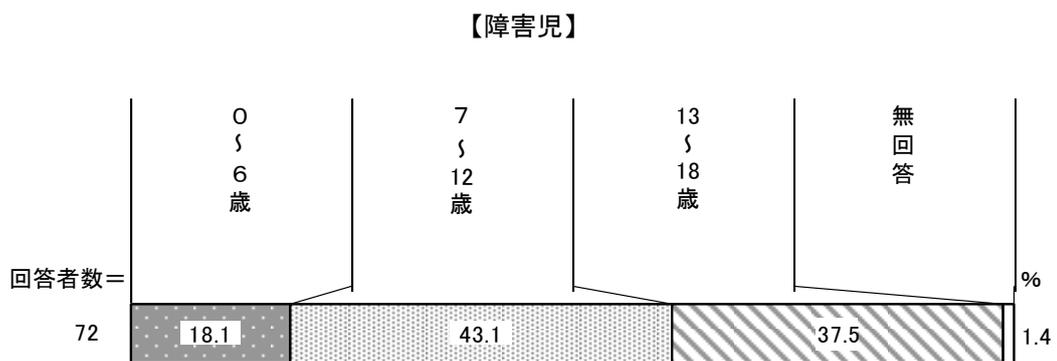
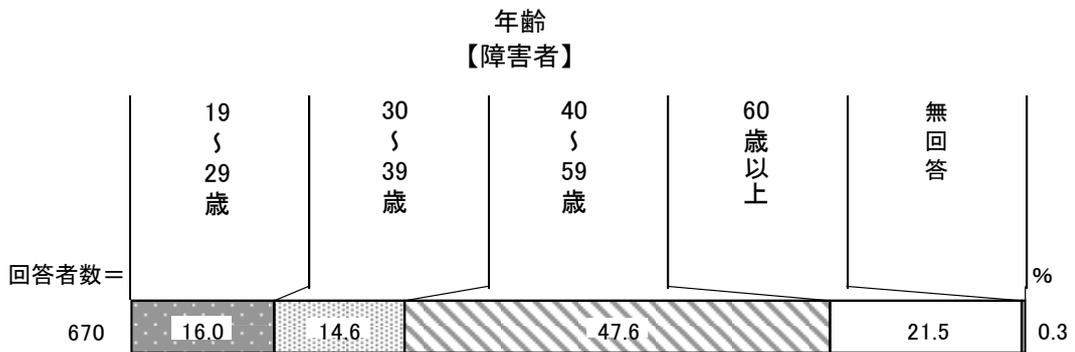
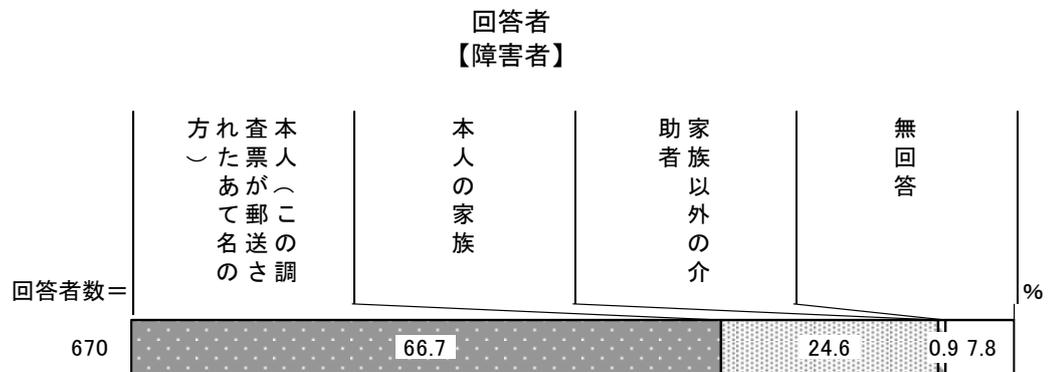
⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障害者	1,289通	670通	52.0%
障害児	149通	72通	48.3%

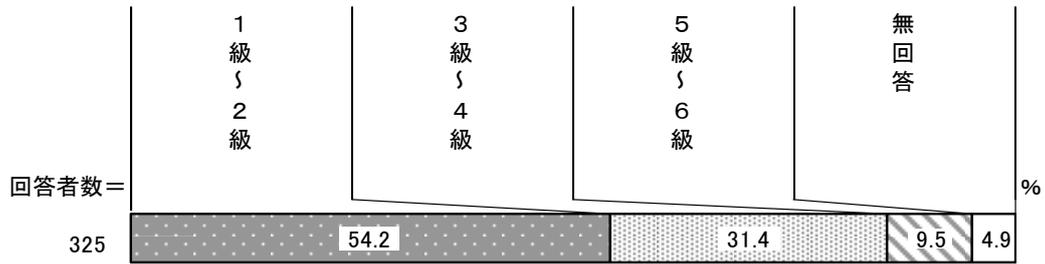
※配布数は、宛先不明による返送数を除いた数

(2) アンケート調査結果

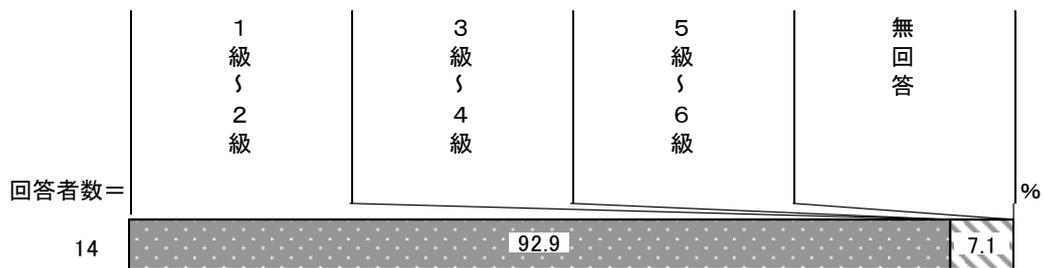
① 回答者の属性



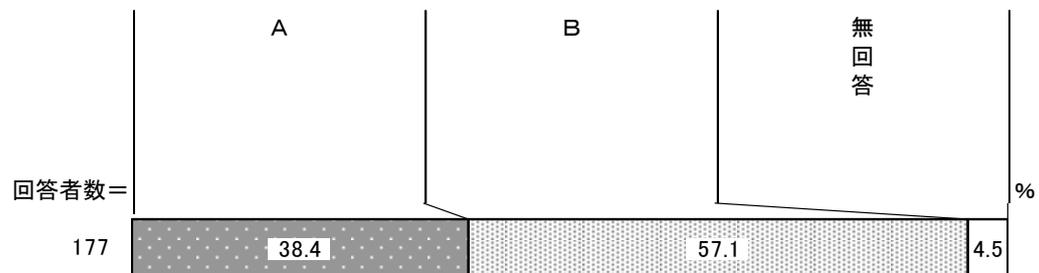
身体障害者手帳の等級
【障害者】



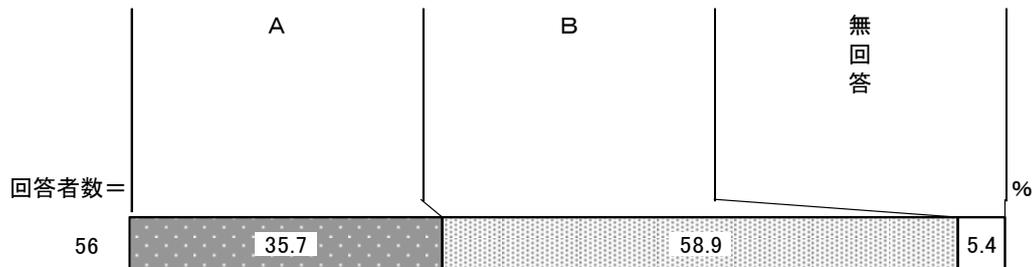
【障害児】



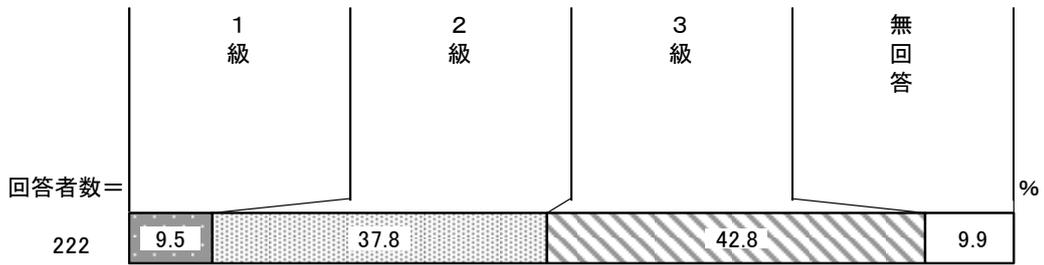
療育手帳の等級
【障害者】



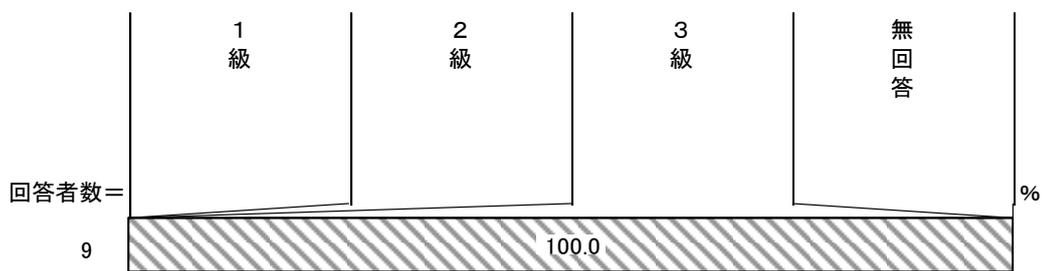
【障害児】



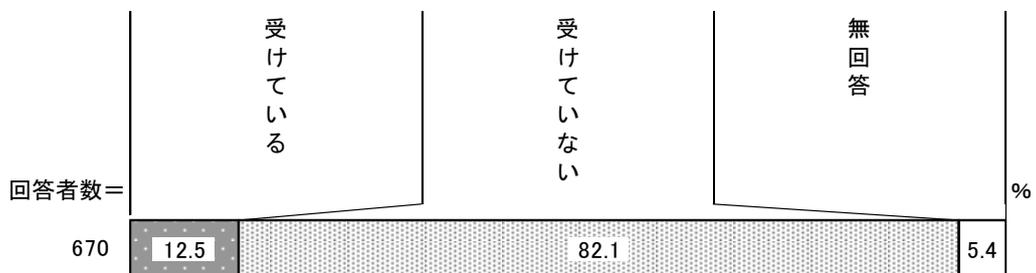
精神障害者保健福祉手帳の等級
【障害者】



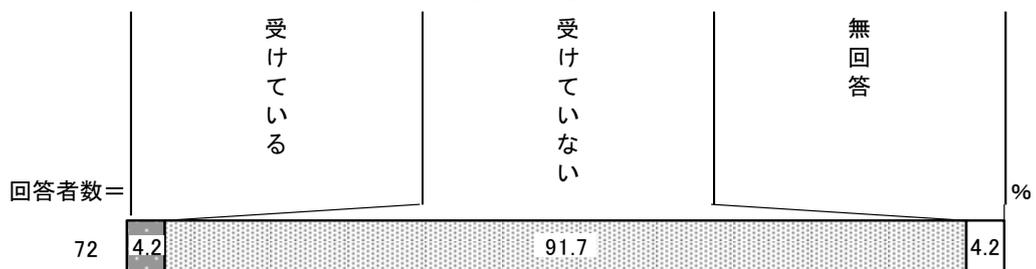
【障害児】



難病認定の有無
【障害者】



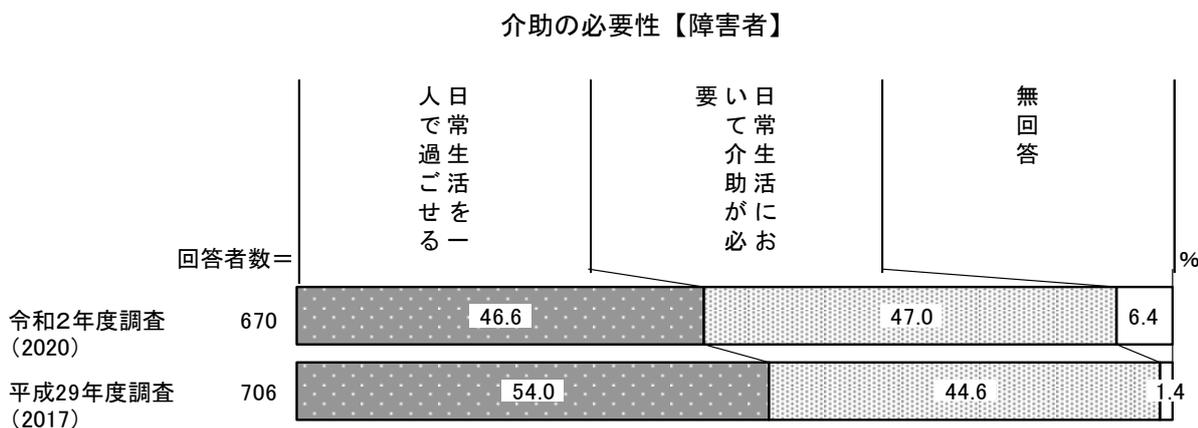
【障害児】



② 介助者の状況について

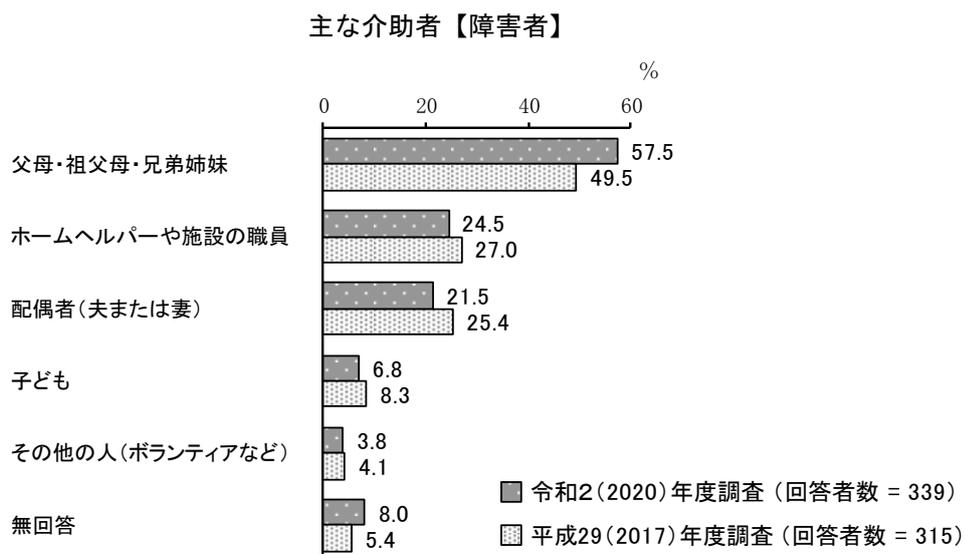
日常生活における介助の必要性について、「日常生活を一人で過ごせる」（すべての項目に「ひとりでできる」と回答した人）の割合が46.6%、「日常生活において介助が必要」の割合が47.0%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



主な介助者について、「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が57.5%と最も高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」の割合が24.5%、「配偶者（夫または妻）」の割合が21.5%となっています。

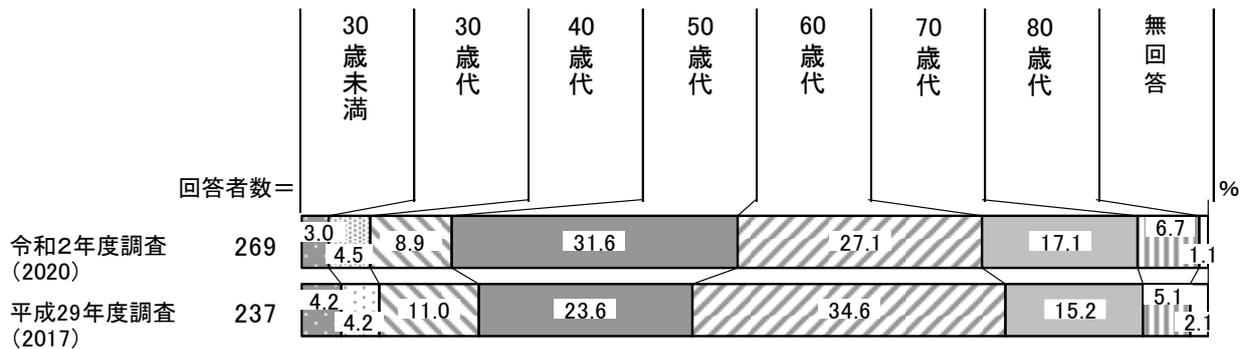
平成29（2017）年度調査と比較すると、「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が8.0ポイント増加しています。



介助者の年齢について、「50歳代」の割合が31.6%と最も高く、次いで「60歳代」の割合が27.1%、「70歳以上」の割合が17.1%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、「50歳代」の割合が8.0ポイント増加し、「60歳代」の割合が7.5ポイント減少しています。

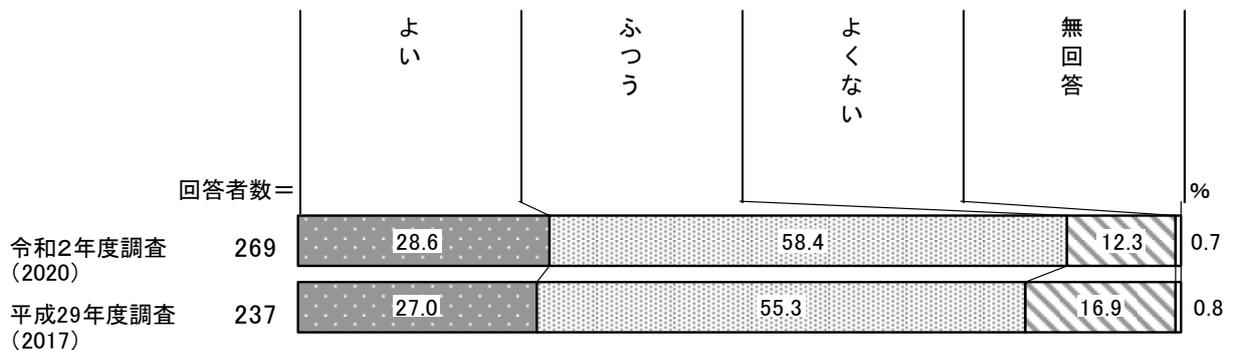
介助者の年齢【障害者】



介助者の健康状態について、「ふつう」の割合が58.4%と最も高く、次いで「よい」の割合が28.6%、「よくない」の割合が12.3%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

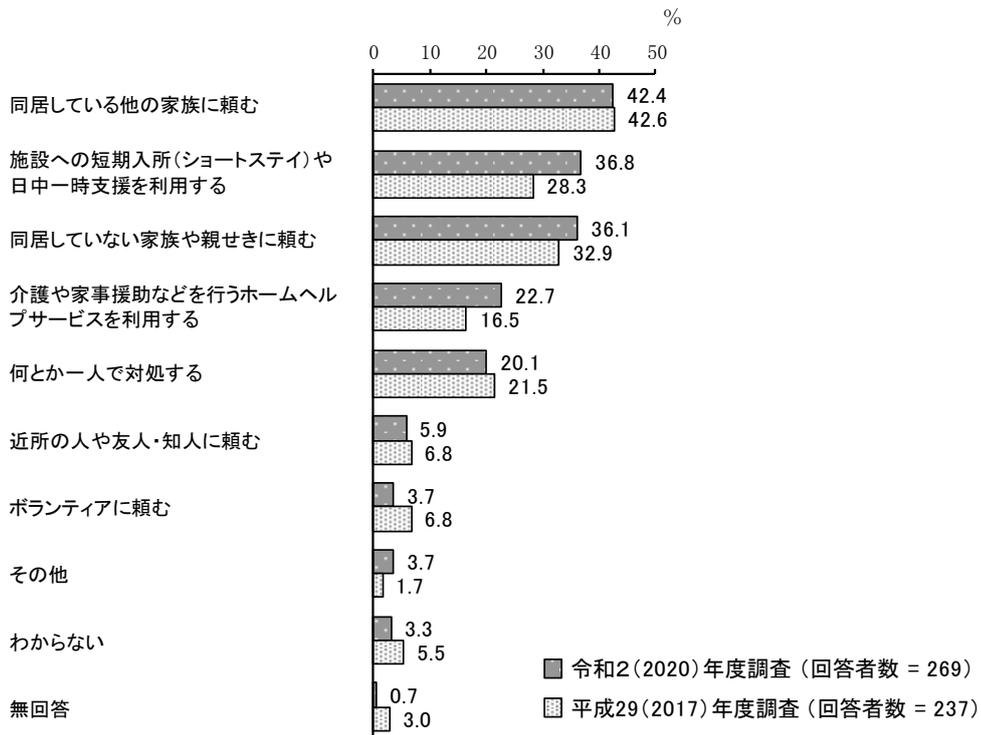
介助者の健康状態【障害者】



介助者が介助できなくなった場合の対応について、「同居している他の家族に頼む」の割合が42.4%と最も高く、次いで「施設への短期入所（ショートステイ）や日中一時支援を利用する」の割合が36.8%、「同居していない家族や親せきに頼む」の割合が36.1%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、「介護や家事援助などを行うホームヘルプサービスを利用する」の割合が6.2ポイント、「施設への短期入所（ショートステイ）や日中一時支援を利用する」の割合が8.5ポイント増加しています。

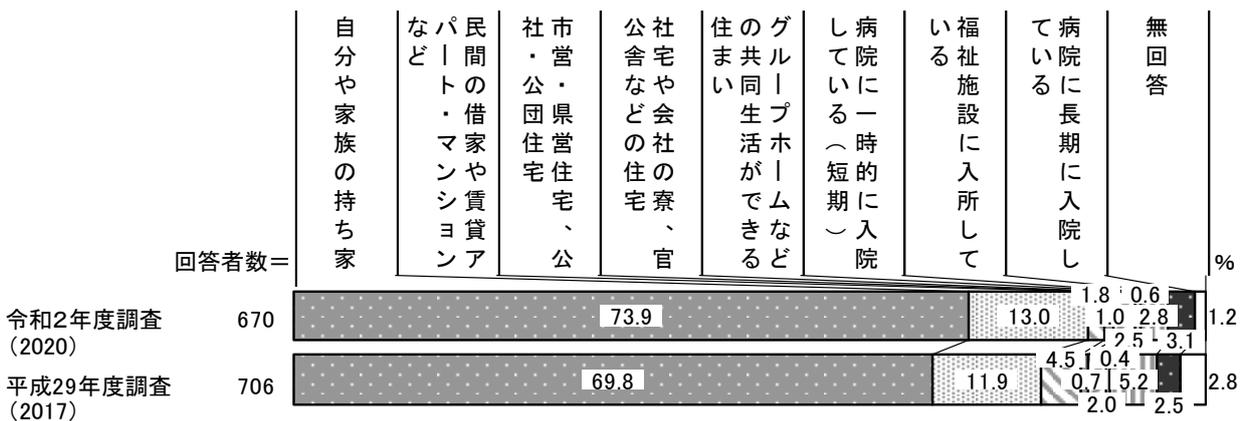
介助者が介助できなくなった場合の対応【障害者】



③ 住宅の状況について

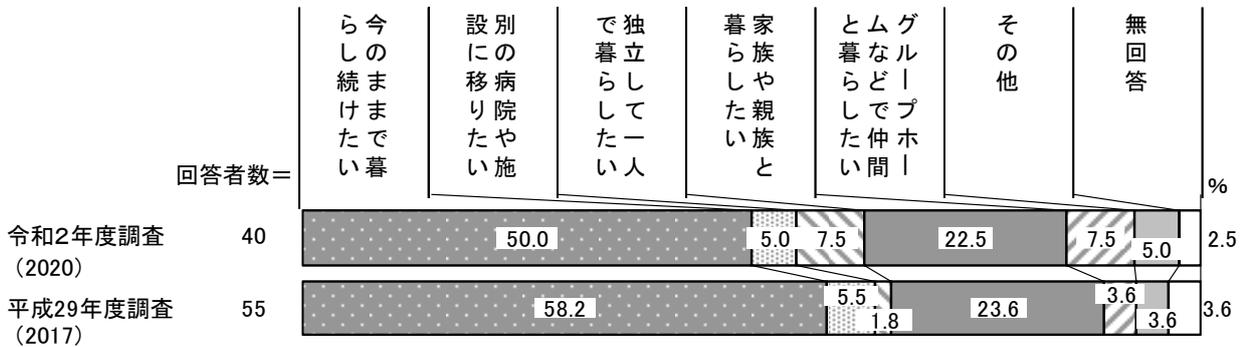
居住形態について、「自分や家族の持ち家」の割合が73.9%と最も高く、次いで「民間の借家や賃貸アパート・マンションなど」の割合が13.0%となっています。平成29（2017）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

居住形態【障害者】



将来の暮らし方の希望について、「今のままで暮らし続けたい」の割合が50.0%と最も高く、次いで「家族や親族と暮らしたい」の割合が22.5%となっています。平成29（2017）年度調査と比較すると、「今のままで暮らし続けたい」の割合が8.2ポイント減少し、「独立して一人で暮らしたい」の割合が5.7ポイント増加しています。

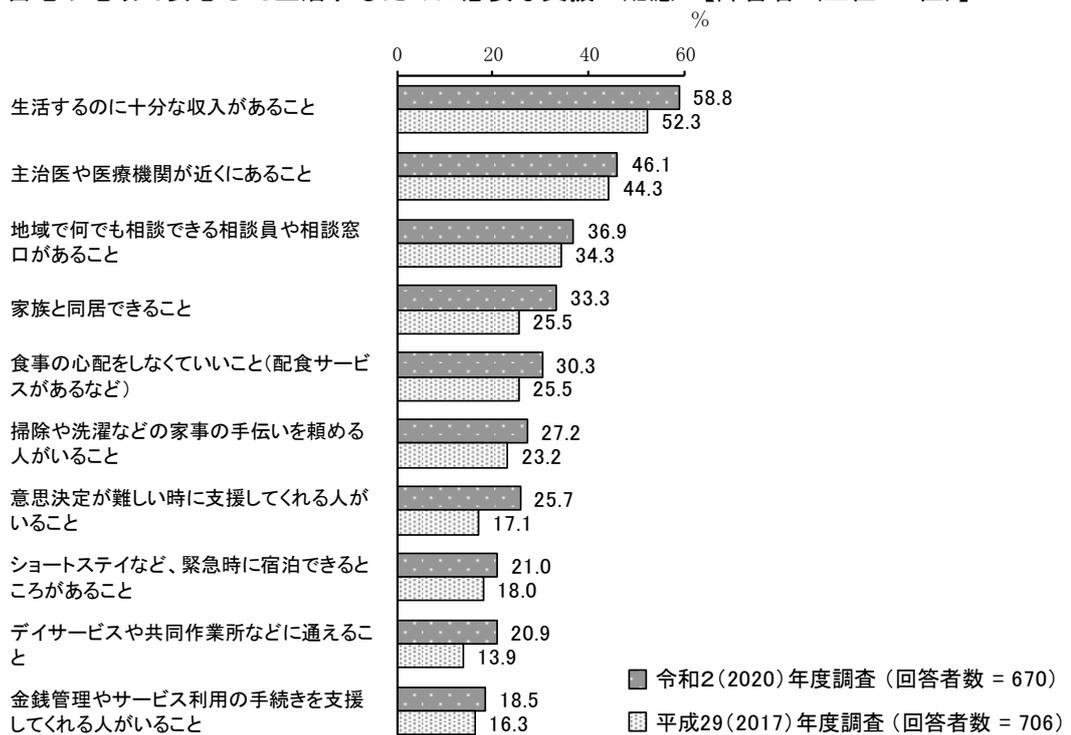
将来の暮らし方の希望（施設入所、長期入院中の人）【障害者】



自宅や地域で安心して生活するために必要な支援・配慮について、「生活するのに十分な収入があること」の割合が58.8%と最も高く、次いで「主治医や医療機関が近くにあること」の割合が46.1%、「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」の割合が36.9%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、「デイサービスや共同作業所などに通えること」の割合が7.0ポイント、「生活するのに十分な収入があること」の割合が6.5ポイント、「家族と同居できること」の割合が7.8ポイント、「意思決定が難しい時に支援してくれる人がいること」の割合が8.6ポイント増加しています。

自宅や地域で安心して生活するために必要な支援・配慮 【障害者（上位10位）】



④ 外出状況について

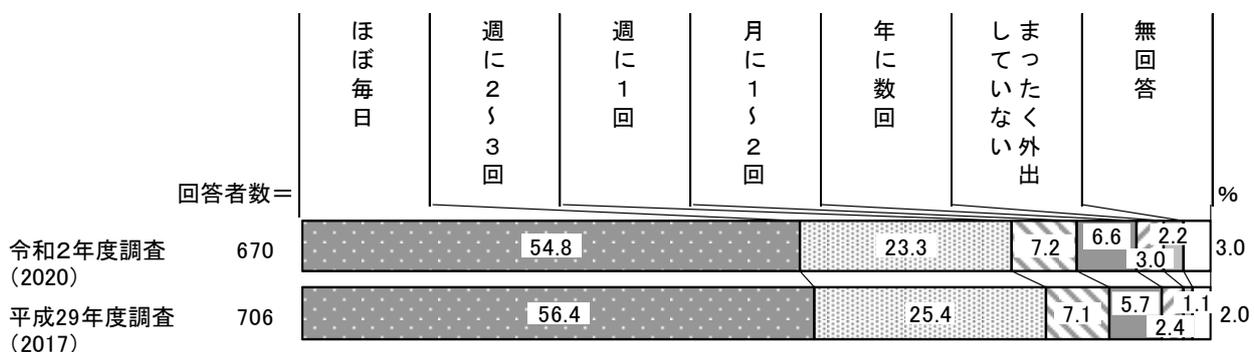
外出の頻度について、障害者では「ほぼ毎日」の割合が54.8%と最も高く、次いで「週に2～3回」の割合が23.3%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

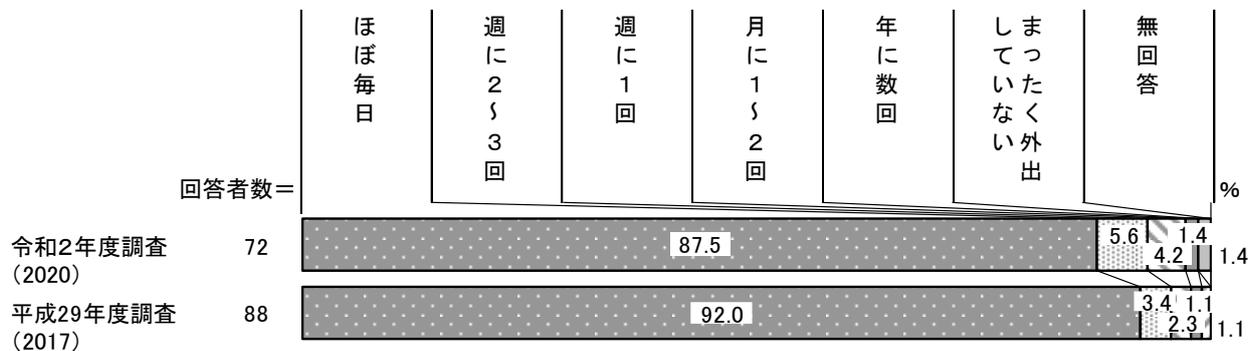
障害児では「ほぼ毎日」の割合が87.5%と最も高くなっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

外出の頻度
【障害者】



【障害児】



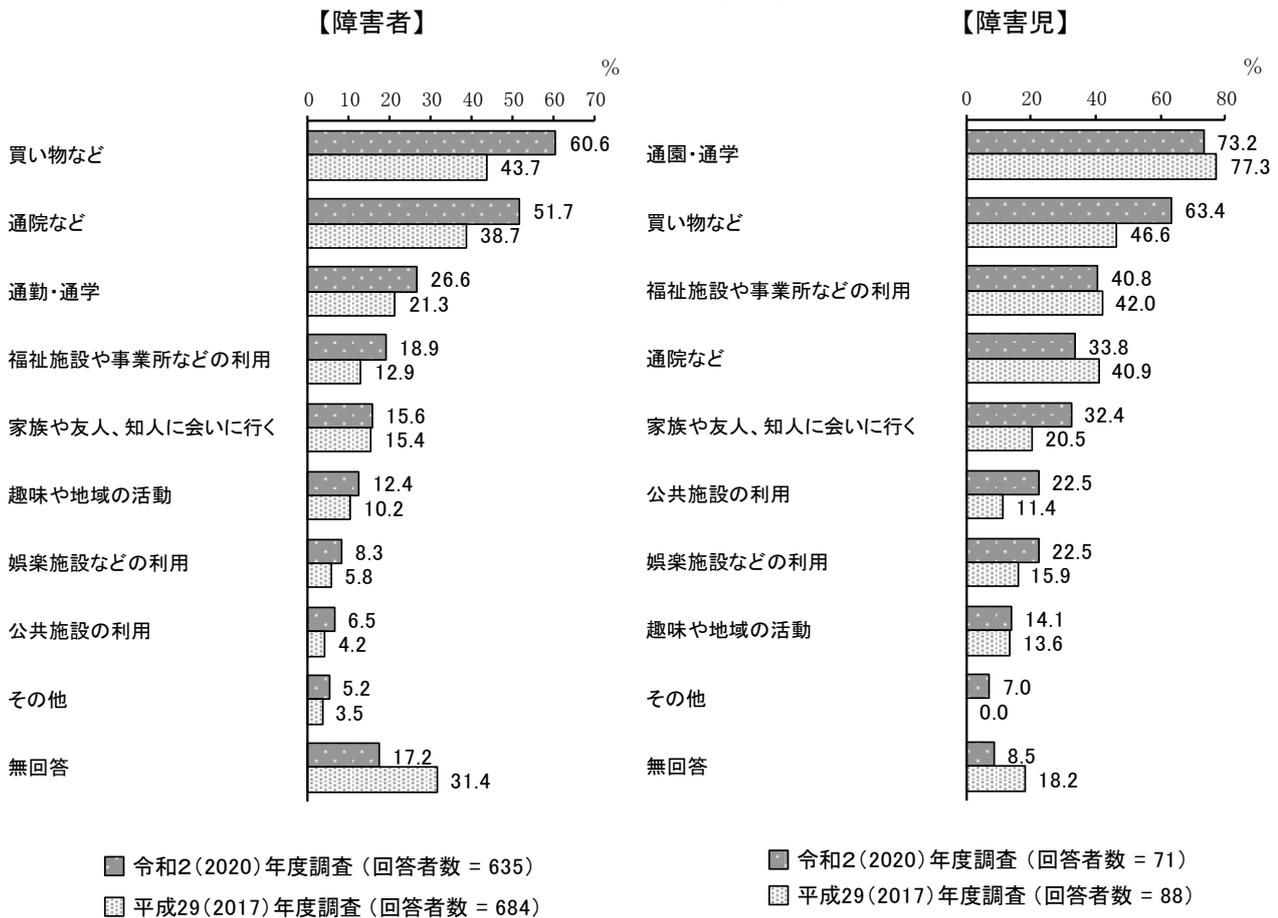
外出の主な目的について、障害者では「買い物など」の割合が60.6%と最も高く、次いで「通院など」の割合が51.7%、「通勤・通学」の割合が26.6%となっています。

平成29(2017)年度調査と比較すると、全ての項目の割合で増加しており、特に「買い物など」の割合が16.9ポイント、「通院など」の割合が13.0ポイント増加しています。

障害児では「通園・通学」の割合が73.2%と最も高く、次いで「買い物など」の割合が63.4%、「福祉施設や事業所などの利用」の割合が40.8%となっています。

平成29(2017)年度調査と比較すると、「通院など」の割合が7.1ポイント減少し、「買い物など」の割合が16.8ポイント、「公共施設の利用」の割合が11.1ポイント、「家族や友人、知人に会いに行く」の割合が11.9ポイント、「娯楽施設などの利用」の割合が6.6ポイント増加しています。

外出の主な目的

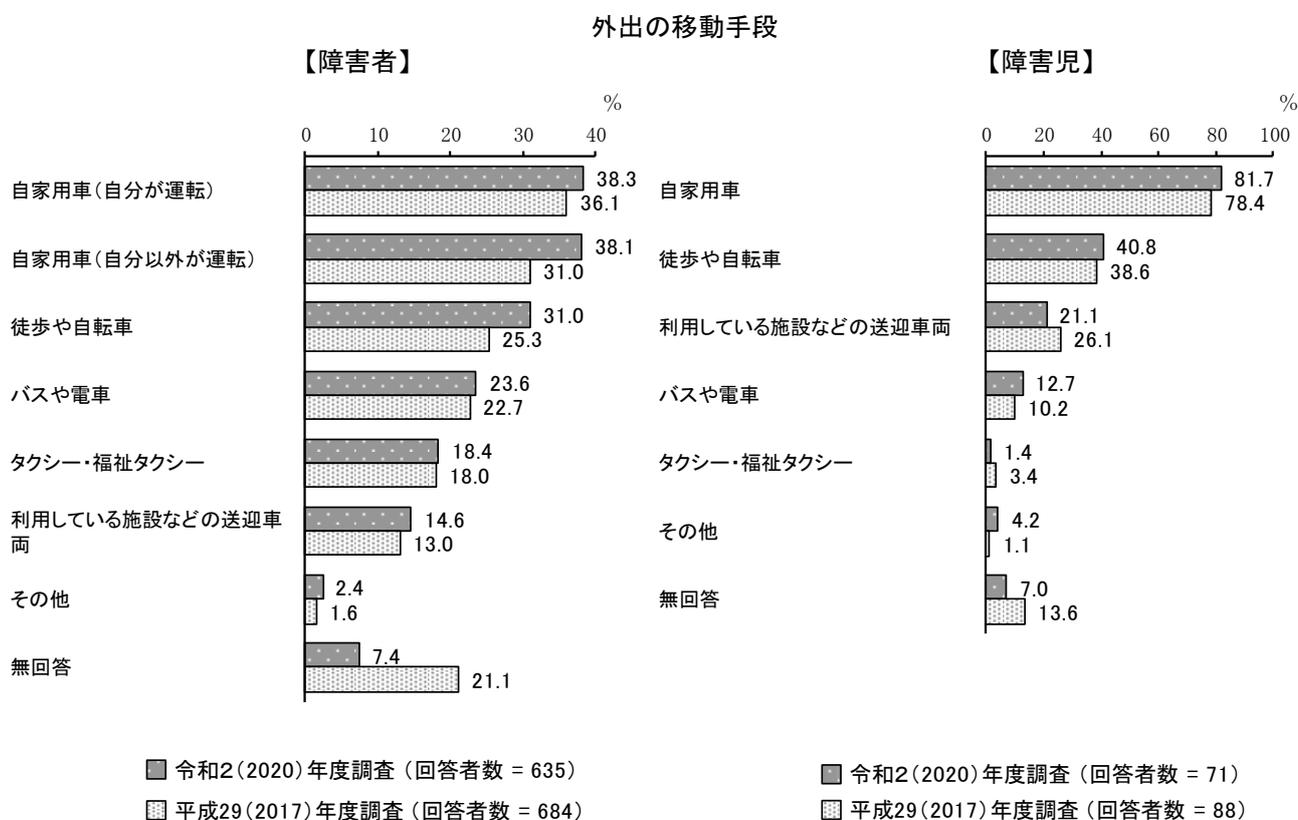


外出の移動手段について、障害者では「自家用車（自分が運転）」の割合が38.3%と最も高く、次いで「自家用車（自分以外が運転）」の割合が38.1%、「徒歩や自転車」の割合が31.0%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、「徒歩や自転車」の割合が5.7ポイント、「自家用車（自分以外が運転）」の割合が7.1ポイント増加しています。

障害児では「自家用車」の割合が81.7%と最も高く、次いで「徒歩や自転車」の割合が40.8%、「利用している施設などの送迎車両」の割合が21.1%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、「利用している施設などの送迎車両」の割合が5.0ポイント減少しています。

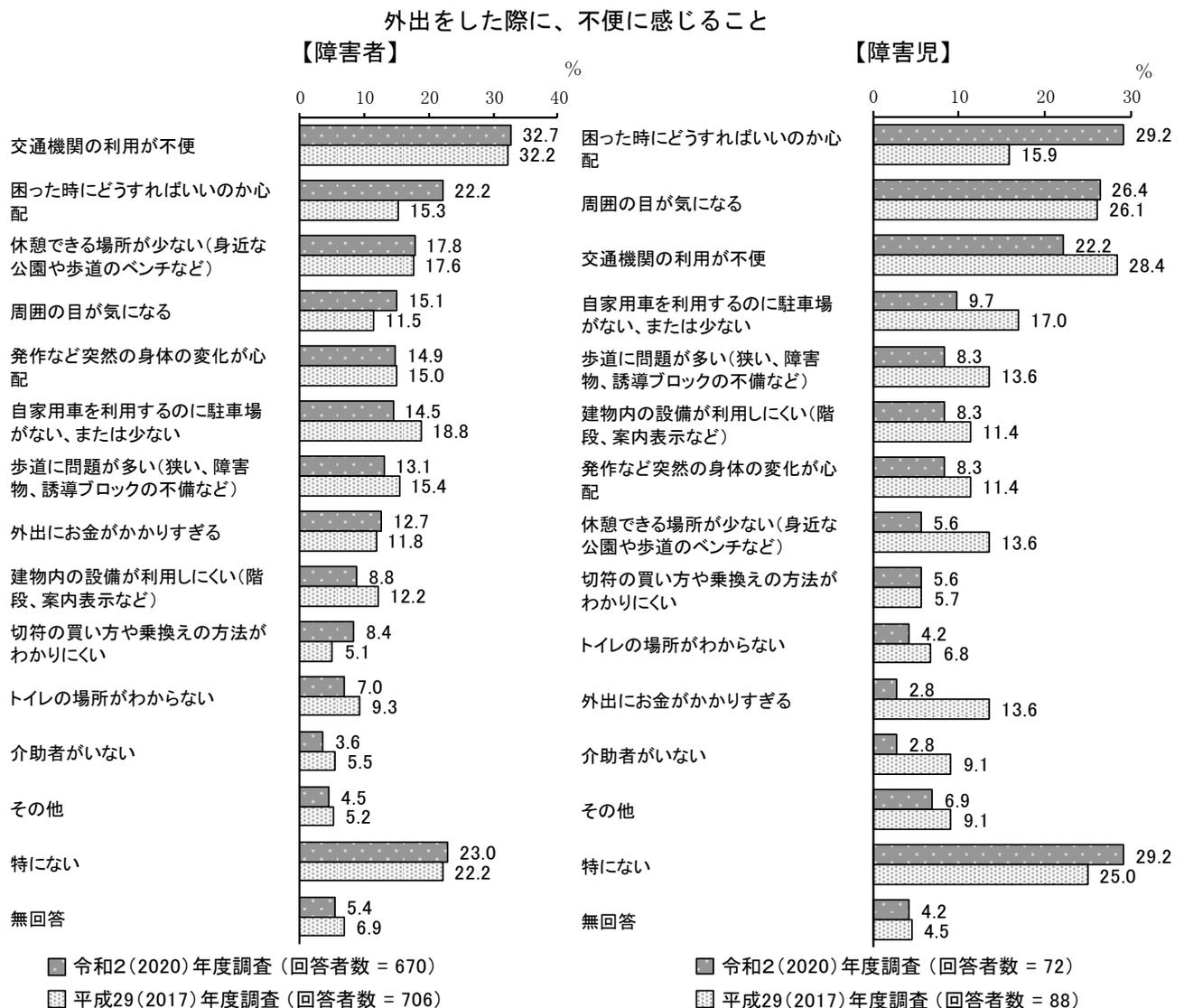


外出をした際に、不便に感じることについて、障害者では「交通機関の利用が不便」の割合が32.7%と最も高く、次いで「特にない」の割合が23.0%、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が22.2%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が6.9ポイント増加しています。

障害児では「困った時にどうすればいいのか心配」、「特にない」の割合が29.2%と最も高く、次いで「周囲の目が気になる」の割合が26.4%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が13.3ポイント増加し、「交通機関の利用が不便」の割合が6.2ポイント、「自家用車を利用するのに駐車場がない、または少ない」の割合が7.3ポイント、「歩道に問題が多い（狭い、障害物、誘導ブロックの不備など）」の割合が5.3ポイント、「休憩できる場所が少ない（身近な公園や歩道のベンチなど）」の割合が8.0ポイント、「外出にお金がかかりすぎる」の割合が10.8ポイント、「介助者がいない」の割合が6.3ポイント減少しています。



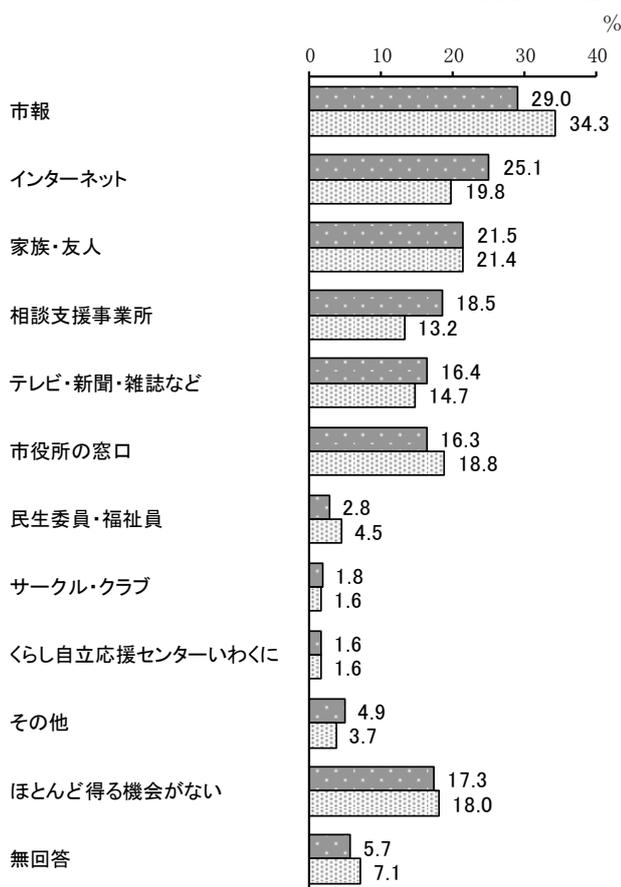
⑤ 情報収集について

福祉サービスなどの情報の入手先について、「市報」の割合が29.0%と最も高く、次いで「インターネット」の割合が25.1%、「家族・友人」の割合が21.5%となっています。平成29（2017）年度調査と比較すると、「市報」の割合が5.3ポイント減少し、「インターネット」「相談支援事業所」の割合が5.3ポイント増加しています。

今後充実してほしい情報について、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」の割合が49.4%と最も高く、次いで「福祉サービスの具体的な内容や利用などに関する情報」の割合が39.1%、「施設・機関が行っている医療、福祉サービスの質に関する情報」の割合が27.8%となっています。

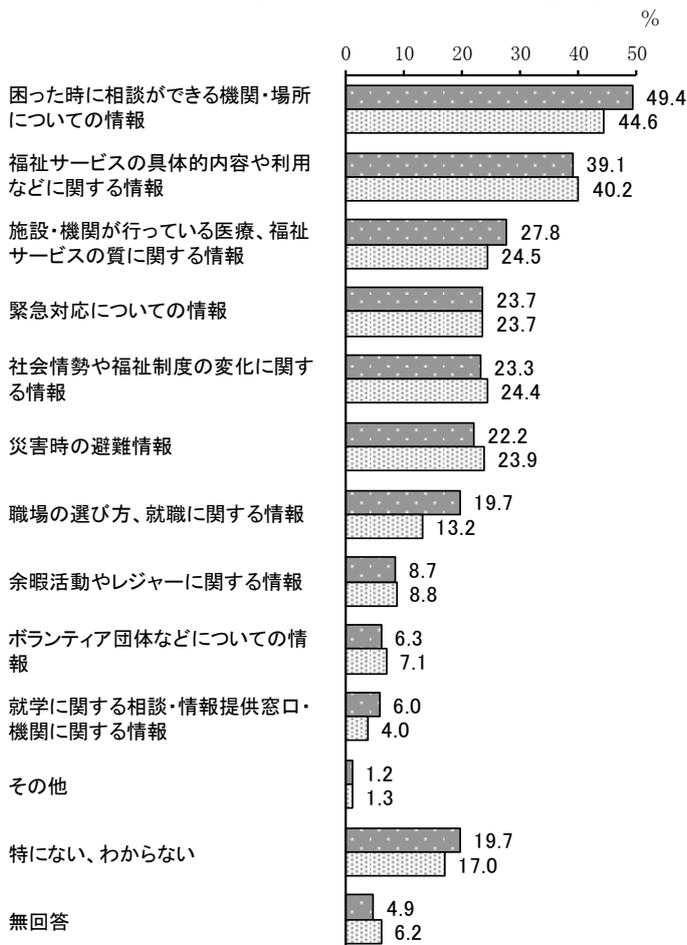
平成29（2017）年度調査と比較すると、「職場の選び方、就職に関する情報」の割合が6.5ポイント増加しています。

福祉サービスなどの情報の入手先【障害者】



■ 令和2(2020)年度調査 (回答者数 = 670)
 ■ 平成29(2017)年度調査 (回答者数 = 706)

今後充実してほしい情報【障害者】



■ 令和2(2020)年度調査 (回答者数 = 670)
 ■ 平成29(2017)年度調査 (回答者数 = 706)

⑥ 障害福祉サービスについて

障害支援区分の認定について、「受けていない」の割合が65.5%と最も高くなっています。平成29（2017）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

障害支援区分の認定【障害者】

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	受けていない	無回答
令和2年度調査 (2020)	1.9	4.5	1.6				65.5	15.8
平成29年度調査 (2017)	3.0	4.9	2.7				65.7	17.7
回答者数=	670	706						

障害福祉サービスの満足度について、障害者では「満足している」と「だいたい満足している」をあわせた“満足している”の割合が21.2%、「少し不満である」と「大変不満である」をあわせた“不満である”の割合が17.4%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

障害児では「満足している」と「だいたい満足している」をあわせた“満足している”の割合が29.2%、「ふつう（特に不満はない）」の割合が30.6%、「少し不満である」と「大変不満である」をあわせた“不満である”の割合が26.3%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、“不満である”の割合が12.4ポイント減少しています。

障害福祉サービスの満足度【障害者】

	満足している	だいたい満足している	ふつう（特に不満はない）	少し不満である	大変不満である	（わ）（か）（ら）（な）（い）（関）（心）（が）（な）（い）	無回答
令和2年度調査 (2020)	9.1	12.1	30.0	14.0	3.4	26.4	4.9
平成29年度調査 (2017)	7.8	12.3	32.3	13.2	3.5	24.1	6.8
回答者数=	670	706					

【障害児】

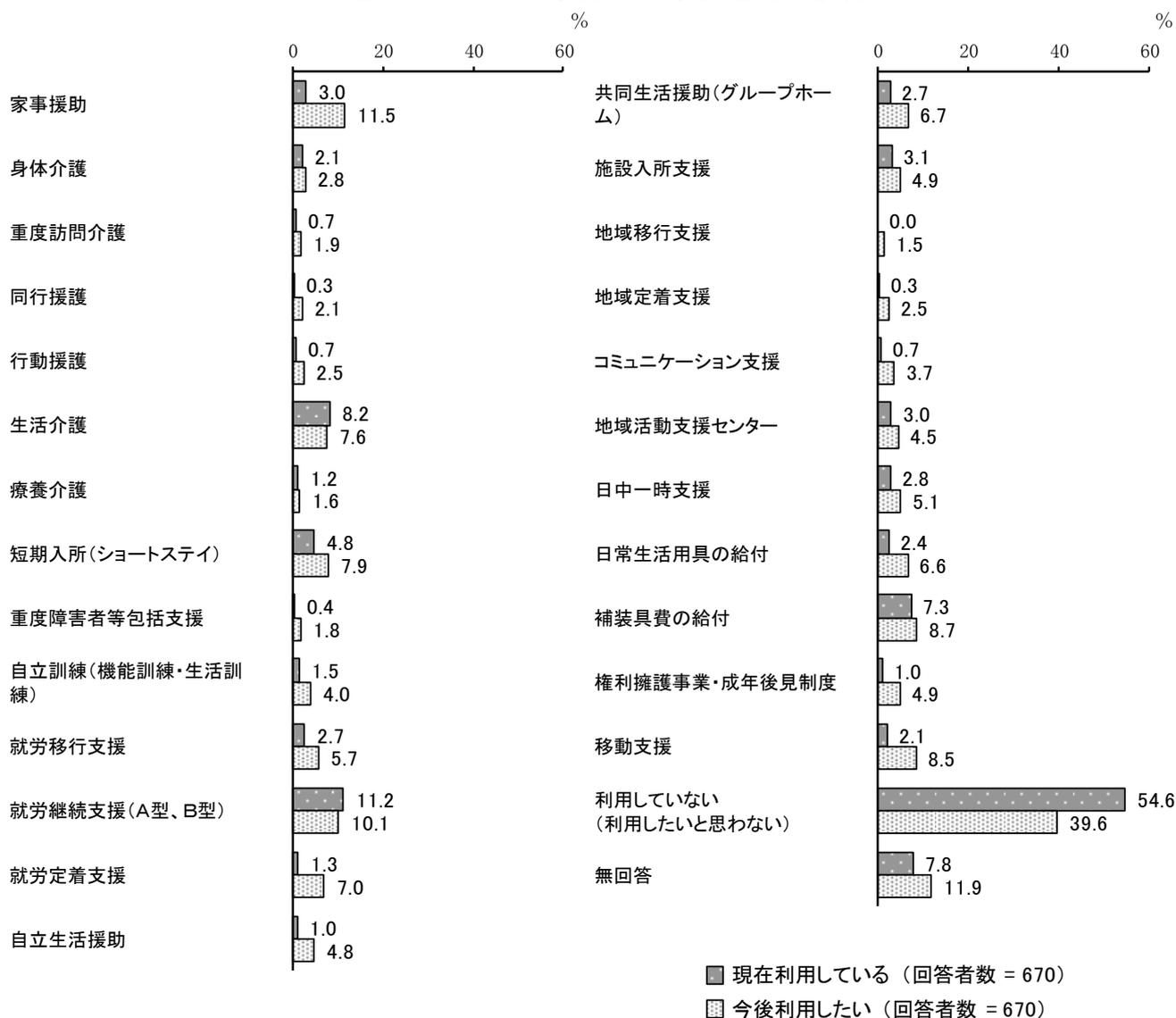
	満足している	だいたい満足している	ふつう（特に不満はない）	少し不満である	大変不満である	（わ）（か）（ら）（な）（い）（関）（心）（が）（な）（い）	無回答
令和2年度調査 (2020)	4.2	25.0	30.6	19.4	6.9	11.1	2.8
平成29年度調査 (2017)	6.8	18.2	26.1	30.7	8.0	8.0	2.3
回答者数=	72	88					

障害福祉サービスの利用状況・利用希望について、障害者では「生活介護」「就労継続支援（A型、B型）」を除くすべての障害福祉サービスで利用状況に対して利用希望が高くなっています。

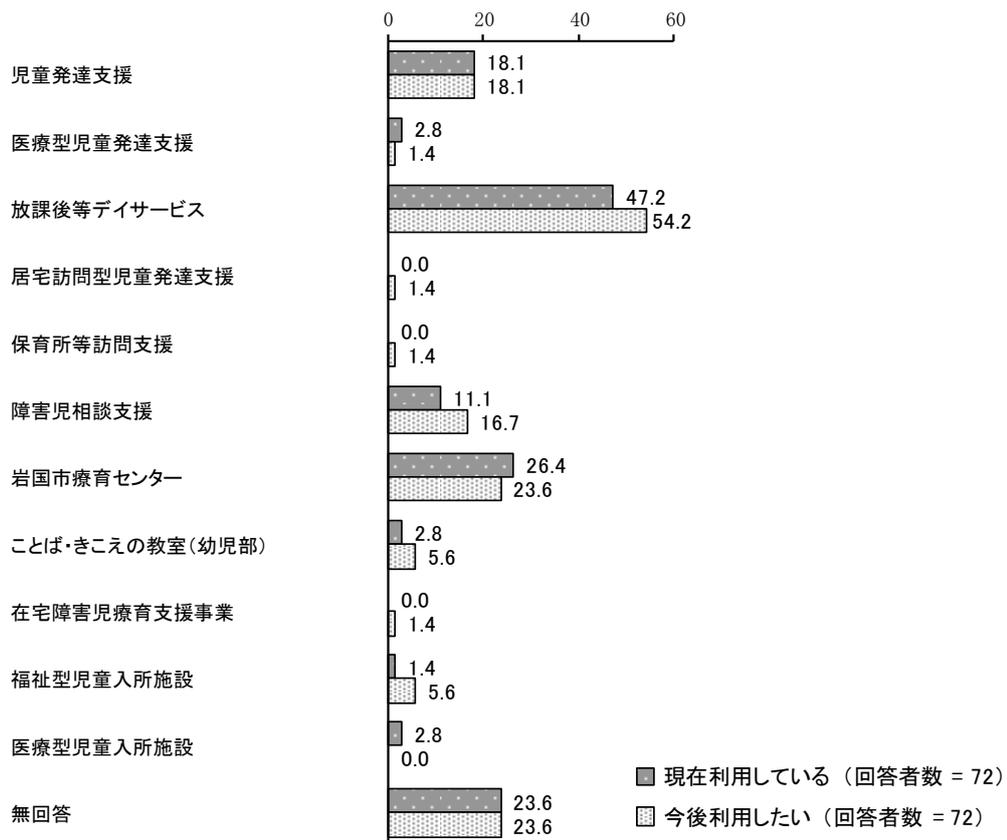
障害児（障害児に関するサービス）では「放課後等デイサービス」「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」「ことば・きこえの教室（幼児部）」「在宅障害児療育支援事業」「福祉型児童入所施設」で利用状況に対して利用希望が高くなっています。

障害児（その他のサービス）では「家事援助」「身体介護」「行動援護」「短期入所（ショートステイ）」「重度障害者等包括支援」「コミュニケーション支援」「地域活動支援センター」「日中一時支援」「日常生活用具の給付」「移動支援」で利用状況に対して利用希望が高くなっています。

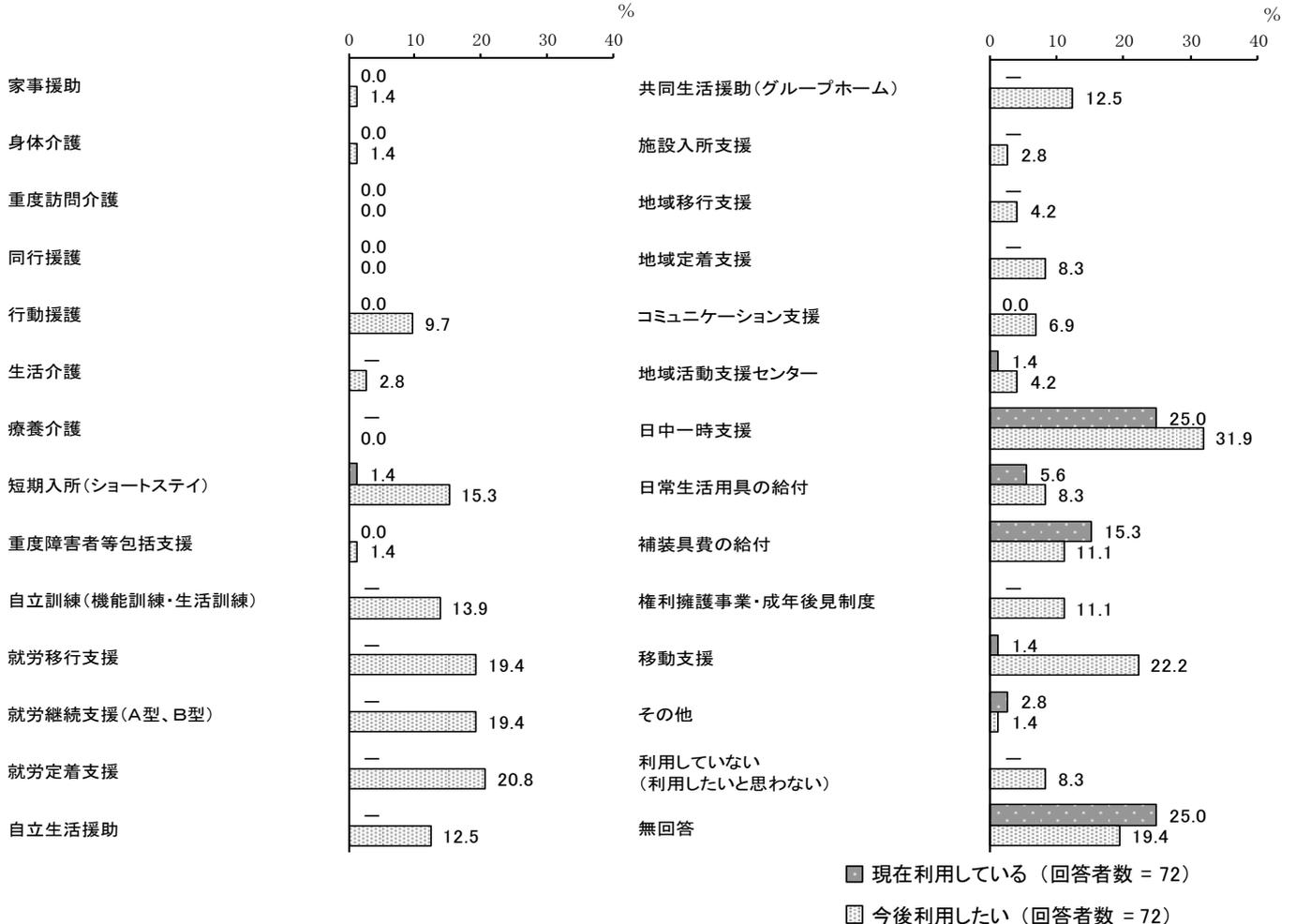
障害福祉サービスの利用状況・利用希望【障害者】



【障害児（障害児に関するサービス）】%



【障害児（その他のサービス）】%

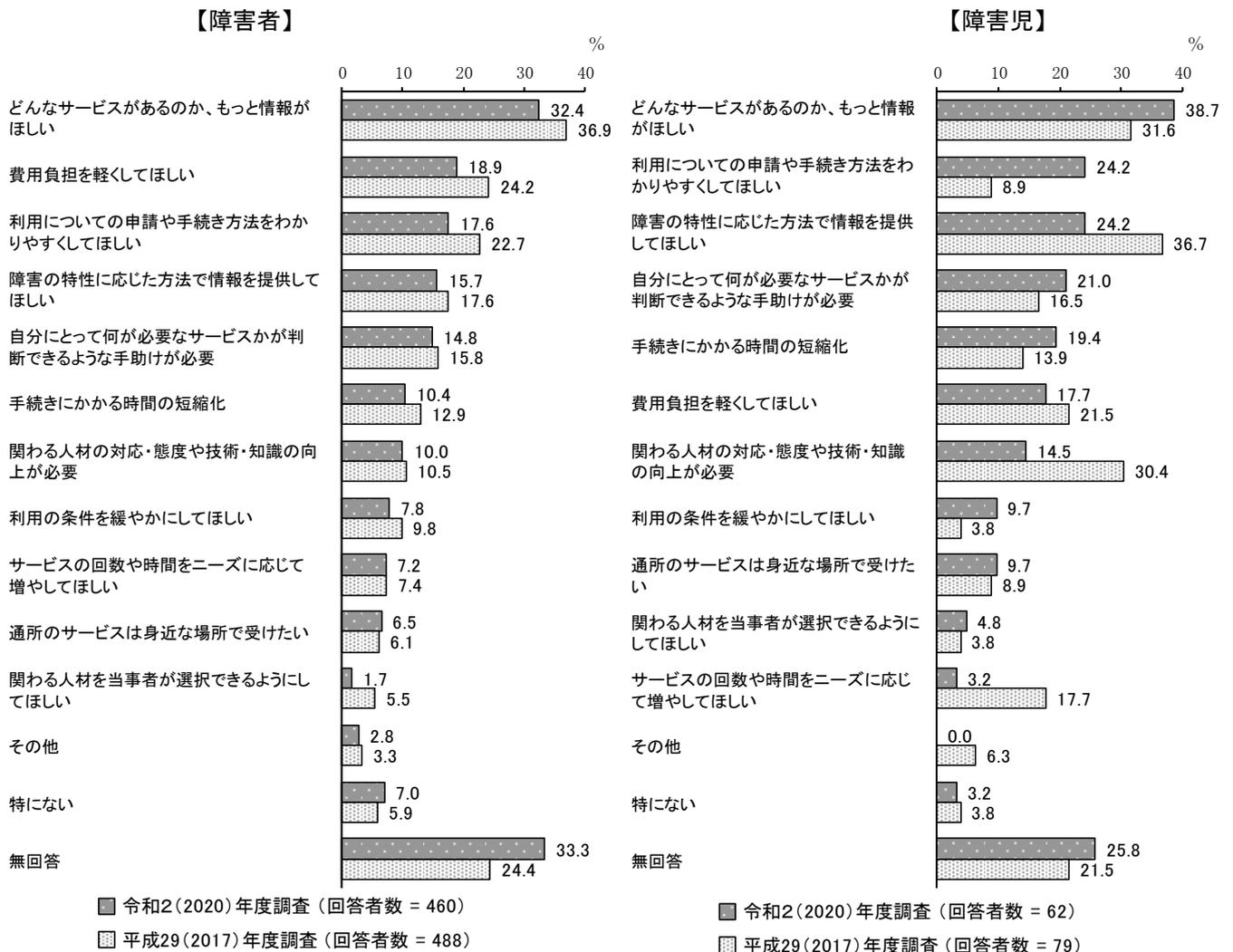


障害福祉サービスに関する今後の希望について、障害者では「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」の割合が32.4%と最も高く、次いで「費用負担を軽くしてほしい」の割合が18.9%となっています。平成29（2017）年度調査と比較すると、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」の割合が5.1ポイント、「費用負担を軽くしてほしい」の割合が5.3ポイント減少しています。

障害児では「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」の割合が38.7%と最も高く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」、「障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」の割合が24.2%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、「障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」の割合が12.5ポイント、「サービスの回数や時間をニーズに応じて増やしてほしい」の割合が14.5ポイント、「関わる人材の対応・態度や技術・知識の向上が必要」の割合が15.9ポイント減少しています。また、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」の割合が7.1ポイント、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」の割合が15.3ポイント、「手続きにかかる時間の短縮化」の割合が5.5ポイント、「利用の条件を緩やかにしてほしい」の割合が5.9ポイント増加しています。

障害福祉サービスに関する今後の希望

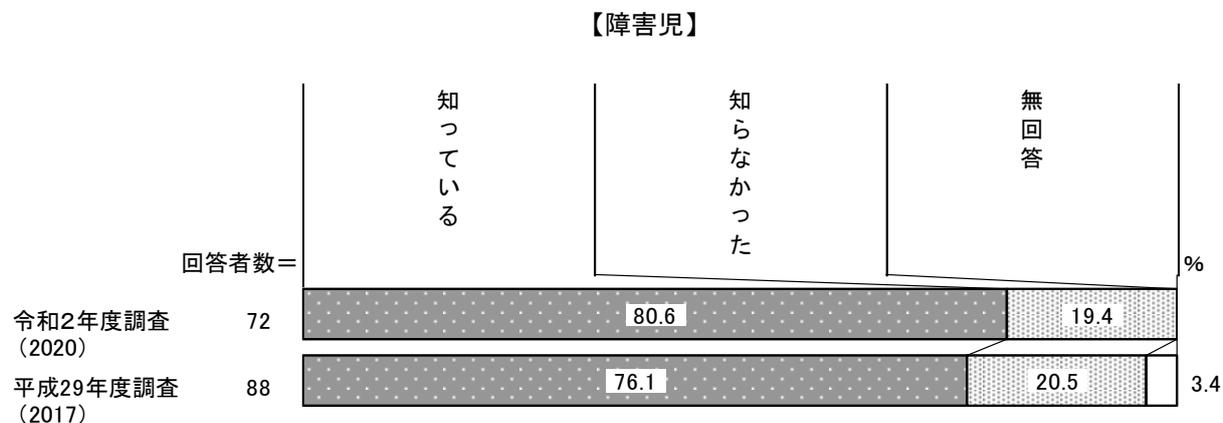
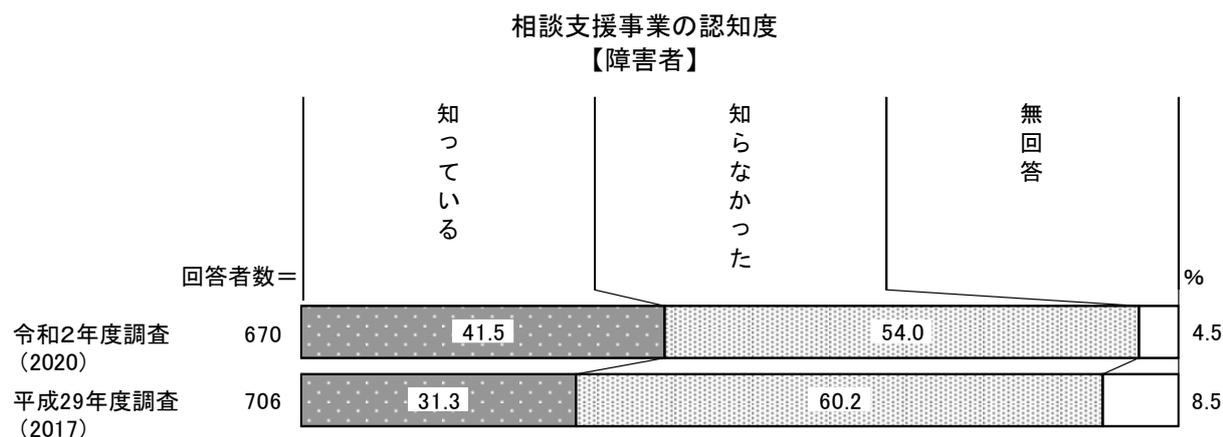


相談支援事業の認知度について、障害者では「知っている」の割合が41.5%、「知らなかった」の割合が54.0%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、「知っている」の割合が10.2ポイント増加し、「知らなかった」の割合が6.2ポイント減少しています。

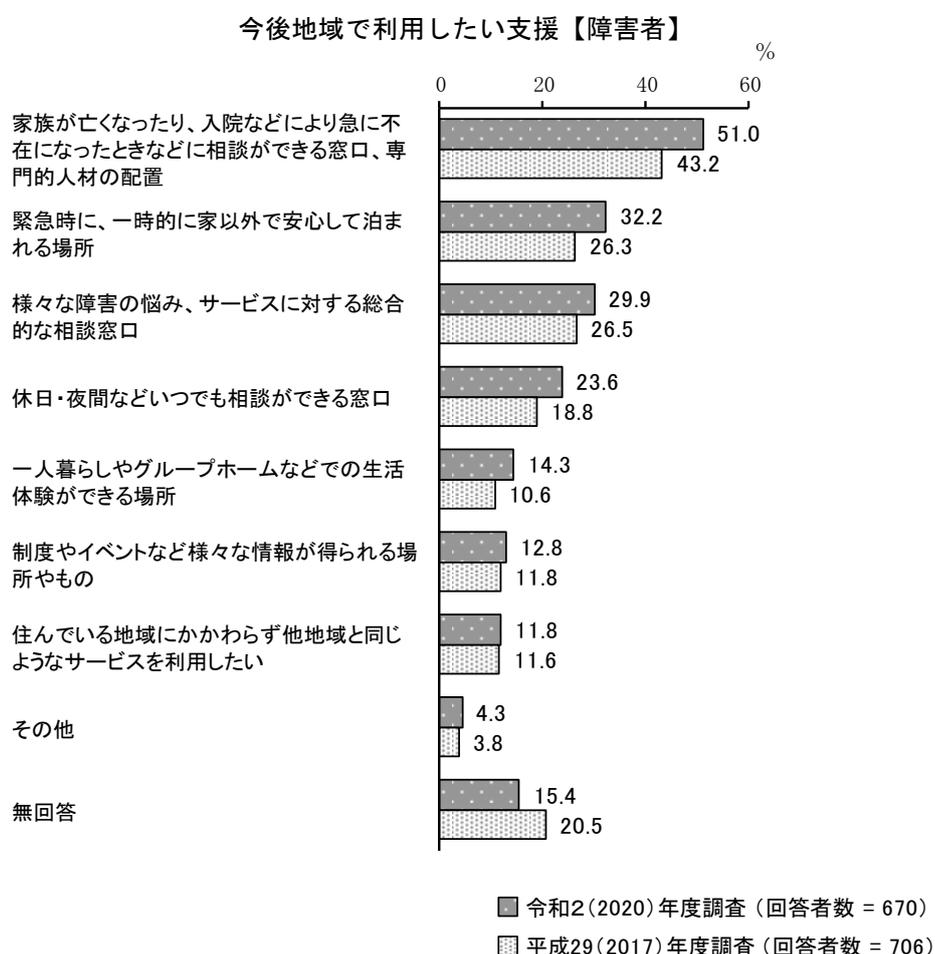
障害児では「知っている」の割合が80.6%、「知らなかった」の割合が19.4%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



今後地域で利用したい支援について、「家族が亡くなったり、入院などにより急に不在になったときなどに相談ができる窓口、専門的人材の配置」の割合が51.0%と最も高く、次いで「緊急時に、一時的に家以外で安心して泊まれる場所」の割合が32.2%、「様々な障害の悩み、サービスに対する総合的な相談窓口」の割合が29.9%となっています。

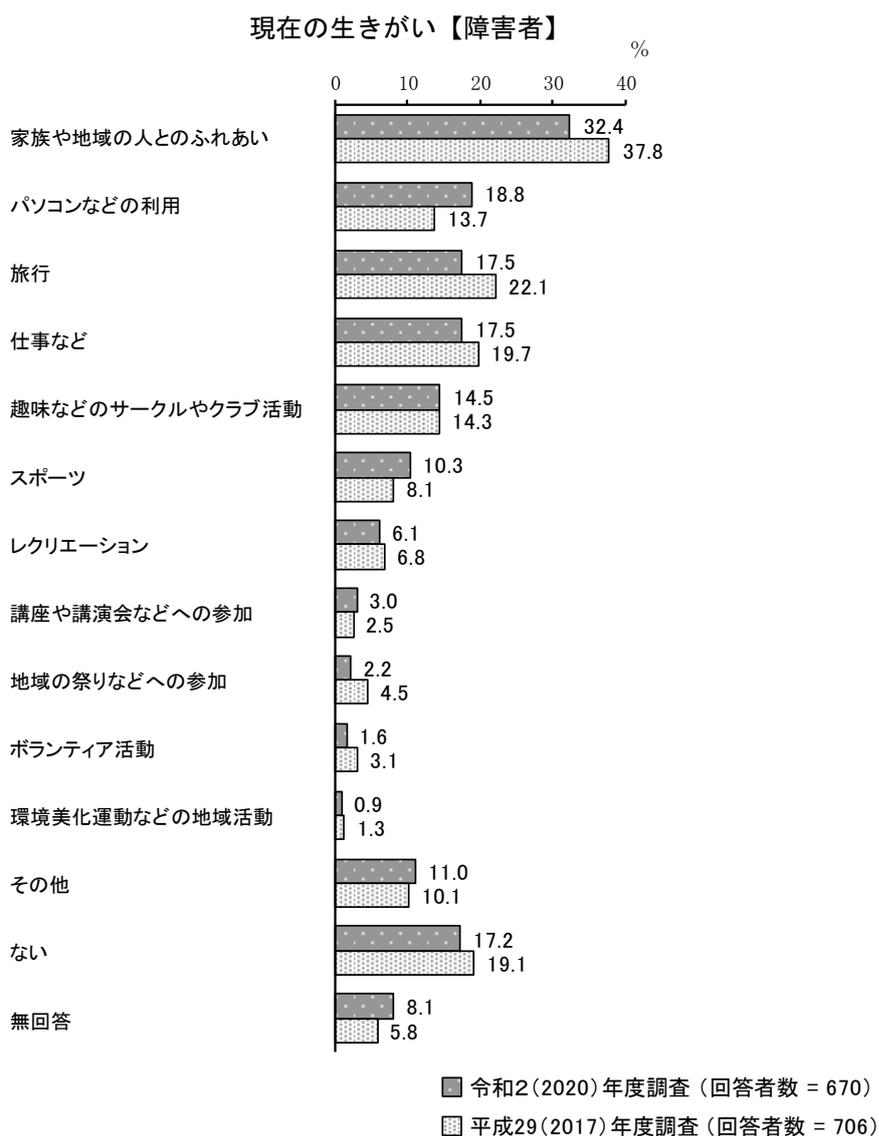
平成29（2017）年度調査と比較すると、「家族が亡くなったり、入院などにより急に不在になったときなどに相談ができる窓口、専門的人材の配置」の割合が7.8ポイント、「緊急時に、一時的に家以外で安心して泊まれる場所」の割合が5.9ポイント増加しています。



⑦ 生きがいについて

現在の生きがいについて、「家族や地域の人とのふれあい」の割合が32.4%と最も高く、次いで「パソコンなどの利用」の割合が18.8%、「旅行」、「仕事など」の割合が17.5%となっています。

平成29（2017）年度調査と比較すると、「パソコンなどの利用」の割合が5.1ポイント増加し、「家族や地域の人とのふれあい」の割合が5.4ポイント減少しています。

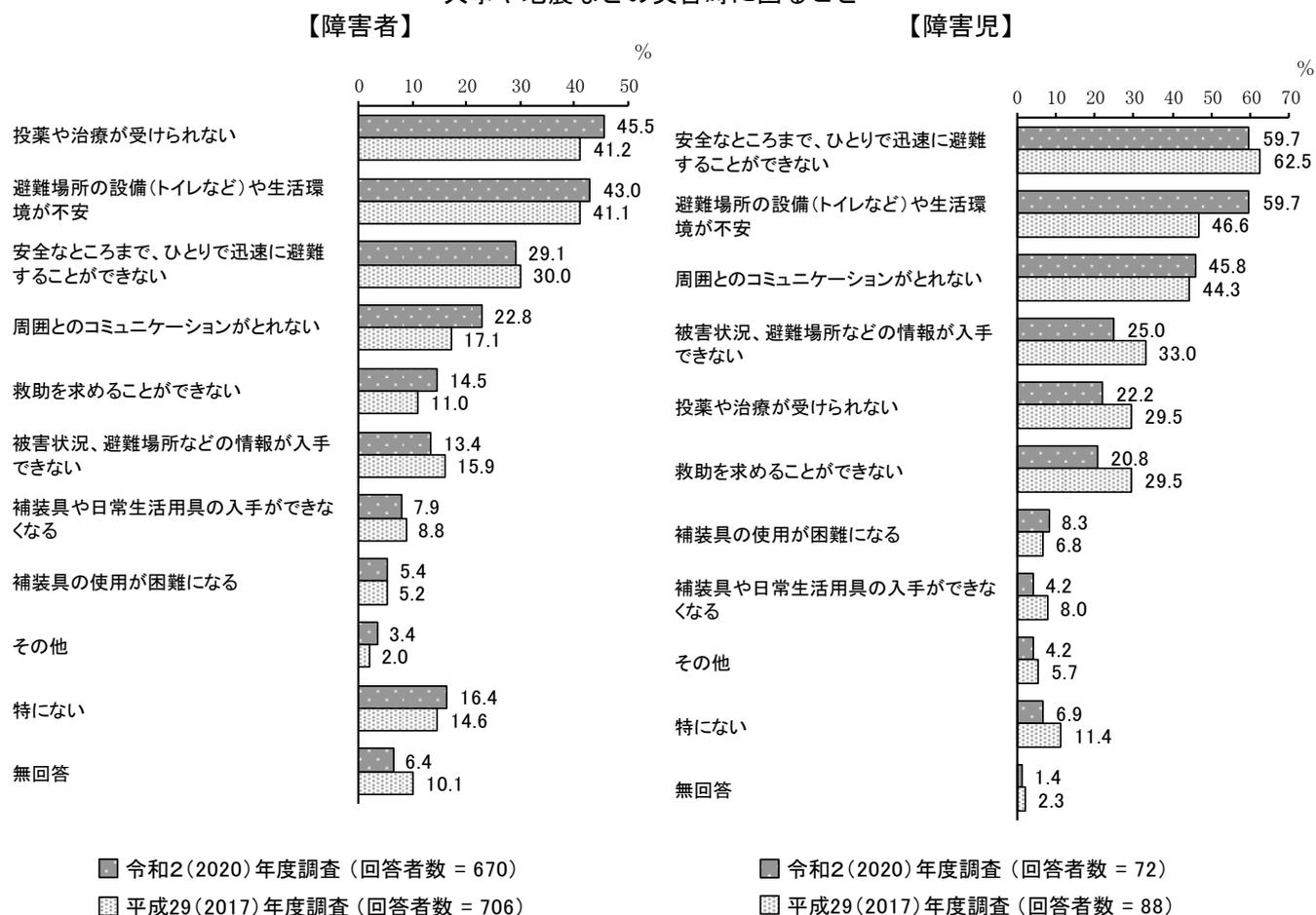


⑧ 災害について

火事や地震などの災害時に困ることについて、障害者では「投薬や治療が受けられない」の割合が45.5%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が43.0%、「安全なところまで、ひとりで迅速に避難することができない」の割合が29.1%となっています。

障害児では「安全なところまで、ひとりで迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が59.7%と最も高く、次いで「周囲とのコミュニケーションがとれない」の割合が45.8%となっています。

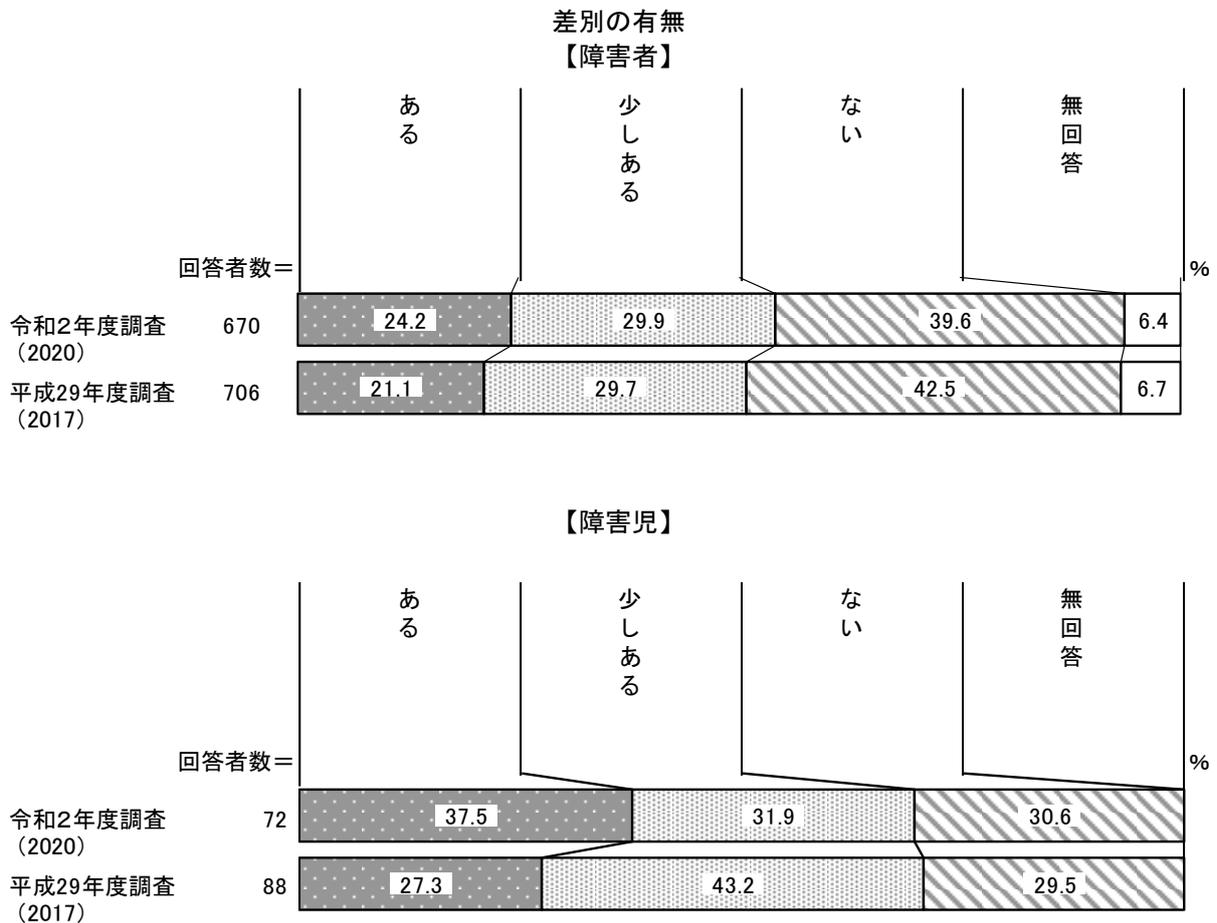
火事や地震などの災害時に困ること



⑨ 権利擁護について

差別の有無について、障害者では、「ある」と「少しある」を合わせた割合は54.1%となっています。

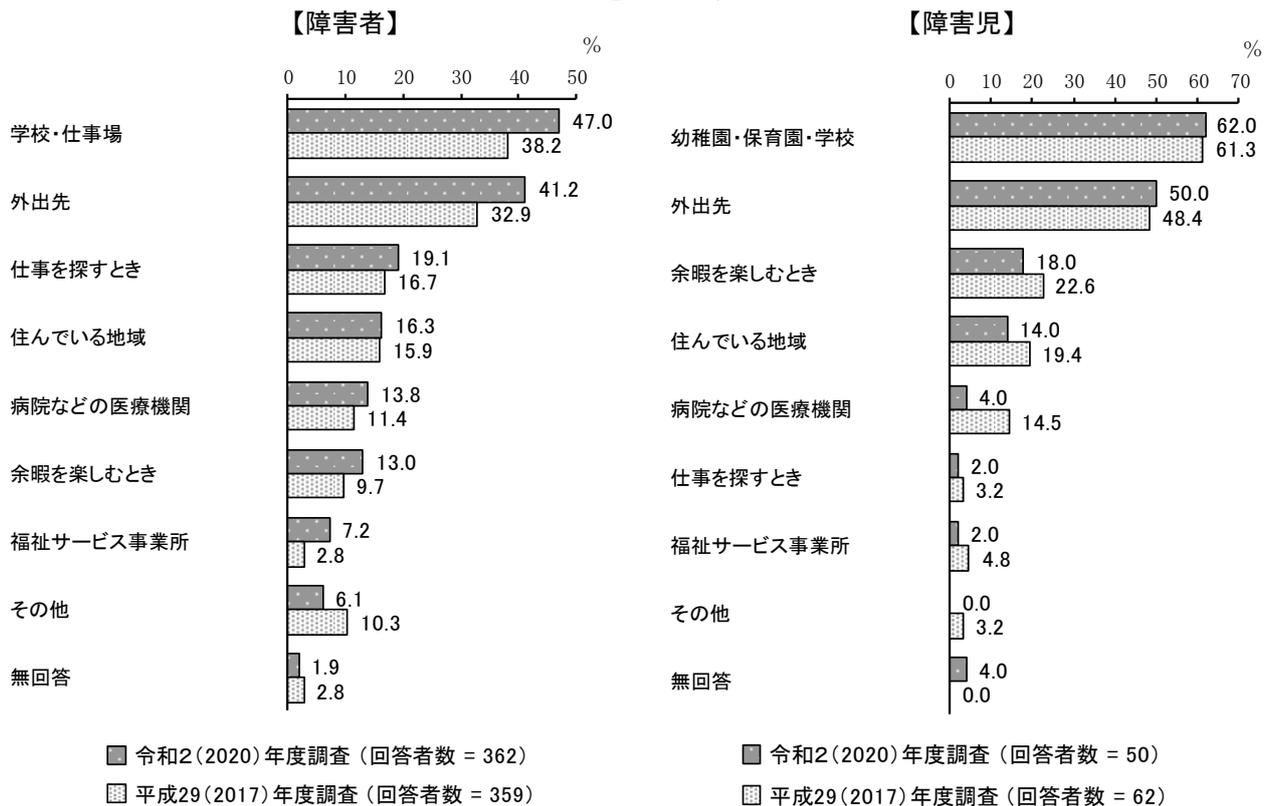
障害児では、「ある」と「少しある」を合わせた割合は69.4%となっています。



差別を受けた場所について、障害者では「学校・仕事場」の割合が47.0%と最も高く、次いで「外出先」の割合が41.2%、「仕事を探すとき」の割合が19.1%となっています。また、障害児では「幼稚園・保育園・学校」の割合が62.0%と最も高く、次いで「外出先」の割合が50.0%、「余暇を楽しむとき」の割合が18.0%となっています。

第2部 岩国市における障害者を取り巻く状況/第2章 アンケート調査及びヒアリング調査

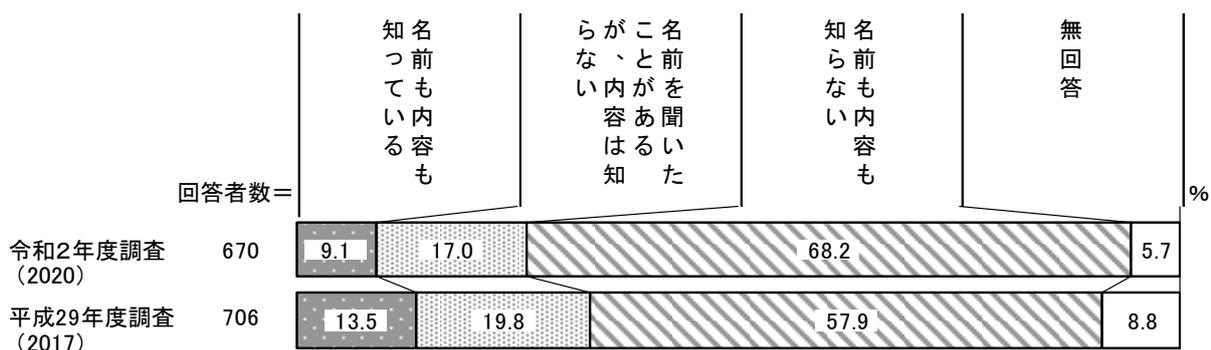
差別を受けた場所



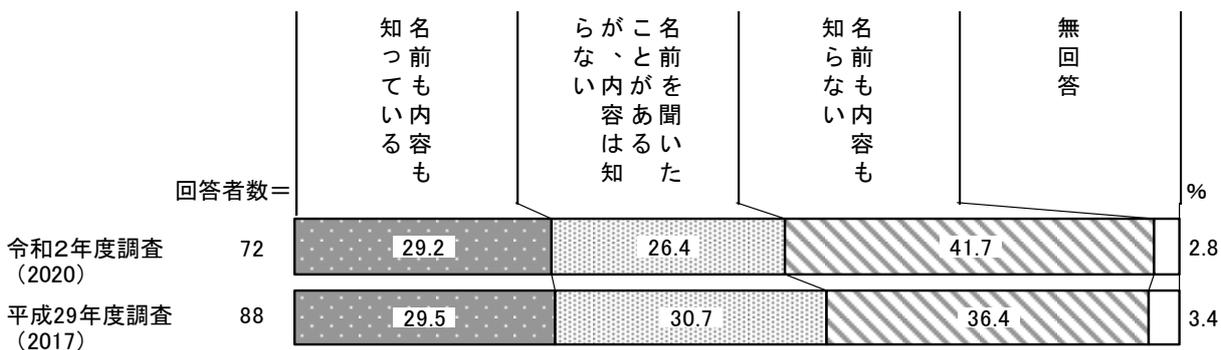
障害者差別解消法の認知度について、障害者では「名前も内容も知らない」の割合が68.2%となっています。また、障害児では「名前も内容も知らない」の割合が41.7%となっています。

障害者差別解消法の認知度

【障害者】



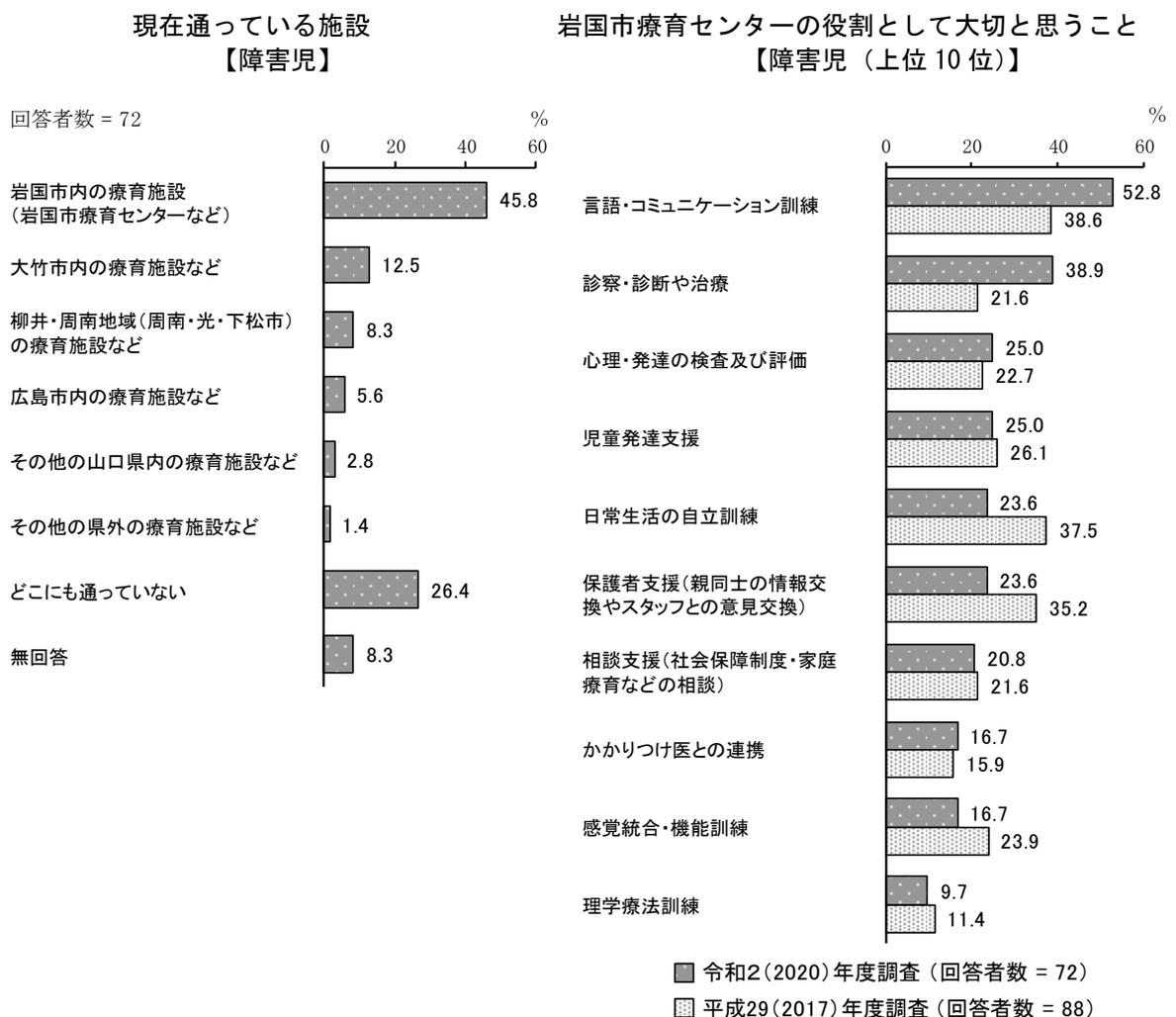
【障害児】



⑩ 障害児の生活状況について

現在通っている施設について、「岩国市内の療育施設（岩国市療育センターなど）」の割合が45.8%と最も高く、次いで「どこにも通っていない」の割合が26.4%、「大竹市内の療育施設など」の割合が12.5%となっています。

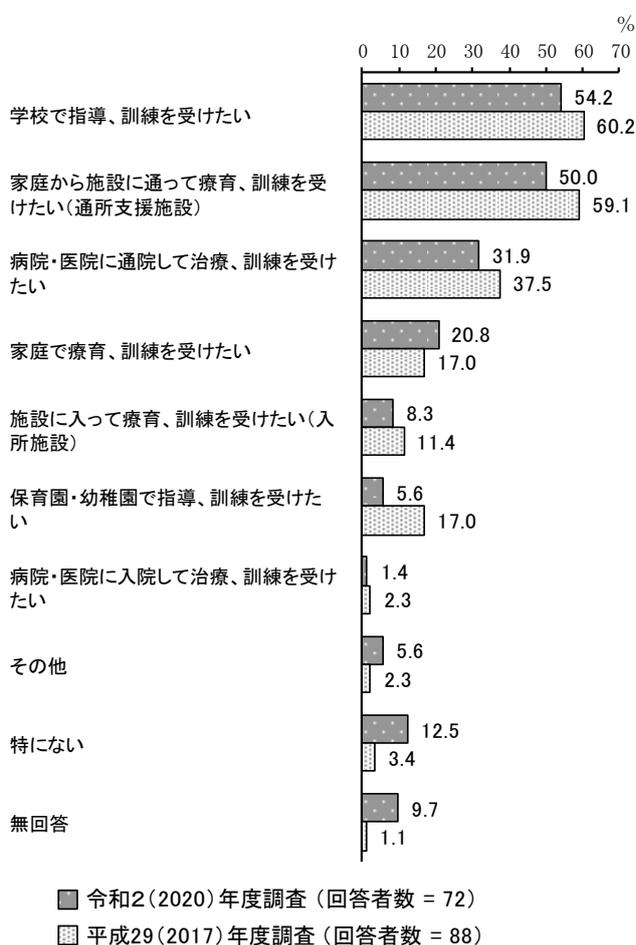
岩国市療育センターの役割として大切と思うことについて、「言語・コミュニケーション訓練」の割合が52.8%と最も高く、次いで「診察・診断や治療」の割合が38.9%、「心理・発達の検査及び評価」、「児童発達支援」の割合が25.0%となっています。



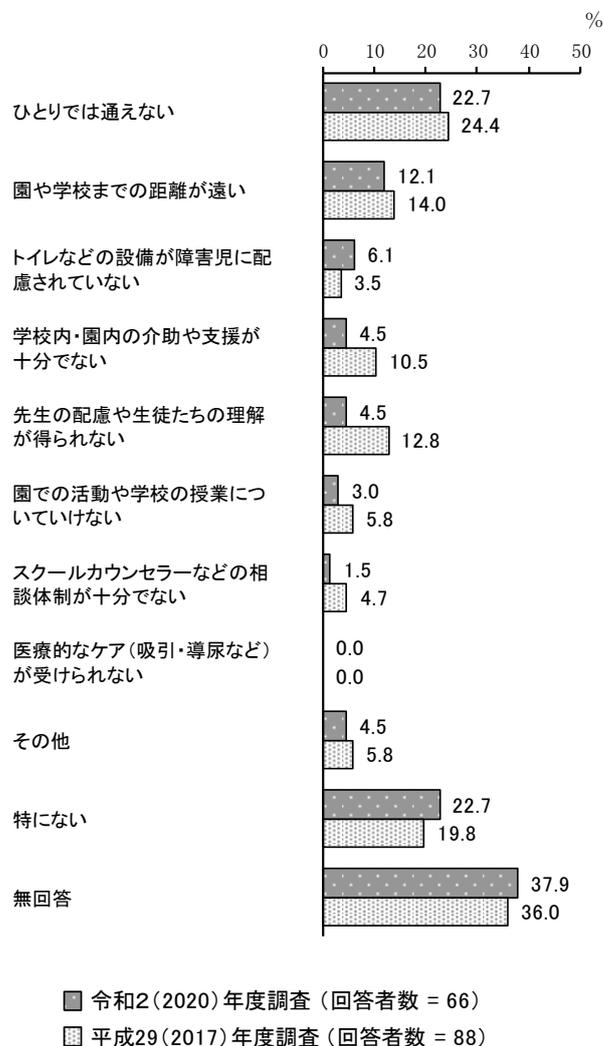
療育、訓練についての希望について、「学校で指導、訓練を受けたい」の割合が54.2%と最も高く、次いで「家庭から施設に通って療育、訓練を受けたい（通所支援施設）」の割合が50.0%、「病院・医院に通院して治療、訓練を受けたい」の割合が31.9%となっています。

通園・通学で困っていることについて、「ひとりでは通えない」、「特にない」の割合が22.7%と最も高く、次いで「園や学校までの距離が遠い」の割合が12.1%となっています。

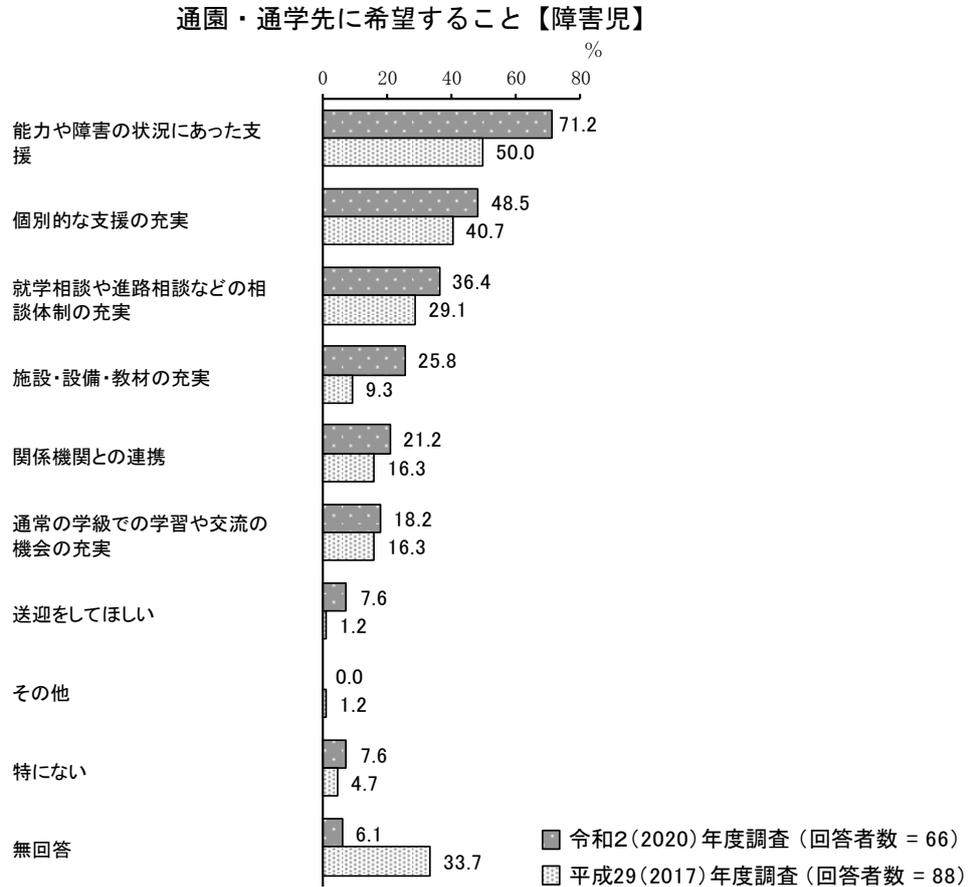
療育、訓練についての希望
【障害児】



通園・通学で困っていること
【障害児】

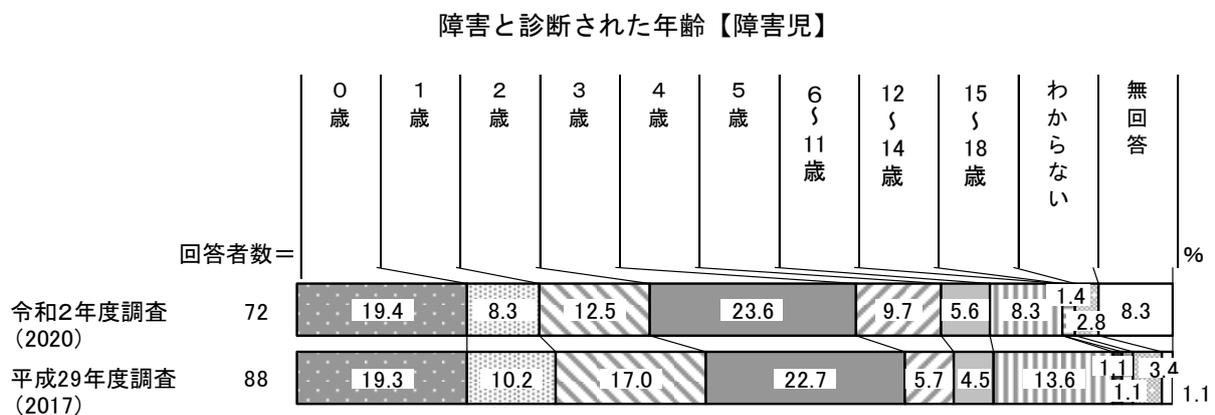


通園・通学先に希望することについて、「能力や障害の状況にあった支援」の割合が71.2%と最も高く、次いで「個別的な支援の充実」の割合が48.5%、「就学相談や進路相談などの相談体制の充実」の割合が36.4%となっています。



⑪ 障害児の相談や悩みについて

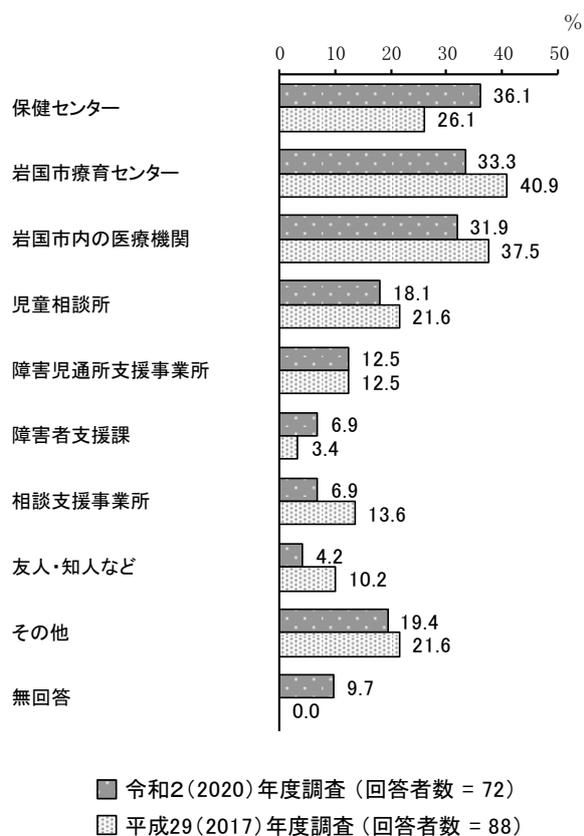
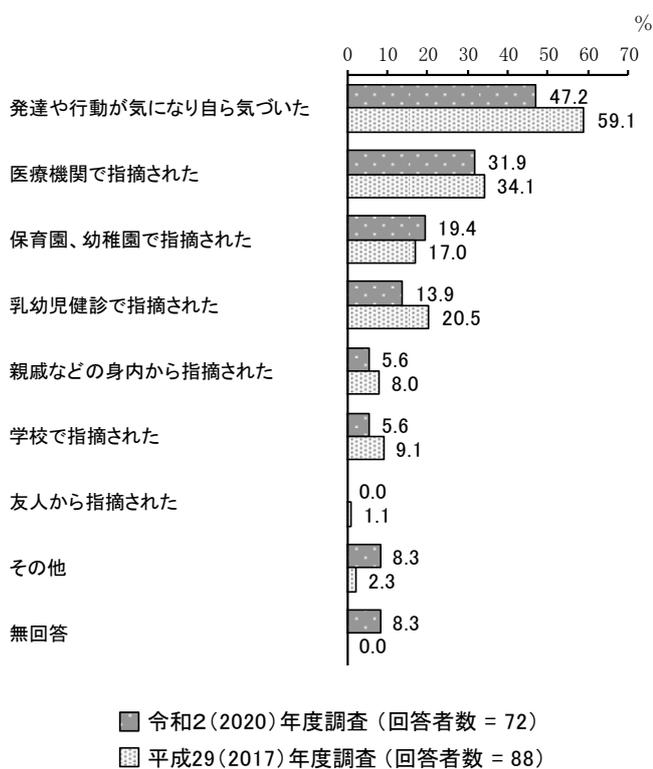
障害と診断された年齢について、「3歳」の割合が23.6%と最も高く、次いで「0歳」の割合が19.4%、「2歳」の割合が12.5%となっています。



発達の遅れや障害に気づいたきっかけについて、「発達や行動が気になり自ら気づいた」の割合が47.2%と最も高く、次いで「医療機関で指摘された」の割合が31.9%、「保育園、幼稚園で指摘された」の割合が19.4%となっています。

発達の遅れや障害に気づいた際の相談先について、「保健センター」の割合が36.1%と最も高く、次いで「岩国市療育センター」の割合が33.3%、「岩国市内の医療機関」の割合が31.9%となっています。

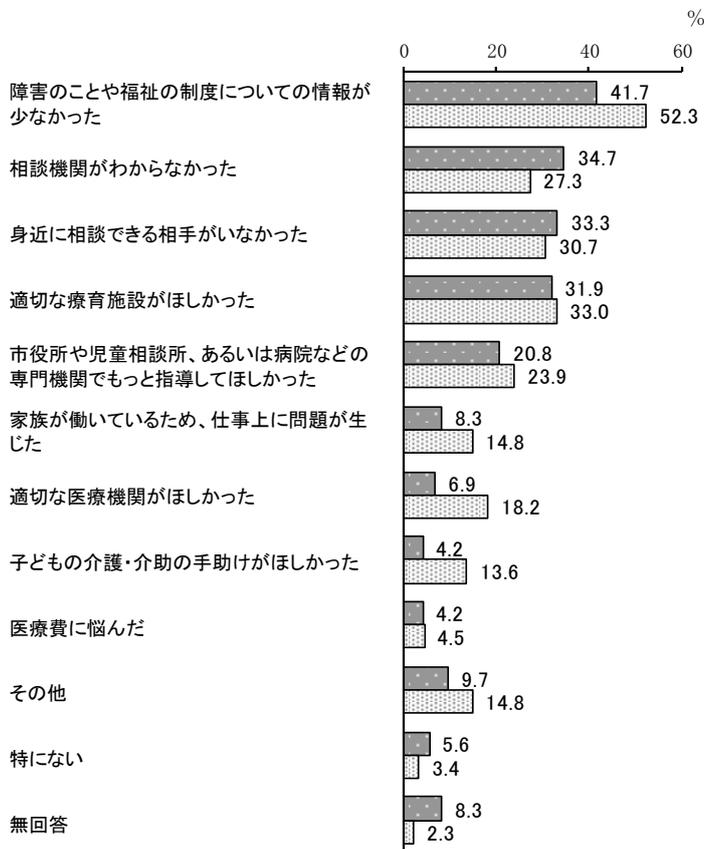
発達の遅れや障害に気づいたきっかけ【障害児】 発達の遅れや障害に気づいた際の相談先【障害児】



お子さんの障害の状況についての苦勞や悩みについて、「障害のことや福祉の制度についての情報が少なかった」の割合が41.7%と最も高く、次いで「相談機関がわからなかった」の割合が34.7%、「身近に相談できる相手がいなかった」の割合が33.3%となっています。

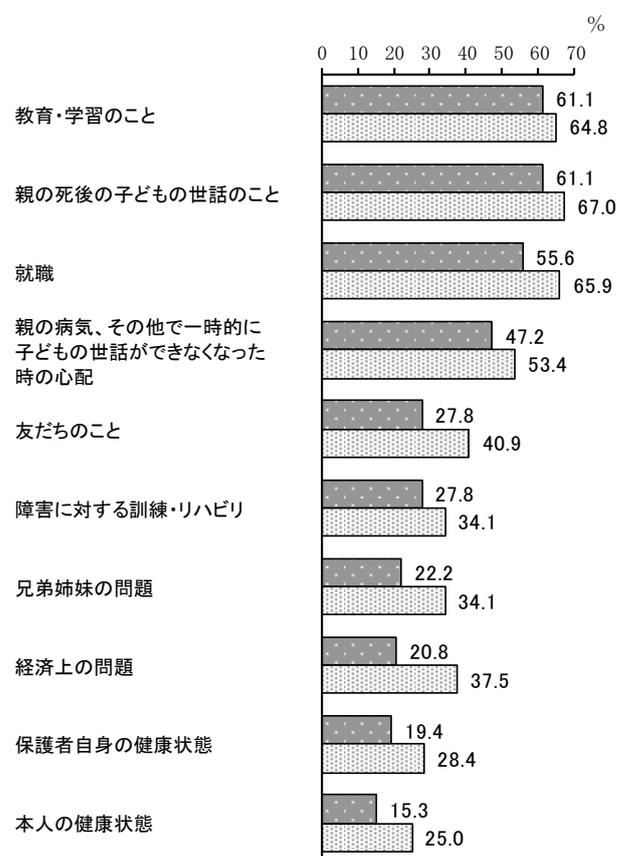
困っていること、将来に対する不安、悩みについて、「教育・学習のこと」、「親の死後の子どもの世話のこと」の割合が61.1%と最も高く、次いで「就職」の割合が55.6%となっています。

お子さんの障害の状況についての苦勞や悩み
【障害児】



■ 令和2(2020)年度調査 (回答者数 = 72)
 □ 平成29(2017)年度調査 (回答者数 = 88)

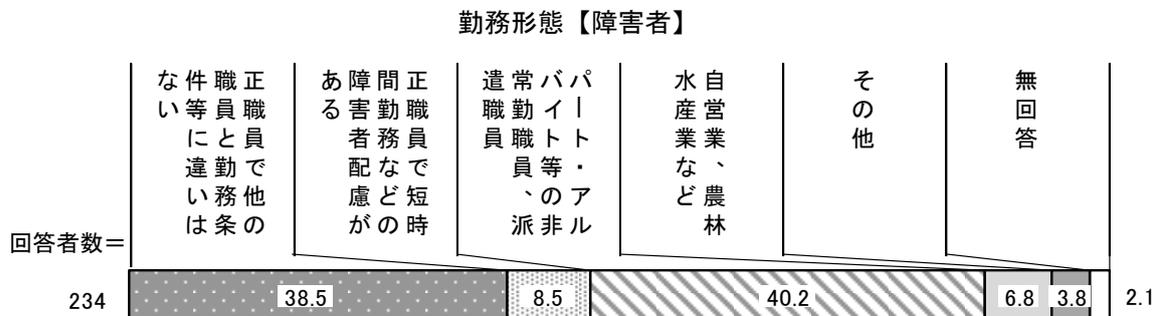
困っていること、将来に対する不安、悩み
【障害児 (上位10位)】



■ 令和2(2020)年度調査 (回答者数 = 72)
 □ 平成29(2017)年度調査 (回答者数 = 88)

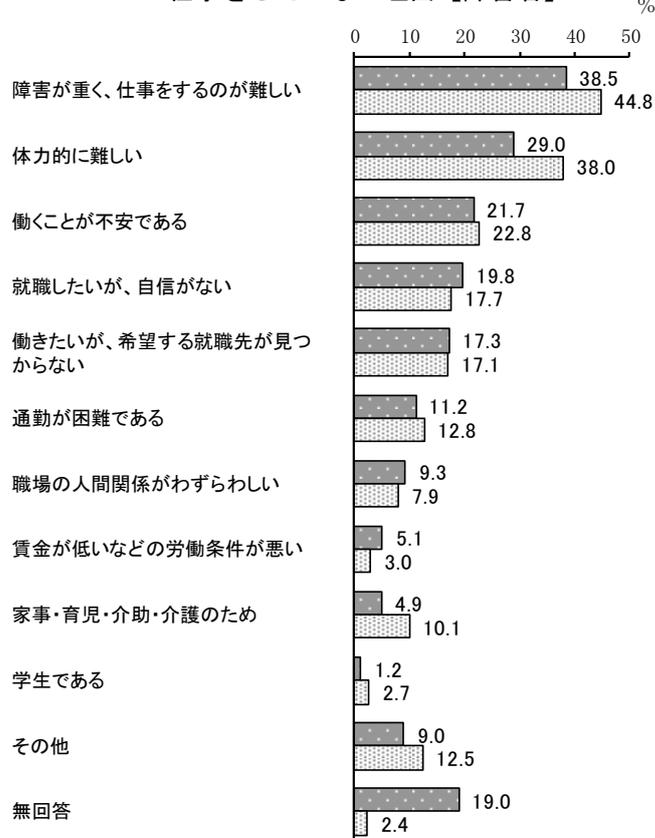
⑫ 就労について

勤務形態について、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が40.2%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が38.5%となっています。



仕事をしていない理由について、「障害が重く、仕事をするのが難しい」の割合が38.5%と最も高く、次いで「体力的に難しい」の割合が29.0%、「働くことが不安である」の割合が21.7%となっています。

仕事をしていない理由【障害者】



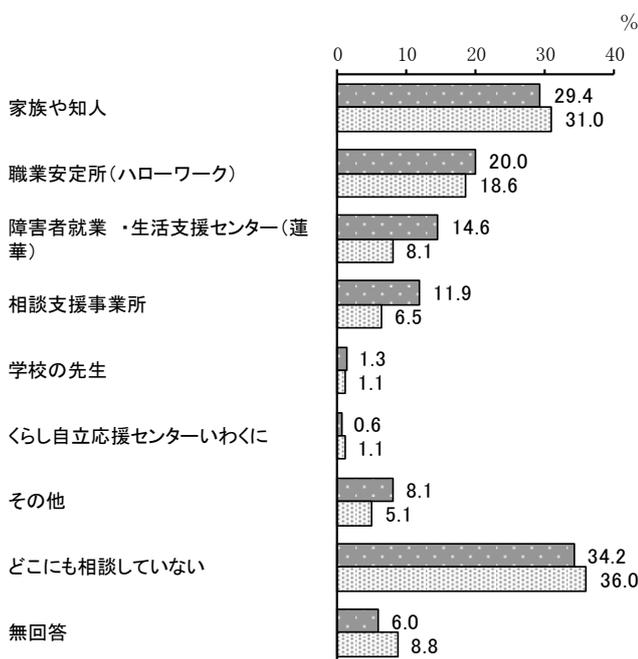
■ 令和2(2020)年度調査 (回答者数 = 410)

□ 平成29(2017)年度調査 (回答者数 = 368)

仕事に対する悩みの相談先について、「どこにも相談していない」の割合が34.2%と最も高く、次いで「家族や知人」の割合が29.4%、「職業安定所（ハローワーク）」の割合が20.0%となっています。

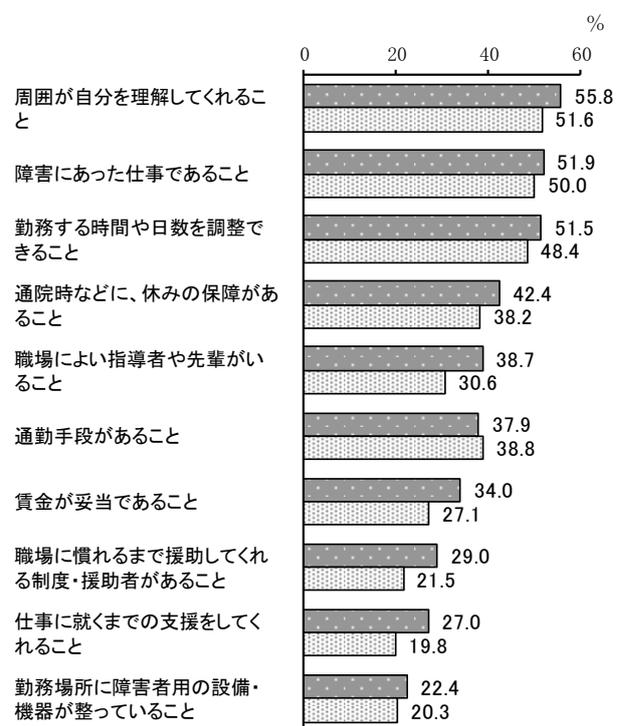
障害者が働くために必要な環境について、「周囲が自分を理解してくれること」の割合が55.8%と最も高く、次いで「障害にあった仕事であること」の割合が51.9%、「勤務する時間や日数を調整できること」の割合が51.5%となっています。

仕事に対する悩みの相談先
【障害者】



■ 令和2(2020)年度調査 (回答者数 = 670)
 ■ 平成29(2017)年度調査 (回答者数 = 706)

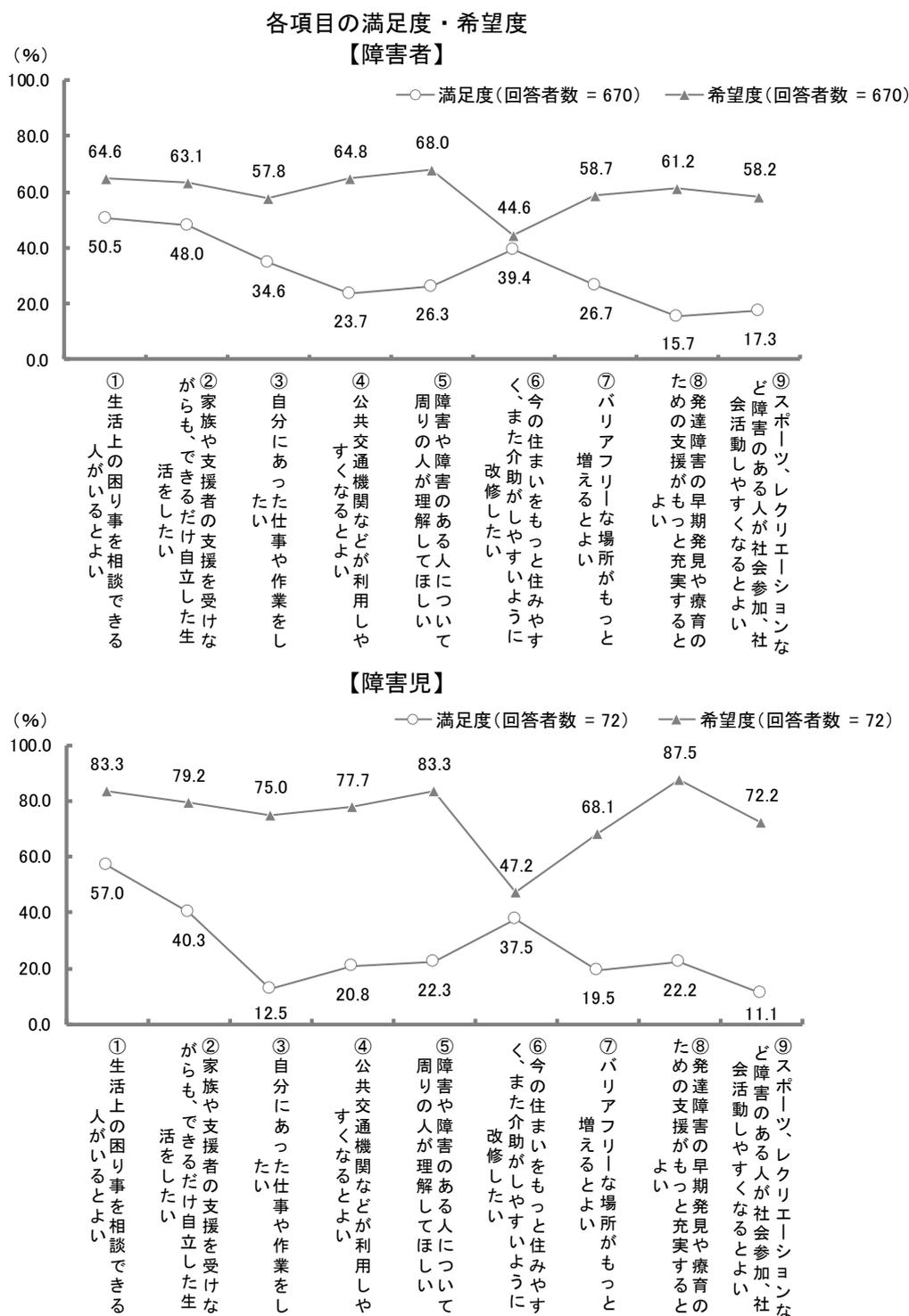
障害者が働くために必要な環境
【障害者 (上位 10 位)】



■ 令和2(2020)年度調査 (回答者数 = 670)
 ■ 平成29(2017)年度調査 (回答者数 = 706)

⑬ 満足度・希望度について

各項目の満足度・希望度について、障害者と障害児ともに、すべての項目で希望度が満足度を上回っています。また、障害者では「⑤障害や障害のある人について周りの人が理解してほしい」の希望度が最も高いことから、障害に対する理解の促進が求められています。障害児では「⑧発達障害の早期発見や療育のための支援がもっと充実するとよい」希望度が最も高いことから、療育支援体制の更なる充実や設備整備が求められています。



2 ヒアリング調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

本調査は、障害者に関する施設の現状・課題ならびに今後の考えや方向性等を把握し、岩国市障害者計画策定の基礎資料とするため実施したものです。

② 調査対象

岩国市内の障害者に関する施設等（就労支援事業所、共同生活援助事業所、施設入所支援事業所、障害児通所支援事業所、発達障害関係団体）

③ 調査期間

令和2（2020）年7月10日から令和2（2020）年7月31日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就労支援	14通	14通	100.0%
共同生活援助	12通	12通	100.0%
施設入所支援	4通	4通	100.0%
障害児通所支援	8通	7通	87.5%
発達障害関係団体	3通	3通	100.0%
合計	41通	40通	97.6%

(2) 施設・事業所からの意見

① 運営における課題

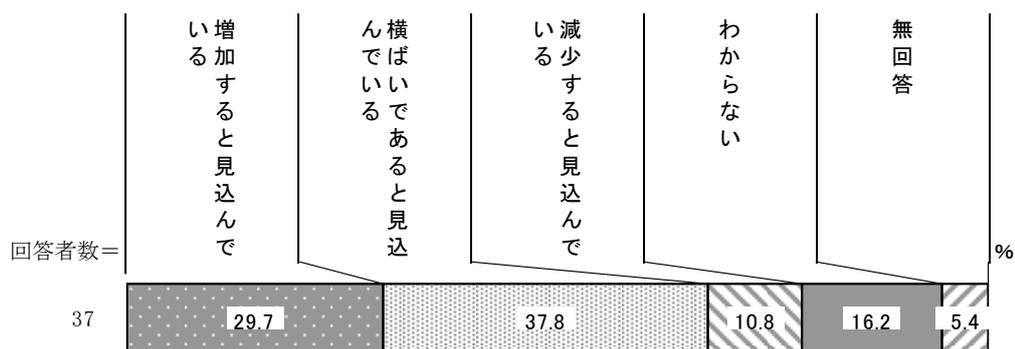
施設種別でみると、就労支援や共同生活援助、施設入所支援においては「人材の確保・定着」「人材の育成」といった人材関連が課題として挙げられています。障害児通所支援では「人材の確保・定着」「利用希望に対する調整」が課題となっています。

単位：％

区分	有効回答数(件)	人材の確保・定着	人材の育成	医療的ケアの必要な方の受け入れ	利用者との関係づくり	報酬体系・報酬額の低さ	受け入れの際の利用者情報の不足	利用希望に対する調整	関係機関とのネットワークづくり	施設整備費の確保	近隣住民との関係	他事業所との連携が困難	一般企業との連携が困難	困難事例への対応	専門的知識の不足	その他	無回答
就労支援	14	57.1	71.4	7.1	7.1	42.9	14.3	35.7	14.3	35.7	14.3	14.3	21.4	21.4	35.7	28.6	—
共同生活援助	12	41.7	50.0	8.3	8.3	25.0	—	—	8.3	8.3	8.3	—	—	8.3	—	—	25.0
施設入所支援	4	100.0	75.0	50.0	—	—	—	25.0	50.0	25.0	50.0	25.0	—	50.0	25.0	25.0	—
障害児通所支援	7	57.1	28.6	42.9	—	28.6	14.3	57.1	28.6	42.9	—	—	28.6	42.9	14.3	—	—

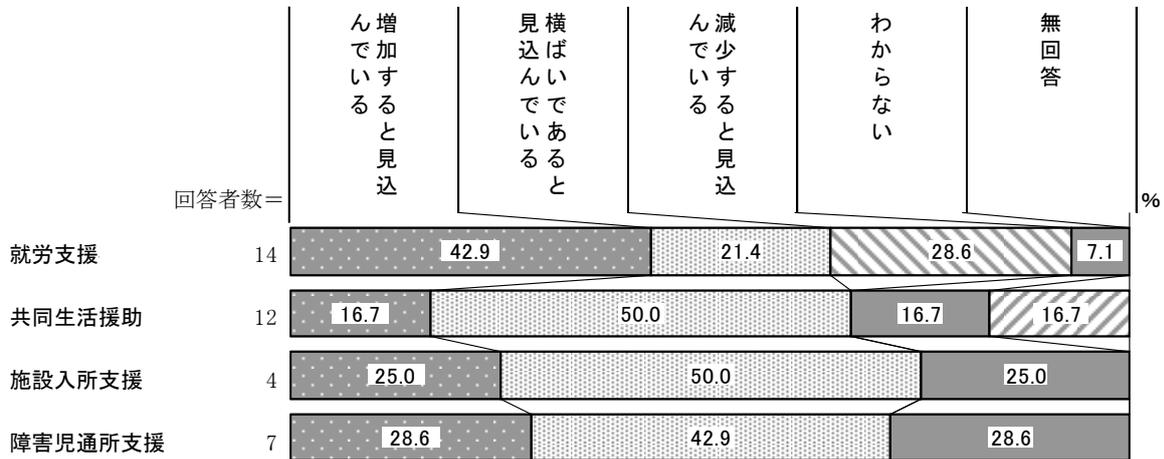
② 今後のサービス利用希望者の変化について

「増加すると見込んでいる」の割合が29.7%、「横ばいであると見込んでいる」の割合が37.8%、「減少すると見込んでいる」の割合が10.8%となっています。



【施設種別】

施設種別でみると、就労支援で「増加すると見込んでいる」「減少すると見込んでいる」の割合がともに高くなっています。また、共同生活援助で「横ばいであると見込んでいる」の割合が高くなっています。

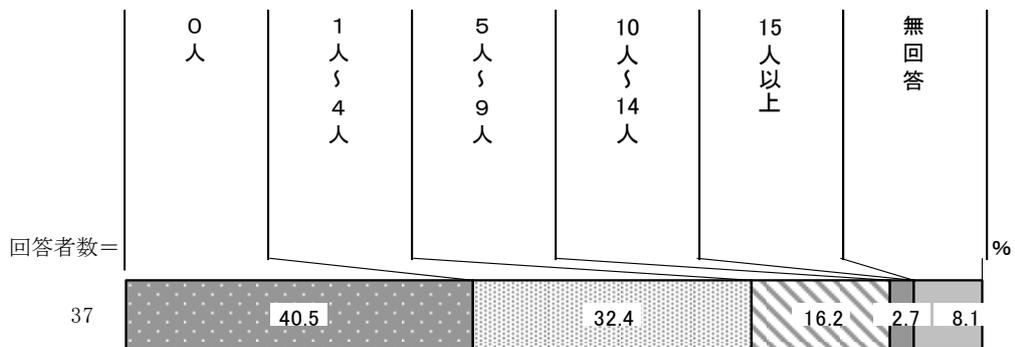


今後のサービス利用希望者の変化についての理由

- ・就労支援では、約半数が利用者の増加を見込んでいる一方で、利用者のニーズと作業のバランスに課題があるため、横ばい、減少を見込んでいるという回答があります。
- ・共同生活援助や施設入所支援、障害児通所支援では、増加を見込む一方で、需要に対して供給が十分でないという意見が挙げられています。

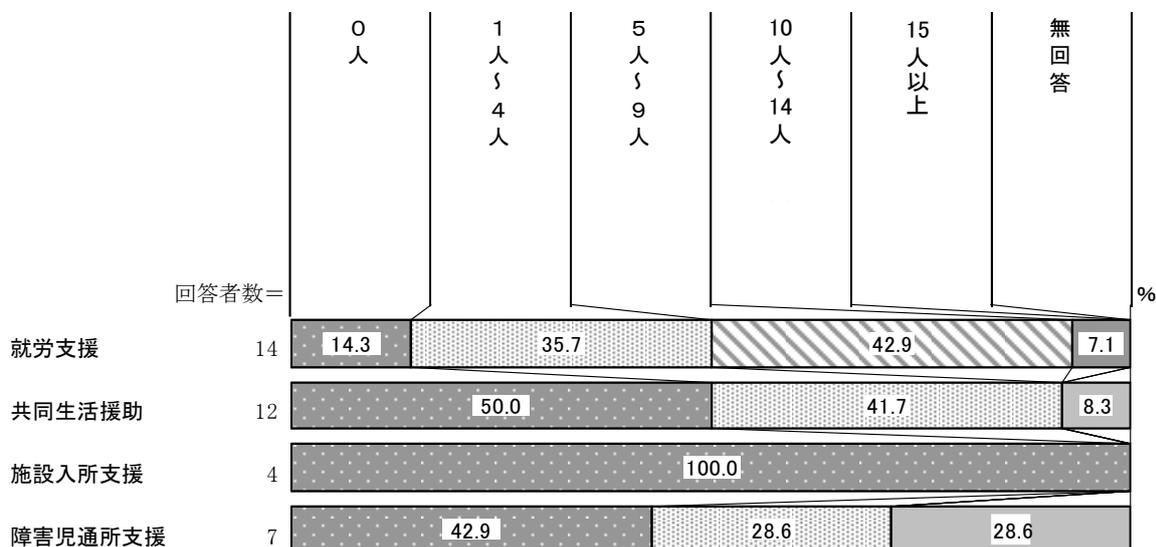
③ 一般就労を目指している利用者数

「0人」の割合が40.5%と最も高く、次いで「1人～4人」の割合が32.4%、「5人～9人」の割合が16.2%となっています。



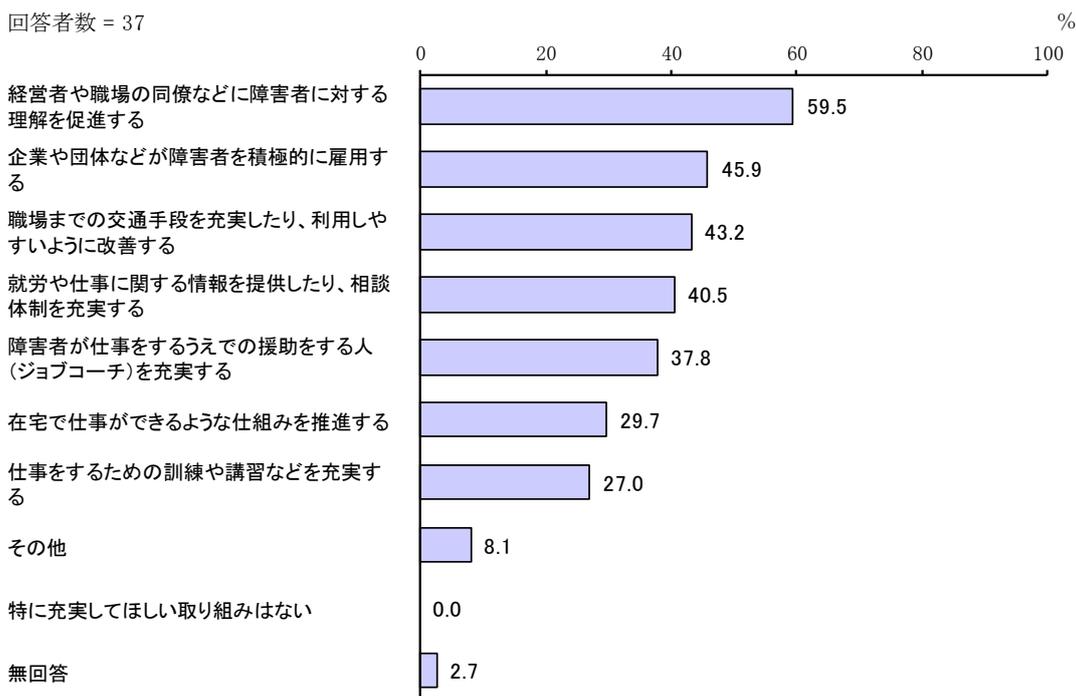
【施設種別】

施設種別でみると、就労支援では「1人～4人」「5人～9人」「10人～14人」及び「15人以上」を合わせると全体の約8割となっています。



④ 障害のある方が働くに当たって充実してほしい取り組み

「経営者や職場の同僚などに障害者に対する理解を促進する」の割合が59.5%と最も高く、次いで「企業や団体などが障害者を積極的に雇用する」の割合が45.9%、「職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する」の割合が43.2%となっています。



【施設種別】

施設種別でみると、就労支援で「経営者や職場の同僚などに障害者に対する理解を促進する」の割合が高くなっています。また、共同生活援助で「職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する」「企業や団体などが障害者を積極的に雇用する」「障害者が仕事をするうえでの援助をする人（ジョブコーチ）を充実する」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	企業や団体などが障害者を積極的に雇用する	在宅で仕事ができるような仕組みを推進する	障害者が仕事をするうえでの援助をする人（ジョブコーチ）を充実する	経営者や職場の同僚などに障害者に対する理解を促進する	仕事をするための訓練や講習などを充実する	職場までの交通手段を充実したり、利用しやすいように改善する	就労や仕事に関する情報を提供したり、相談体制を充実する	その他	特に充実してほしい取り組みはない	無回答
就労支援	14	35.7	28.6	28.6	71.4	28.6	42.9	42.9	14.3	—	—
共同生活援助	12	41.7	16.7	41.7	41.7	16.7	50.0	25.0	—	—	8.3
施設入所支援	4	50.0	25.0	25.0	75.0	25.0	25.0	25.0	—	—	—
障害児通所支援	7	71.4	57.1	57.1	57.1	42.9	42.9	71.4	14.3	—	—

⑤ サービスの質・量の確保に向けた課題等に関する意見

- ・就労支援では、サービスの質・量と利用者のニーズに差があることが挙げられています。
- ・共同生活援助、施設入所支援では、人材確保に関する意見が多くみられます。
- ・障害児通所支援では、事業所、センターの増強、人材確保、相談支援専門員の質の向上と専門性が必要であることが挙げられています。

⑥ 地域やその他の団体・行政、学校等との連携に関する課題等への意見

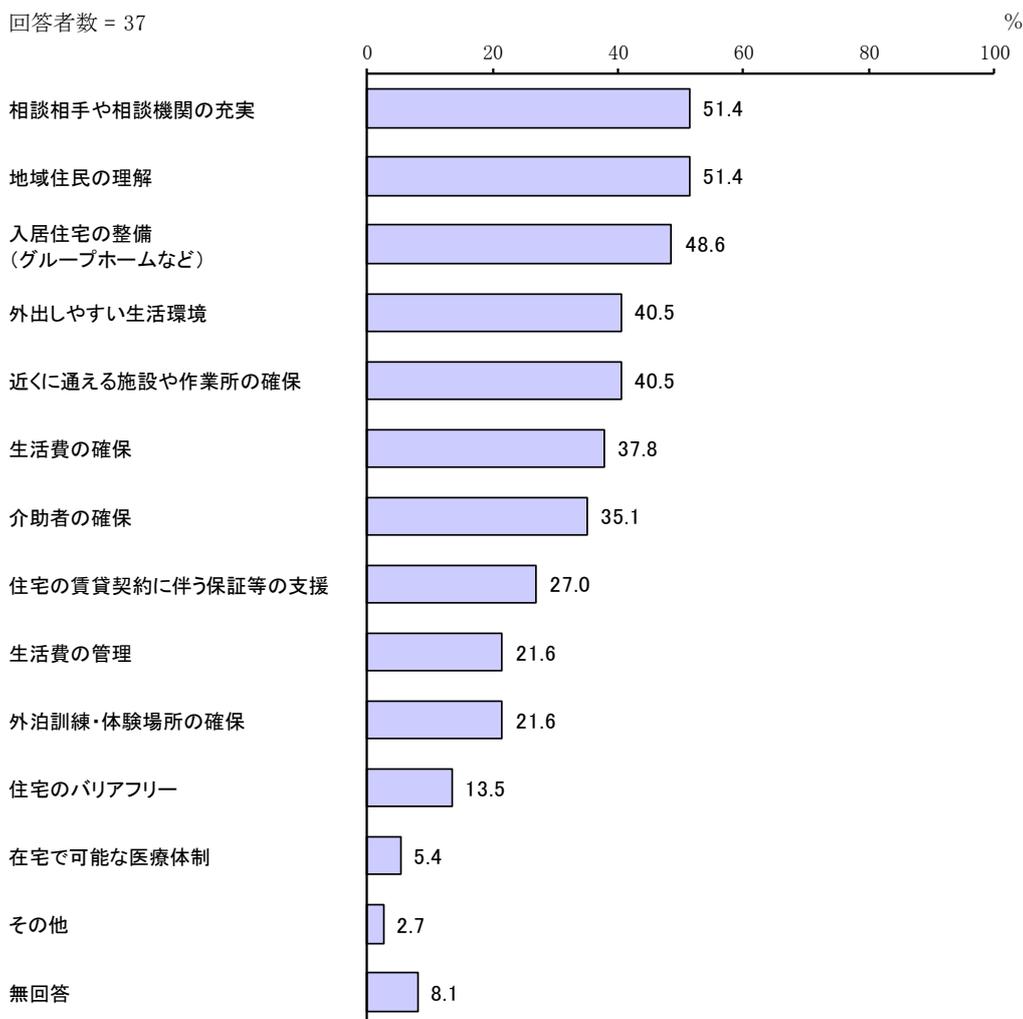
- ・就労支援では、横のつながり、情報共有・連携の重要性が挙げられています。
- ・共同生活援助では、地域における障害者への理解を深めることが重要であるという意見がみられます。
- ・障害児通所支援では、学校や先生との連携や、地域における理解の重要性が挙げられています。

⑦ 障害者とその家族が地域生活を送るにあたっての問題点等に関する意見

- ・介護者の高齢化に伴う問題についての意見が多くみられます。
- ・地域の方の障害に対する理解が必要であることが挙げられています。
- ・障害児通所支援では、緊急時の対応や、公共交通機関の利用に難があるという意見があります。

⑧ 利用者が地域で生活する条件

「相談相手や相談機関の充実」「地域住民の理解」の割合が51.4%と最も高く、利用者が地域で生活するのに必要な条件として挙げられています。次いで「入居住宅の整備（グループホームなど）」の割合が48.6%、「外出しやすい生活環境」「近くに通える施設や作業所の確保」の割合が40.5%となっています。



【施設種別】

施設種別でみると、就労支援では「入居住宅の整備（グループホームなど）」、施設入所支援では「相談相手や相談機関の充実」、障害児通所支援では「外出しやすい生活環境」がいずれも7割を越え、重要な課題として挙げられています。共同生活援助で「生活費の確保」が課題となっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	介助者の確保	生活費の確保	入居住宅の整備 (グループホームなど)	外出しやすい生活環境	近くに通える施設や作業所の確保	在宅で可能な医療体制	相談相手や相談機関の充実	生活費の管理	地域住民の理解	外泊訓練・体験場所の確保	住宅のバリアフリー	住宅の賃貸契約に伴う保証等の支援	その他	無回答
就労支援	14	35.7	28.6	78.6	21.4	35.7	—	64.3	28.6	57.1	28.6	21.4	28.6	—	—
共同生活援助	12	25.0	50.0	16.7	41.7	41.7	—	41.7	16.7	41.7	8.3	—	33.3	—	16.7
施設入所支援	4	25.0	25.0	50.0	50.0	50.0	25.0	75.0	25.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	—
障害児通所支援	7	57.1	42.9	42.9	71.4	42.9	14.3	28.6	14.3	57.1	28.6	14.3	14.3	—	14.3

(3) 発達障害関係団体からの意見

① 活動を行う上での問題点、必要な支援

- ・施設の整備やサービスの向上を求める意見がありました。

② 障害児のニーズに対応した障害福祉サービス等の提供の充実度について

- ・各機関の連携や、事業所、スタッフの質の向上を求める意見がありました。

③ 保育、教育について

- ・教諭、保育士によって理解に差があるとの意見がありました。必要な支援策として、研修の充実が挙げられています。
- ・地域コーディネーターや進路課担当者が外部とのつなぎ役になり、福祉行政、保健、就労支援機関と連携し、情報提供や具体的な支援を行っているものの、十分に網羅できていないと感じることがあるとの意見がありました。

④ **就労について**

- 特性を理解してもらえる就労先を見つけることが難しいという意見がありました。
- 障害者雇用につながる手帳制度に関する情報の入手が困難なまま、特別支援学校を目指し、学びや就労への準備においてミスマッチを起こすことがあるとの意見が挙げられています。

⑤ **相談支援体制について**

- 障害者相談支援体制の充実度について、比較的充実しているという意見がある一方で、充実を求める意見が複数ありました。
- 相談支援事業の充実のために必要な取り組みとして、「相談しやすさ」の環境づくりが挙げられています。

⑥ **岩国市療育センターについて**

- 人員不足への取り組みや、長期的なアドバイスを求める意見があります。また、ホームページでの情報提供をしてほしいとの意見がありました。

⑦ **発達障害の方が生活するのに必要な配慮や支援について**

- インクルーシブ、共生社会の実現を目指し、また、“お互い様”の意識を高めることが、配慮や支援につながるという意見がありました。

第 3 部 障害者計画

第 **1** 章

計画の基本的な考え方と基本理念

1 基本理念

本市では、第2次岩国市総合計画において、施策目標に「障害者が自立し、安心して生活している」を掲げ、前計画においては基本理念として、障害者施策を推進してきました。

引き続き、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、社会参加の機会の充実や情報・知識の普及を行うとともに、安心して自立した生活を送るための生活環境の整備及びサービスの充実、就労・雇用の総合的な支援を行うため、「障害者が自立し、安心して生活しているまち」を基本理念とします。

基本理念

**障害者が自立し、
安心して生活しているまち**



2 基本目標

基本理念である「障害者が自立し、安心して生活しているまち」を実現するために、2つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 障害者の地域での自立に向けたサービスの充実

障害者が地域社会と関わりながら、安心して自立した生活を送れるよう、相談支援体制の充実や連携強化を図るとともに、障害福祉情報の提供と啓発活動を行います。

障害児の能力や個性を最大限に伸ばすために、療育や切れ目のない支援を行います。また、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備します。

基本目標Ⅱ 障害者の安心して暮らせる地域づくり

障害者が身近な地域で安心して暮らせるよう、年齢や障害の有無等にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、共に助け合いながら暮らしていく共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努め、権利擁護の推進や、差別の解消、相互理解を促進します。

また、障害者の自立と社会参加を支援するとともに、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

3 施策体系

施策については、「Ⅰ－1 障害福祉サービス提供基盤の整備」、「Ⅰ－2 障害者の就労の支援と雇用の促進」、「Ⅱ－1 障害及び障害のある人に対する理解の促進」及び「Ⅱ－2 障害者の居住の安定の確保」の4つに分類し、それぞれの現状及び課題の分析を踏まえ、重点的に施策を展開することで、「障害者が自立し、安心して生活しているまち」の実現を図ります。

基本理念	基本目標	施策	重点施策
障害者が自立し、安心して生活しているまち	Ⅰ 障害者の地域での自立に向けたサービスの充実	1 障害福祉サービス提供基盤の整備	Ⅰ－1－① (→P67) 相談支援・情報提供体制の強化 Ⅰ－1－② (→P68) 障害児への療育と保護者への支援体制の充実 Ⅰ－1－③ (→P70) 障害福祉を担う人材の確保
		2 障害者の就労の支援と雇用の促進	Ⅰ－2－① (→P72) 就労の促進と定着
	Ⅱ 障害者の安心して暮らせる地域づくり	1 障害及び障害のある人に対する理解の促進	Ⅱ－1－① (→P76) 権利擁護の推進、障害者虐待防止と障害者差別解消法の周知 Ⅱ－1－② (→P78) 社会活動への参加と共生・協働の推進
		2 障害者の居住の安定の確保	Ⅱ－2－① (→P81) 地域移行の推進と安心して生活するための支援の充実

第 2 章

重点施策の取り組み

施策Ⅰ－1 障害福祉サービス提供基盤の整備

<現状>

(1) 相談支援

①基幹相談支援センター

岩国市社会福祉協議会くらし自立応援センターいわくに内にある「基幹相談支援センター」では、市内の相談支援事業所の中核的な役割を担い、専門的な総合相談、権利擁護、地域移行・定着、虐待防止、岩国市障害者自立支援協議会の支援を行っています。

②相談支援専門員等の研修

定期的に市内の相談支援事業所を集めて、事例共有及び検討会などを開催し、各相談支援事業所間の共通理解を深めるとともに、相談員に対して困難案件の対応と解決のためのスキルアップを図っています。

(2) 情報提供

平成30(2018)年度にリニューアルした「ふれあいeタウンいわくに」を活用し、インターネット上で、障害福祉サービス、地域の社会資源、地域活動など障害者にかかわる情報を提供しています。

(3) 療育、医療的ケア児の支援

①岩国市療育センター

障害児療育の拠点である「岩国市療育センター」において、療育相談・訓練の充実を図るとともに、心身の発達に心配のあるお子さまに対して、発達・発育状態に合わせた療育訓練を実施しています。

また、他の関連支援施設として、ことば・きこえの教室、在宅障害児療育支援事業(あいあいサークル)、市内の障害児通所事業所等と連携を図りながら、お子さま及び保護者の支援を行っています。

②岩国市障害者自立支援協議会療育サポート部会

相談支援事業所や障害児通所事業所等で構成している岩国市障害者自立支援協議会療育サポート部会を開催し、「医療的ケア児の支援の充実」について協議しています。

<課題と重点施策>

- アンケート調査結果では、福祉サービスなどの情報入手手段として、「市報」の割合が29.0%と最も高く、次いで「インターネット」の割合が25.1%、「家族・友人」の割合が21.5%となっています。また、「インターネット」「相談支援事業所」の割合が前回調査に比べ増加するなど、情報の入手先は多岐に渡っており、引き続き、福祉サービスや生活に関する情報を必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。
- アンケート調査結果では、自宅や地域で安心して生活するために必要な支援として「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」の割合が36.9%となっています。また、今後充実してほしい情報として、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」の割合が49.4%と最も高くなっているなど、相談支援に関するニーズが高くなっています。相談支援事業の認知度については、前回調査に比べ上昇しているものの、「知っている」の割合が41.5%となっており、引き続き、相談窓口の周知・啓発を行い、利用促進を図る必要があります。



重点施策 I - 1 - ① 相談支援・情報提供体制の強化 (→P67)

- 障害児のアンケート調査結果では、子どもの障害がはっきりと分かった年齢は、「3歳」の割合が23.6%と最も高く、次いで「0歳」の割合が19.4%、「2歳」の割合が12.5%となっています。また、発達の遅れや障害に気づいてからの相談先として、「保健センター」の割合が36.1%と最も高く、次いで「岩国市療育センター」の割合が33.3%となっており、健診の受診率の向上など障害の早期発見の体制の強化が求められます。
- 障害児のアンケート調査結果では、今後の療育の希望として、「学校で指導、訓練を受けたい」の割合が54.2%と最も高く、次いで「家庭から施設に通って療育、訓練を受けたい（通所支援施設）」の割合が50.0%、「病院・医院に通院して治療、訓練を受けたい」の割合が31.9%となっています。岩国市療育センターの役割で大切なこととして「言語・コミュニケーション訓練」の割合が52.8%と最も高く、次いで「診察・診断や治療」の割合が38.9%、「心理・発達の検査及び評価」、「児童発達支援」の割合が25.0%となっており、療育への支援体制の強化が求められています。

▶▶ **重点施策Ⅰ－1－② 障害児への療育と保護者への支援体制の充実（→P68）**

- 事業所のアンケート調査結果では、事業所運営の課題として「人材の確保・定着」「人材の育成」の割合が56.8%と最も高く、次いで「報酬体系・報酬額の低さ」の割合が29.7%となっています。地方における人材確保等の課題は、障害福祉分野においても例外ではなく、喫緊の課題となっています。

▶▶ **重点施策Ⅰ－1－③ 障害福祉を担う人材の確保（→P70）**

重点施策Ⅰ－1－① 相談支援・情報提供体制の強化

相談支援事業所の周知を図るとともに、複合的な課題などに対応するため、相談支援事業所等の専門性強化、基幹相談支援センター及び地域包括支援センターなど他の関係機関との連携強化に努めます。

また、様々な周知方法を用いて広報を行うとともに、既存の情報提供の改善に努めます。

【主な取組】

(1) 相談支援

主な取組	取組内容
相談支援事業の機能強化と拡充 (基幹相談支援センターを中核とした連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスの相談業務に携わる相談支援専門員等の専門性を向上に努めるなど、相談支援事業の充実を図ります。 ・ 相談支援事業の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの相談支援体制の強化及び関係機関との連携を図ります。
岩国市障害者自立支援協議会の各専門部会の活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩国市障害者自立支援協議会の各専門部会の活動活発化により、地域課題の把握と共有を図ります。
相談支援会議の充実 (困難事例検討、情報共有)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援会議を定期的を開催し、基幹相談支援センター及び相談支援事業所間の共通理解を深めるとともに、情報を共有して、困難事例への対応及び解決を図ります。
包括的な相談支援体制の整備 (地域福祉計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が抱える複合的な課題の解決のため、包括的な相談支援体制を整備し、関係機関での連携を強化します。

(2) 情報提供

主な取組	取組内容
広報活動の推進(広報紙、窓口等における周知・啓発)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙、窓口、インターネット(市及び「ふれあいeタウンいわくに」ホームページ)等における周知を行うとともに、民生委員や障害者相談員等との連携により障害福祉サービスの浸透を図ります。
障害者福祉情報の提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内障害福祉事業所マップ、バリアフリートイレマップの作成等により、障害のある人に対する情報提供体制の充実を図ります。 ・ 緊急通報システム整備事業、あんしん情報カプセル交付事業等の市独自事業の周知を行います。 ・ 聴覚障害、視覚障害等、障害種別に応じた情報提供の充実を図ります。 ・ 障害者手帳を所持しない難病患者への障害福祉サービスの利用に関して、周知・啓発を図ります。

重点施策Ⅰ－1－② 障害児への療育と保護者への支援体制の充実

障害の早期発見のためには、関係機関の連携が重要となります。医療機関、療育センター、保健センター、幼稚園・保育園、学校などが緊密に連携し、障害の早期発見・早期の療育の開始に努めます。

また、新たに開設予定である児童発達支援センターを中心に、保護者への支援体制を拡充するとともに、発達障害への取り組みを推進します。

【主な取組】

(1) 障害の早期発見・早期療育等

主な取組	取組内容
障害の早期発見と切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見のために各種健診等の受診機会を確保・活用して、早期療育につなげていきます。 ・乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきた子どもの障害や特性による課題への対応などを含め、障害者手帳の所持の有無に関わらず、切れ目のない支援を提供します。
岩国市療育センターを拠点とした療育の推進、訓練、相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの人的・質的充実に図り、地域における中核的支援施設としての体制の堅持に努めます。 ・ことばの教室、在宅障害児療育支援事業（あいあいサークル）、スクラム岩国等の療育に関連する事業について、関係機関と連携をとりながら療育、訓練を充実します。
療育関係施設の情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・「岩国市こども療育ガイド」や、広報紙・ホームページを活用し、療育施設の情報提供を充実します。
児童発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の障害児支援の拠点として児童発達支援センターを設置します。
医療的ケア児への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児の在宅生活上の課題の改善に向けた協議を行います。 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成・配置します。
療育関係機関連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市障害者自立支援協議会療育サポート部会での協議を定期的に行うことで、連携を強化します。

(2) 保護者への支援等

主な取組	取組内容
保護者支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター、ことば・きこえの教室、在宅障害児療育支援事業（あいあいサークル）、岩国市療育センター等において、療育等に関するアドバイスをすることで保護者支援の充実を図ります。
手をつなごう！サポートファイルやまぐちの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする子どもの健康や育ち、暮らし・特性などを記録しておき、必要に応じて幼稚園・保育園・学校・事業所など関係機関に提示することを通して、スムーズな情報の引継ぎや、一貫した支援が受けられるよう、サポートファイルやまぐちを活用します。
ピアカウンセリング等の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児やその家族が、お互いに相談や情報交換を行えるようなピアカウンセリング等の機会の充実を図ります。
ピアサポート活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ悩みを持つ発達障害児の保護者同士等を対象に、情報や意見の交換を行う機会を設け、交流を促進します。
短期入所（ショートステイ）・日中一時支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の家族の就労支援及び一時的休息のため、障害児を一時的に預かる支援を行います。
障害児に関するサービス事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスの充実を図るとともに、重症心身障害児に対応する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保に努めます。
子ども・子育て支援法（子ども・子育て支援事業計画）との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・関連法令である子ども・子育て支援法等との整合を図り、障害児、発達障害児の支援の充実を図ります。
発達障害児支援の充実・理解の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、窓口、インターネット（市及び「ふれあいeタウンいわくに」ホームページ）等における周知を行い、更なる事業の浸透を図ります。 ・発達障害への正しい理解の周知を図ります。

【ふれあいeタウンいわくに】



<https://www.e-town-iwakuni.net/>

重点施策Ⅰ－1－③ 障害福祉を担う人材の確保

市の関係各課、県、公共職業安定所（ハローワーク）、障害福祉サービス事業所等と情報共有や意見交換などを行い、連携の強化に努めるとともに、インターンシップや中高生の職場体験などを受け入れ、障害福祉への理解促進を図ります。

【主な取組】

主な取組	取組内容
インターンシップや中高生の職場体験機会の充実	・ 将来の障害福祉を担う人材の確保に向け、障害福祉に関する理解の促進を図るため、市役所や障害福祉サービス事業者へのインターンシップや職場体験の機会の充実に努めます。
障害福祉分野に関わる人材確保	・ 障害福祉分野に関わる人材確保に向け、県、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、障害福祉の魅力発信に努めます。
障害福祉に関する人材の育成	・ 障害福祉サービスの利用者に対して、必要なサービスを提供できるよう、県等が開催する研修に積極的な参加を促し、障害福祉に関わる従事者のスキルアップと人材の育成に努めます。

施策Ⅰ－2 障害者の就労の支援と雇用の促進

<現状>

(1) 就労支援

①岩国市障害者自立支援協議会就労サポート部会

岩国市障害者自立支援協議会就労サポート部会を開催し、障害者を雇用しようとする企業に対して、具体的な支援方法やトラブル解決策などの事例を踏まえての講演会を実施するなど、部会員、各事業所職員、民間企業、商工会議所等とのつながりを深めています。

②相談員や指導員等のスキルアップ研修

スキルアップ研修では、研修機会の少ない施設の職員等に対して必要な研修を実施し、障害者の就労支援のスキル向上を図っています。

③就職面接会の開催

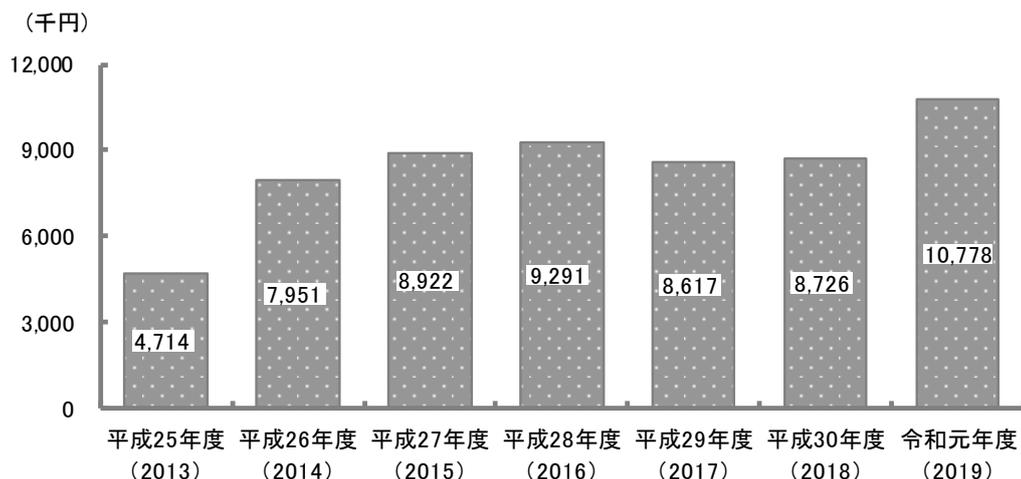
「岩国・大竹地区合同就職面接会」が開催され、令和元（2019）年度では、27社の企業の参加があり、出席した障害者59名のうち、最終的には14名が採用されました。

(2) 受注機会の拡大

①岩国市障害者共同受注センター

「岩国市障害者共同受注センター」において、新たな業務の掘り起こしや、市役所各課への利用促進に取り組んでいます。市役所からの受注は、令和元（2019）年度において、1千万円を超えています。

市役所からの受注状況



<課題と重点施策>

- アンケート調査結果では、自宅や地域で安心して生活するために必要な支援として「生活するのに十分な収入があること」の割合が58.8%と最も高く、今後、収入を得る仕事の希望については「仕事をしたい」の割合が41.0%となっています。一方で、就職相談や仕事に関する悩み・困りごとの相談先については、「障害者就業・生活支援センター」「相談支援事業所」の割合が増加しているものの、「どこにも相談していない」の割合が34.2%と最も高くなっており、就労に関する相談窓口の周知を図る必要があります。
- 障害者が働くための環境として、「周囲が自分を理解してくれること」の割合が55.8%と最も高く、次いで「障害にあった仕事であること」の割合が51.9%、「勤務する時間や日数を調整できること」の割合が51.5%となっており、民間企業及び従業員の障害に対する理解が求められています。

▶▶ **重点施策 I - 2 - ① 就労の促進と定着（本ページ↓）**

重点施策 I - 2 - ① 就労の促進と定着

一人ひとりの意向や心身状態を踏まえた、きめ細かな支援を行うため、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関との更なる連携の強化や、支援者を対象とした研修等により課題解決を図ります。

民間企業等に対して、障害者の障害特性・就労環境の整備・支援方法などの理解促進に努めます。

【主な取組】

（1）就労支援

主な取組	取組内容
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の拡大と充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業及び就労継続支援事業は、障害者の地域における安定的な自立した生活の基盤となるため、利用定員の増加と新規事業者の参入による事業の拡大と工賃向上を推進します。

主な取組	取組内容
就労後のフォローと職場定着への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する相談体制を整備するとともに、就労定着支援を活用し、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行います。 ・障害者を雇用する企業に対して、「職場適応援助者（ジョブコーチ）制度」の活用を推進します。
就労支援に携わる相談員や指導員等のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の場の提供や、講演会・研修を実施し、障害者の就労について、より適切で専門的な支援が可能となるように、指導員等のスキルアップを図ります。
障害者優先調達推進法の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。
障害者就労施設等における自主生産品の販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等の自主生産品の販売会を開催したり、その他イベントに出店したりするなど、市民に障害の理解の周知を図ります。
農福連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「農福連携等推進ビジョン」を踏まえ、農福連携の取組に対する相談体制の整備、農業経営体や障害者就労施設等がより農福連携に取り組みやすくなるよう検討します。
障害者就労施設等への通園者及び一般就労に向けての訓練等に対する交通費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労施設等への通園者に対する交通費の助成を行い、障害者の就労意欲の向上に努めます。 ・一般就労に向けて就労訓練等（職場実習、職業準備支援等）を実施する障害者を支援します。

（2）企業等との連携

主な取組	取組内容
岩国市障害者自立支援協議会から地元企業への雇用機会拡充要請	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法の法定雇用率の達成に向けて、障害者の更なる雇用機会拡充を地元企業へ要請します。
就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関との連携を強化し、一般就労の定着率の向上を図ります。
岩国市障害者自立支援協議会就労サポート部会の充実（研修会の実施、企業との連携）	<ul style="list-style-type: none"> ・岩国市障害者自立支援協議会就労サポート部会を定期的に開催し、情報共有を図るとともに、障害者、支援者、企業向けの研修会等を通して、障害者の就労を促進します。
障害者就労施設への業務発注の協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・企業からの障害者就労施設等に対する発注の増加は、従業員の工賃の増額にもつながるため、その発注の協力を依頼します。

施策Ⅱ－1 障害及び障害のある人に対する理解の促進

<現状>

(1) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用実績は、令和元（2019）年度で申立て費用の助成、報酬助成ともに1件となっています。

(2) 障害者虐待防止

相談支援事業所を中心とした岩国市障害者自立支援協議会暮らしサポート部会の活動として、障害者虐待防止について、施設関係者を中心に研修会を実施しています。

(3) 障害に関する理解の促進

平成29（2017）年度から、障害についての理解を深め、交流を通して、共生社会の実現を目指す、住民参加型のイベント「架け橋プロジェクト～地域と福祉を結ぶ～」を開催しています。

心身障害者（児）の作品を展示し、多くの人々の障害者に対する理解と協力を深めることを目的として、12月3日～9日の障害者週間にあわせて、「岩国市心身障害者（児）作品展」を開催しています。障害者の社会参加への意欲の助長及び人々の障害者に対する認識向上の促進と啓発を図っています。

(4) 障害者差別解消法の周知

心身障害者（児）理解促進・啓発事業「架け橋プロジェクト～地域と福祉を結ぶ～」などで来場者に障害者差別解消法等に関するパンフレットを配布しました。

(5) 社会活動への参加促進

障害のある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進に寄与することを目的として、「岩国市心身障害者（児）体育大会」を開催しています。

また、山口県障害者スポーツ大会「キラリンピック」が開催されるなど、障害者スポーツに対する気運が高まっており、引き続き参加を要請しています。

自発的活動を実施する団体への支援として、「自発的活動支援事業」において助成金を交付し、障害者等に対するボランティア活動の養成など行っています。

＜課題と重点施策＞

- アンケート調査結果では、主な介助者は「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が57.5%と最も高くなっています。また、介助者の年齢は60歳以上で5割を占め、介助者の高齢化が進んでいることから、「親亡き後」も地域生活が継続できるように支援を行うとともに、成年後見制度の周知と利用に向けた取り組みが引き続き必要です。
- 障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことの有無について、「ある」「少しある」を合わせた割合が54.1%となっています。また、その場所については、「学校・仕事場」の割合が47.0%と最も高く、次いで「外出先」の割合が41.2%、「仕事を探すとき」の割合が19.1%となっており、様々な場面で嫌な思いを感じており、市民をはじめ、企業、教育関係者等への障害特性の理解の促進を図るとともに、合理的配慮に関する周知を図ることが必要です。

▶▶ 重点施策Ⅱ－1－① 権利擁護の推進、障害者虐待防止と障害者差別解消法の周知（→P76）

- アンケート調査結果では、外出する時の移動手段は「自家用車（自分が運転）」の割合が38.3%と最も高くなっています。また、外出をした時、不便に感じたり困ることは、「交通機関の利用が不便」の割合が32.7%と最も高く、今後、障害者やその家族・介助者の高齢化が進み、自家用車以外での外出手段として交通機関の利便性の向上や、移動支援の充実を図る必要があります。
- 現在の生きがいについて、「家族や地域の人とのふれあい」の割合が32.4%と最も高く、地域活動へ参加しやすい環境づくりや交流の機会の充実を図る必要があります。

▶▶ 重点施策Ⅱ－1－② 社会活動への参加と共生・協働の推進（→P78）

重点施策Ⅱ－1－① 権利擁護の推進、障害者虐待防止と障害者差別解消法の周知

平成28（2016）年度に成年後見利用促進法が成立し、本市においても「成年後見制度利用促進計画」を令和2（2020）年度に策定しました。本市の関係部署や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、家庭裁判所など関係機関が連携し、成年後見制度の周知と事業等の利用促進を図ります。

また、障害者虐待に速やかに対応するために、虐待通報の周知や、市の担当職員の研修等により、未然防止と早期発見に努めます。

障害への理解を深めるために、「架け橋プロジェクト～地域と福祉を結ぶ～」を中心とした理解促進研修・啓発活動を継続して実施し、差別のない共生社会を推進します。

【主な取組】

（1）権利擁護の推進

主な取組	取組内容
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障のある障害者が安心して地域生活を送ることができるように、成年後見制度の利用を促進します。 ・成年後見制度の申立人がいない場合には、市が代わって申立人になることができるため、その制度の周知を図ります。
相談支援事業所、消費生活センター等、関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の消費者トラブルの未然防止のために、家族や近隣の人が当事者の様子から気がついたことをすぐに適切な機関に相談できるように、地域における関係機関と連携を図り、啓発や支援のネットワークを構築します。

（2）障害者虐待防止

主な取組	取組内容
障害者虐待の迅速かつ的確な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待に対して早期の発見や支援、適切な相談対応が行えるように、関係機関と連携し、迅速な対応を図ります。
一時保護及び入所支援を行える施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時における一時保護及び入所支援を行う必要がある場合は、輪番制などを活用しながら、受入先の確保を図ります。
担当職員及び相談員等の研修の実施、スキル向上	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員及び相談員が研修を受けることにより、虐待への対応力の向上を図ります。

主な取組	取組内容
障害者虐待防止に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等へ虐待防止パンフレットを配布するなど、啓発活動を行います。 ・広報誌やホームページを活用して、障害者虐待防止法についての広報・啓発活動を継続的に行い、虐待の防止に努めるとともに、市民には虐待について通報の義務があることを周知します。

(3) 障害の理解促進や障害者差別解消法の周知

主な取組	取組内容
障害者差別解消法の周知・啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法に基づき、差別にあたることや、合理的配慮として望ましい対応等を市民や企業、事業所等に広く周知・啓発を行います。
障害に関する知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者週間」(12月3日～同月9日)を中心に、市民に対して、障害や障害のある人についての理解を深めるための交流イベント・講演会や障害者作品展等の啓発・広報活動を行います。 ・精神障害や発達障害等の多様な障害の特性について、関係機関や障害者団体と連携し、講演会や講座など学習機会を充実し、市民に対し正しい知識を普及します。
ヘルプマーク・ヘルプカードの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が地域で安心して暮らせるよう、ヘルプマーク(援助や配慮などが必要な方が、緊急時や災害時、困ったときに周囲の人に手助けをお願いしやすくするためのもの。)やヘルプカード(障害者が持病やかかりつけ医、血液型などの情報を記載した小型カードを携帯しておくことで緊急時に適切な対応がとれるもの。)の周知・啓発を図ります。
あいサポート運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な障害の特性や障害のある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)をつくっていく運動(あいサポート運動)を推進します。

【ヘルプマーク】



【ヘルプカード】



重点施策Ⅱ－1－② 社会活動への参加と共生・協働の推進

障害者が地域社会の一員として、地域活動や交流活動など様々な活動への参加を促進するとともに、手話や要約筆記などのコミュニケーション手段の利用促進や、移動支援等の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 社会参加の促進

主な取組	取組内容
社会活動に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいeタウンいわくに等のホームページや広報紙等の様々な媒体を活用し、障害者の社会参加、社会活動の内容や実施状況等の周知を行い、活動の認知度向上と参加促進を図ります。
コミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者とその家族が社会活動に参加しやすいように、コミュニケーション支援を行います。 ・手話が言語であるとの認識の下、手話の普及及び習得の機会の確保に努め、手話を使用して生活できる地域社会の実現を目指します。
交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者体育大会、キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）等の障害者スポーツ、障害者作品展等の芸術文化活動を通じて、障害者との交流を図ります。
移動支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外での移動が困難な障害者等に、ガイドヘルパーが同行して外出のための支援を行います。
地域における事業所等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動の場となる事業所等が障害者の生活圏域に整備されるように、事業者、法人に働きかけを行います。

(2) 共生・協働の推進

主な取組	取組内容
自発的活動の推進及び協働による団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者やその家族、地域住民が自発的に活動する事業（情報交換のできる交流会等）に対して支援を行います。
地域での「助け合い」の促進（地域福祉計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での助け合い・支え合いの重要性の啓発、交流のきっかけづくりに取り組むとともに、地域での相談体制を充実させ、地域の福祉ニーズの把握に努めます。

施策Ⅱ－2 障害者の居住の安定の確保

<現状>

(1) 障害者支援施設の入所者等の地域生活への移行

障害者支援施設の入所者及び精神科病院に入院中の精神障害者等の地域生活への移行を進めています。

(2) 住まいに関する支援

相談支援事業所を中心とした岩国市障害者自立支援協議会暮らしサポート部会では、「住まい」に関する様々な課題の解決に向け、実情を把握するため、「障害者の住まいに関するアンケート調査」の実施や、当事者やその家族、支援機関を対象に不動産会社や公営住宅で住居を探す際に苦労した事例の収集を行っています。

また、令和2（2020）年2月開催の「岩国市居住支援セミナー」（岩国市主催）に暮らしサポート部会の部会員も参加し、障害者や高齢者などの「住まい」に関する事例検討・意見交換を行っています。

(3) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等の整備については、市の実情や資源を活用し、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、相談、緊急時の受け入れや対応、体験の機会や場所、専門的人材の確保や養成、地域の体制づくりについて検討しています。

<課題と重点施策>

- アンケート調査結果では、「福祉施設に入所している」「病院に長期に入院している」人のうち、「今のままで暮らし続けたい」の割合が50.0%となっていますが、「独立して一人で暮らしたい」「家族や親族と暮らしたい」「グループホームなどで仲間と暮らしたい」など地域での生活を希望している割合は37.5%となっています。また、特に精神障害者保健福祉手帳所持者で「グループホームなどで仲間と暮らしたい」の割合が高くなっており、共同生活援助施設（グループホーム）等の生活拠点の整備が必要です。
- アンケート調査結果では、災害時に困ることとして、「投薬や治療が受けられない」の割合が45.5%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が43.0%、「安全なところまで、ひとりで迅速に避難することができない」の割合が29.1%となっています。また、障害児では、「安全なところまで、ひとりで迅速に避難することができない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が59.7%と最も高く、次いで「周囲とのコミュニケーションがとれない」の割合が45.8%となっています。引き続き、障害者（児）の視点で災害時等における支援体制の整備が求められています。



重点施策Ⅱ－2－① 地域移行の推進と安心して生活するための支援の充実（→P81）

重点施策Ⅱ－2－① 地域移行の推進と安心して生活するための支援の充実

障害者が地域で暮らし続けることを選択できるように、グループホーム等の住環境の整備や、緊急時に備えて地域生活支援拠点等の整備を図ります。

また、災害時等における支援方法や対策を検討し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【主な取組】

(1) 地域生活支援拠点等、住環境の整備

主な取組	取組内容
地域生活支援拠点等の整備	・各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う拠点等を整備します。
グループホームの拡充	・地域移行の受け皿となるグループホームの拡充を図ります。
居宅生活を援護するサービスの充実	・地域での生活を支える各種障害福祉サービスの充実を図ります。
短期入所（ショートステイ）・日中一時支援事業の充実	・障害者の家族の就労支援及び介護者の一時的休息のため、障害者を一時的に預かる支援を行います。
訪問入浴サービスの充実	・訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の在宅生活を支援します。
地域活動支援センターの充実	・創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行っている地域活動支援センターの活動を支援し、日中における居場所づくりに努めます。
市営住宅における障害者等への入居優遇	・市営住宅のバリアフリー化を図り、利用について周知を図るとともに、障害者向けの優遇措置等を講じます。

(2) 災害時等の支援

主な取組	取組内容
緊急通報システム整備事業等の周知	・緊急通報システムやWeb119番、あんしん情報カプセル等、緊急時にサポートする事業の周知を図ります。
聴覚障害者用防災ケーブルラジオの設置	・災害弱者である聴覚障害者に対して、防災情報が視覚的に伝わる聴覚障害者用防災ケーブルラジオを設置します。
災害時における障害福祉サービス事業者への支援	・災害時において、障害福祉サービス事業者が円滑に事業の継続・再開が図れるよう、必要な支援を実施します。

第4部 障害福祉計画

第1章

障害福祉計画の基本理念と考え方

1 基本理念

障害福祉計画は、障害者計画における生活支援や雇用・就労、住まいにかかわる実施計画のため、障害者計画の基本理念である「障害者が自立し、安心して生活しているまち」の実現を目指します。

2 基本的な考え方

国の基本指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方として、以下のとおり示されており、この基本指針を踏まえた計画策定を行います。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

(2) 相談支援の提供体制の確保

- ①相談支援体制の構築
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③協議会の設置等

第 2 章

令和5（2023）年度までの数値目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5（2023）年度を目標年度として設定します。

- ※「成果目標」とは、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。
- ※「活動指標」とは、国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基幹相談支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障害者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活移行者数	令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末の施設入所者数（継続入所者数を除く。）の6%以上が地域生活に移行	令和元（2019）年度末の施設入所者数（継続入所者数を除く。）231人に対して、3人（1.3%）以上移行することを目標とします。
施設入所者数	令和5（2023）年度末時点で、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数（継続入所者数を除く。）から1.6%以上削減	令和元（2019）年度末の施設入所者数（継続入所者数を除く。）231人に対して、4人（1.7%）以上削減することを目標とします。

目 標 値	
令和5（2023）年度末までの地域生活移行者数	3人
令和5（2023）年度末の施設入所者数	227人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として岩国市障害者自立支援協議会等を活用し、検討を進めます。

活動指標			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	1人	2人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	58人	60人	62人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	1人	2人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、岩国市障害者自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

国の基本指針	
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本

目標値	
令和5（2023）年度末までに地域生活支援拠点等を確保	1か所以上
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

障害者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5（2023）年度における一般就労移行者数を、令和元（2019）年度実績の1.27倍以上	令和元（2019）年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数12人の1.41倍（17人）
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5（2023）年度における就労移行支援を通じた一般就労移行者数を、令和元（2019）年度実績の1.30倍以上	令和元（2019）年度における就労移行支援を通じた一般就労への移行者数9人の1.33倍（12人）
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5（2023）年度における就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数を、令和元（2019）年度実績の1.26倍以上	令和元（2019）年度における就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数1人の2.00倍（2人）
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5（2023）年度における就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数を、令和元（2019）年度実績の1.23倍以上	令和元（2019）年度における就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数2人の1.50倍（3人）
就労定着支援事業の利用者数	令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数17人の70.6%（12人）

目 標 値	
令和5（2023）年度における一般就労移行者数	17人 (1.41倍増)
令和5（2023）年度における一般就労移行者数（就労移行支援）	12人 (1.33倍増)
令和5（2023）年度における一般就労移行者数（就労継続支援A型）	2人 (2.00倍増)
令和5（2023）年度における一般就労移行者数（就労継続支援B型）	3人 (1.50倍増)
令和5（2023）年度における一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数	12人 (70.6%)

活動指標			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち一般就労への移行者数	14人	15人	17人

5 相談支援体制の充実・強化等

障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービスの対象者が多様であることを踏まえ、一人ひとりの障害の特性やニーズに適したサービスを提供するため、相談支援事業者と基幹相談支援センターとが連携し、総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談機関と連携強化の取組を進めます。

国の基本指針	
相談支援体制の充実・強化等	令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

目標値
令和5（2023）年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

活動指標			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6	6	6
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6	6	6
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1	1	1

6 障害福祉サービス等の質の向上

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築について検討を行います。

また、検討に当たっては、岩国市障害者自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

国の基本指針	
障害福祉サービス等の質の向上	令和5（2023）年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築

目 標 値
令和5（2023）年度末までに障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築

活動指標			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	20人	20人	20人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	有 1回	有 1回	有 1回

第 3 章

障害福祉サービスの見込量と方策

1 訪問系サービス

【利用実績と見込量】

①居宅介護（身体介護・家事援助）

■身体介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	81	72	71	75	75	75
延利用時間 （月平均）	996	953	958	1,012	1,012	1,012

※令和2（2020）年度は見込み値

■家事援助

ホームヘルパーが居宅を訪問して、調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	101	92	83	92	92	92
延利用時間 （月平均）	1,049	949	882	978	978	978

※令和2（2020）年度は見込み値

②重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難のある障害者に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	1	1	1	1	1	2
延利用時間 (月平均)	2	8	13	13	13	275

※令和2（2020）年度は見込み値

③同行援護

視覚障害により移動が著しく困難な障害者に対して、外出時に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	16	14	12	14	14	14
延利用時間 (月平均)	122	136	97	113	113	113

※令和2（2020）年度は見込み値

④行動援護

知的障害又は精神障害により行動が著しく困難な障害者に対して、危険を回避するための必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	0	0	0	0	0	0
延利用時間 (月平均)	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度は見込み値

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある障害者に対して、居宅介護などのサービスを包括的にを行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	0	0	0	0	0	0
延利用時間 (月平均)	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度は見込み値

【現状及び第6期見込量に対する考え方】

第6期計画における訪問系サービスの見込量は、施設入所者等が在宅生活を送れるよう地域移行の支援を進めていくことを踏まえ、減少傾向のサービスであっても、今後も一定の利用を見込んでいます。

なお、重度訪問介護は令和5（2023）年度に増加を見込んでいますが、利用実績がなく、市内に指定を受けている事業所がない行動援護、重度障害者等包括支援においては、サービスの利用は見込んでいません。

【方策】

- 訪問系サービスについては、障害者一人ひとりのニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。
- 3障害に加え、難病、発達障害、高次脳機能障害なども含めて、障害の特性を十分に理解したヘルパーを確保し、サービスの充実を図ります。
- 市内の社会福祉法人や介護保険の訪問介護事業所などに対し、障害福祉サービス事業への参入を促すなど、サービスの安定的な提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

【利用実績と見込量】

①生活介護

常に介護が必要な障害者に、昼間、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動の場などを提供します。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	399	388	386	391	391	391
延利用日数 (月平均)	7,721	7,748	7,562	7,660	7,660	7,660

※令和2（2020）年度は見込み値

※継続入所者数を除く

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

■機能訓練

身体障害者又は難病等の人を対象に、障害福祉サービス事業所等に通所し、又は障害者の居宅に訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	2	1	0	0	0	1
延利用日数 (月平均)	22	7	0	0	0	22

※令和2（2020）年度は見込み値

■生活訓練

知的障害者や精神障害者を対象に、障害福祉サービス事業所に通所し、又は障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等についての相談や助言を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	52	53	53	53	53	53
延利用日数 （月平均）	1,066	1,140	1,126	1,108	1,108	1,108

※令和2（2020）年度は見込み値

③就労移行支援

一般就労を目指す65歳未満の障害者に対し、就労に必要な知識や技術、能力の向上のための訓練を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	26	28	30	32	34	37
延利用日数 （月平均）	372	358	419	447	475	517

※令和2（2020）年度は見込み値

④就労継続支援（A型・B型）

■A型

事業所に雇用されることが困難な障害者の中で、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上訓練等の支援を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	51	50	48	50	50	50
延利用日数 （月平均）	970	967	901	939	939	939

※令和2（2020）年度は見込み値

■ B型

事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、一般就労経験者や、就労移行支援を利用した結果、B型の利用が適当と判断された人などに、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上訓練等の支援を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	235	252	252	261	270	280
延利用日数 （月平均）	3,713	4,002	3,936	4,077	4,217	4,374

※令和2（2020）年度は見込み値

⑤就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事務所・家族との連絡調整等の支援を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	27	22	20	23	23	23

※令和2（2020）年度は見込み値

⑥療養介護

医療が必要な障害者で、常に介護を必要とする人に、昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護などを行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	39	40	36	36	36	36

※令和2（2020）年度は見込み値

⑦短期入所（ショートステイ）

在宅の障害者（児）を介護する人が病気の場合などで、施設に短期間入所が必要な障害者に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■福祉型

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	49	46	37	44	44	44
延利用日数 （月平均）	342	322	250	298	298	298

※令和2（2020）年度は見込み値

■医療型

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	6	5	4	5	5	5
延利用日数 （月平均）	24	26	18	23	23	23

※令和2（2020）年度は見込み値

【現状及び第6期見込量に対する考え方】

日中活動系サービスについては、地域移行を進めていく上で必要となるサービスのニーズは高まっていくと考えられることから、一部を除き、減少傾向の場合でも一定の利用を見込み、増加傾向の場合は、過去の伸び率などを勘案して数値を見込んでいます。

【方策】

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
 - 地域で自立した生活を送るために、障害者の働くことへの意欲を醸成するとともに、一般就労に必要な訓練を受けることができる就労移行支援や就労後も障害特性に沿った環境で仕事が続けられるよう支援する就労定着支援の利用により、一般就労への移行を促進します。
 - 就労系サービスについては、工賃の確保と向上に留意し、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注と共同受注の仕組みを活用して、受注機会の拡大に取り組みます。
 - 短期入所については、地域生活における養護者のレスパイトや緊急時の受け入れ先として、サービス提供施設と連携を図り、利用者の利便性確保に努めます。
-

3 居住系サービス

【利用実績と見込量】

① 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や、随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	0	0	0	0	1	2

※令和2（2020）年度は見込み値

② 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ及び食事等その他の必要な日常生活上の援助を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	131	137	140	145	150	155

※令和2（2020）年度は見込み値

③ 施設入所支援

主として夜間において、施設に入所する障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	243	231	230	229	228	227

※令和2（2020）年度は見込み値

※継続入所者数を除く

【現状及び第6期見込量に対する考え方】

施設入所者等の地域移行を進めていく上で受け皿となる共同生活援助（グループホーム）の利用者は、増加傾向にあります。

反対に、施設入所支援については、減少傾向にあります。

第6期計画における居住系サービスの見込量は、これまでの実績推移と国の基本指針を勘案し、共同生活援助（グループホーム）の利用者は増加していくと見込んでいますが、施設入所支援の利用者は減少するものと見込んでいます。

【方策】

- 共同生活援助（グループホーム）の施設数を増やすことにより、地域での生活の場の確保に努めます。
 - 訪問系サービスや住宅の拡充等に努め、施設入所者本人の意向を尊重した上で地域移行を促します。
 - 障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備を進めます。
-

4 相談支援

【利用実績と見込量】

①計画相談支援

障害福祉サービスを利用しようとする障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、「サービス等利用計画」を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	1,076	1,085	1,100	1,112	1,124	1,136

※令和2（2020）年度は見込み値

②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者の方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	1	1	0	2	3	4

※令和2（2020）年度は見込み値

③地域定着支援

居宅において単身等で生活をしている障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談その他必要な支援を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	1	1	1	1	3	5

※令和2（2020）年度は見込み値

【現状及び第6期見込量に対する考え方】

地域移行支援及び地域定着支援の利用者は、過去3か年とも1人程度となっていますが、第6期計画における計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援の見込量は、地域移行の進展等を踏まえて、増加すると見込んでいます。

【方策】

- 相談支援の中核となる基幹相談支援センターにおいて、計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所の相談支援専門員を対象とした研修や計画相談支援の助言等を行い、相談支援専門員の質の向上を図ります。
- 難病、発達障害、高次脳機能障害の方への相談支援など専門的な相談支援体制の構築に努めます。
- 施設入所者や精神疾患による長期入院患者の地域生活移行を進めるため、地域移行支援や地域定着支援の利用を促進します。

第4章

地域生活支援事業の見込量と方策

1 必須事業

【利用実績と見込量】

①理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるため、研修・啓発事業を実施します。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和2（2020）年度は見込み値

②自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和2（2020）年度は見込み値

③相談支援事業

■障害者相談支援事業

障害者及びその家族の保健、医療、障害福祉サービス等に関する相談に応じ、必要な支援や関係機関との連絡調整を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
箇所数	7	7	7	7	7	7
基幹相談 支援センター 設置の有無	有	有	有	有	有	有
利用者数 (実人数)	1,283	1,291	1,300	1,309	1,318	1,327

※令和2（2020）年度は見込み値

■基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対し専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和2（2020）年度は見込み値

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助し、障害者の権利擁護を図ります。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	2	2	2	3	3	3

※令和2（2020）年度は見込み値

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
実施の有無	無	無	無	無	無	有

※令和2（2020）年度は見込み値

⑥ 意思疎通支援事業

■ 手話通訳者・要約筆記派遣事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化の推進のため、手話通訳者・要約筆者等の派遣を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （延べ人数）	43	30	36	38	42	46

※令和2（2020）年度は見込み値

■ 手話通訳者設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う人を社会福祉協議会に設置し、聴覚障害者等とのコミュニケーションの仲介を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （延べ人数）	708	684	468	700	700	700
設置者数	2	2	2	3	3	3

※令和2（2020）年度は見込み値

⑦日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに支障がある重度の障害者（児）に対し、日常生活上の便宜を図るため、障害者用の日常生活用具の給付を行います。

■介護・訓練支援用具

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （延べ人数）	10	0	0	5	5	5

※令和2（2020）年度は見込み値

■自立生活支援用具

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （延べ人数）	10	8	8	10	10	10

※令和2（2020）年度は見込み値

■在宅療養等支援用具

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （延べ人数）	9	13	12	10	10	10

※令和2（2020）年度は見込み値

■情報・意思疎通支援用具

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （延べ人数）	16	18	20	20	20	20

※令和2（2020）年度は見込み値

■排泄管理支援用具

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （延べ人数）	986	959	960	970	970	970

※令和2（2020）年度は見込み値

■居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （延べ人数）	1	3	2	2	2	2

※令和2（2020）年度は見込み値

⑧手話奉仕員養成事業

聴覚障害者、音声言語機能障害者のコミュニケーションの円滑化の手段としての手話の技術等の指導を行い、手話奉仕員を養成します。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （延べ人数）	11	12	0	14	15	16

※令和2（2020）年度は見込み値

⑨移動支援事業

視覚障害者、全身性障害者、知的障害者又は精神障害者であって、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出等について、付添いをする方がいないため支障があるときにホームヘルパーを派遣し、外出のための支援を行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	30	25	25	27	27	27
利用量 （延べ時間）	1,501	895	1,052	1,136	1,136	1,136

※令和2（2020）年度は見込み値

⑩地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作活動又は生産活動の機会を提供し、障害者の社会との交流を促進するなど、地域生活を支援します。

■地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施しています。（1日当たりの実利用人員が概ね20名以上）

■地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供しています。（1日当たりの実利用人員が概ね15名以上）

■地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所事業所です。援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定的な運営が図られています。（1日当たりの実利用人員が概ね10名以上）

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
I型 （20人以上）	1	1	1	1	1	1
II型 （15人以上）	0	0	0	0	0	0
III型 （10人以上）	3	3	3	3	3	3
合計箇所数	4	4	4	4	4	4
支援対象者数	399	390	400	396	396	396

※令和2（2020）年度は見込み値

【現状及び第6期見込量に対する考え方】

地域生活支援事業の必須事業は、障害者の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスであり、第6期計画における見込量は、これまでの実績の推移を勘案して事業量を見込み、一部を除き、微増もしくは現状維持の利用を見込んでいます。

【方策】

- 共生社会の実現に向けて、障害への理解を深めるための研修・啓発活動を実施するとともに、障害者、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
 - 基幹相談支援センターを中心に、地域移行の推進を図るとともに、成年後見、障害者虐待、障害者の再犯防止などの専門性の高い相談や、生活困窮など複合的な課題を有するケースにも対応できる支援体制の充実に努めます。
 - 障害者への合理的配慮の不提供や不当な差別への対応の強化を図ります。
 - 障害者の権利擁護を図るため、成年後見制度の普及・啓発に努めます。
 - 手話奉仕員を養成するとともに、手話通訳者及び要約筆記者の確保に努め、コミュニケーション支援の充実に努めます。
 - 日常生活用具給付事業に関する情報提供と、適切な給付対象品目の選定に努めます。
 - 障害者の外出支援及び社会参加の促進を図るため、移動支援事業の充実に努めます。
 - 身近な地域に地域活動支援センターを設置し、障害者の日中活動を支援します。
-

2 任意事業

【利用実績と見込量】

① 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	120	128	140	146	156	166
利用量 (延べ日数)	3,120	3,464	7,157	4,063	4,341	4,620

※令和2（2020）年度は見込み値

② 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、地域における障害者の生活支援を目的として行います。

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	11	12	7	10	10	10
利用量 (延べ日数)	641	507	338	483	483	483

※令和2（2020）年度は見込み値

【現状及び第6期見込量に対する考え方】

地域生活支援事業の任意事業については、市の独自の判断により、地域において必要とされる事業を実施できることとなっています。

日中一時支援事業は増加傾向にて見込み、訪問入浴サービス事業は一定数の利用を見込んでいます。

【方策】

- 日中一時支援事業は、障害者の家族に対する就労支援とレスパイトを目的に、障害福祉サービスと障害児通所サービスの補完事業として、継続実施していきます。
 - 地域移行支援にもつなげる訪問入浴サービス事業を実施します。
-

第5章

市独自事業の見込量と方策

1 市独自事業

【利用実績と見込量】

障害者ネットワーク推進事業

インターネット上でホームページ「ふれあいeタウンいわくに」を運営し、障害福祉サービス、地域の社会資源、地域活動など障害者に関わる情報を発信しています。

「ふれあいeタウンいわくに」(URL <https://www.e-town-iwakuni.net/>)

	第5期計画（実績値）			第6期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ホームページ アクセス数	25,190	30,910	36,800	38,000	39,000	40,000

※令和2（2020）年度は見込み値

【現状及び第6期見込量に対する考え方】

「ふれあいeタウンいわくに」のアクセス数は増加しています。引き続き、内容の充実等を図り、アクセス数の増加を目標とします。

【方策】

- 在宅生活を送る障害者が容易に情報を取得できるように、インターネットを活用し情報提供を行います。

第5部 障害児福祉計画

第1章

障害児福祉計画の基本理念と考え方

1 基本理念

障害児福祉計画は、障害者計画における障害児支援の実施計画のため、障害者計画の基本理念である「障害者が自立し、安心して生活しているまち」の実現を目指します。

2 基本的な考え方

国の基本指針では、障害児通所支援、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方として、以下のとおり示されており、この基本指針を踏まえた計画策定を行います。

○障害児支援の提供体制の確保

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・包容の推進
- (4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
 - ①重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - ②強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実
 - ③虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備
- (5) 障害児相談支援の提供体制の確保
- (6) 発達障害者等に対する支援
(発達障害者等及び家族等への支援体制の確保)

第 2 章

障害児支援の提供体制の整備等の数値目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5（2023）年度を目標年度として設定します。

- ※「成果目標」とは、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。
- ※「活動指標」とは、国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの。

1 障害児支援の提供体制の整備等

障害の早期発見と早期療育、障害児等の入園、就学、進学、就労など成長の各段階において、将来を見据えたつながりのある支援を行うことができるよう、福祉、保育、保健、医療、教育及び就労等の関係機関の連携の強化とネットワークの構築を図ります。

また、発達障害を含む障害児の多様なニーズに対応するため、児童発達支援センターを中心とした相談支援体制の充実や、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、障害児の地域支援体制の充実を図ります。

さらに、医療的ケア児への適切な支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

	国の基本指針
児童発達支援センターの設置	令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5（2023）年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本

国の基本指針	
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本

目 標 値	
令和5（2023）年度末までに児童発達支援センター設置	1か所
令和5（2023）年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和5（2023）年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所
令和5（2023）年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
令和5（2023）年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	有
令和5（2023）年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	7人

活動指標				
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	80人	80人	80人	
ペアレントメンターの人数	5人	6人	7人	
ピアサポートの活動への参加人数	20人	20人	20人	
子ども・子育て支援等の障害児受入体制	保育所	90人	100人	110人
	認定こども園	30人	30人	40人
	放課後児童健全育成事業	50人	50人	50人

第 3 章

障害児に関するサービスの見込量と方策

1 障害児に関するサービス

【利用実績と見込量】

① 児童発達支援

未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

	第1期計画（実績値）			第2期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	63	68	68	71	74	77
延利用日数 （月平均）	413	456	526	481	501	521

※令和2（2020）年度は見込み値

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能障害があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に児童発達支援及び治療等の支援を行います。

	第1期計画（実績値）			第2期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	0	0	0	0	0	0
延利用日数 （月平均）	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度は見込み値

③放課後等デイサービス

就学中の障害児に対し、学校の授業終了後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

	第1期計画（実績値）			第2期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	191	202	244	226	239	253
延利用日数 (月平均)	1,959	2,033	2,613	2,420	2,560	2,710

※令和2（2020）年度は見込み値

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

	第1期計画（実績値）			第2期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	1	1	4	5	6	7
延利用日数 (月平均)	1	1	12	15	18	21

※令和2（2020）年度は見込み値

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

	第1期計画（実績値）			第2期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	0	0	0	0	0	0
延利用日数 (月平均)	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度は見込み値

⑥障害児相談支援

障害児通所サービスを利用しようとする障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、「障害児支援利用計画」を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。

	第1期計画（実績値）			第2期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
利用者数 （実人数）	246	270	270	283	297	312

※令和2（2020）年度は見込み値

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児支援のための協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを養成・配置します。

	第1期計画（実績値）			第2期計画（計画値）		
	平成30年度 （2018）	令和元年度 （2019）	令和2年度 （2020）	令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）
配置人数	0	0	1	3	5	7

※令和2（2020）年度は見込み値

【現状及び第2期見込量に対する考え方】

障害児に関するサービスの利用者は、全体的に増加傾向にあります。第2期計画においても、児童発達支援センターの開設などもあることから、一部を除き、増加するものと見込んでいます。

【方策】

- 児童の障害内容や障害程度に合わせたきめ細かいサービス提供体制の確保に努めます。
 - 児童発達支援センターを中心に、障害児に関わる各関係機関の情報共有・連携強化に努めます。
 - 地域間におけるサービス提供体制の格差是正を図ります。
 - 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。
 - 重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心とし、課題やニーズを検証し、適切な支援を行います
 - 岩国市子ども・子育て支援事業計画に留意し、連携を図りながら、様々な特性を持った子どもが健やかに成長するような支援体制の確保を進めます。
-

2 市独自事業

【利用実績と見込量】

①障害児等総合療育相談訓練事業

岩国市療育センターにおいて、療育に関する相談窓口を開設し、訓練が必要な方に個別に親と子の療育訓練、集団訓練を行っています。

	第1期計画（実績値）			第2期計画（計画値）		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
箇所数	1	1	1	1	1	1
利用者数 (実人数)	725	800	800	800	800	800
相談回数	2,778	2,850	2,900	2,900	2,900	2,900
訓練回数	4,154	4,944	5,000	5,000	5,000	5,000

※令和2（2020）年度は見込み値

②在宅障害児療育支援事業（あいあいサークル）

心身に障害がある、或いは、心身に障害があると疑われる未就学の幼児及びその保護者を対象に、親子通園方式により音楽療法士や看護師、保育士等が個別相談や指導を行い、障害や不安感の軽減を図っています。

	第1期計画			第2期計画		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
延利用組数	351	552	500	500	500	500

※令和2（2020）年度は見込み値

③ことば・きこえの教室（幼児部）

ことばに障害のある子どもに対し、心身の望ましい成長と発達を目指し、自信を持って話すことができるよう通級指導により親子支援を行っています。

	第1期計画			第2期計画		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数 (実人数)	79	97	80	80	80	80

※令和2（2020）年度は見込み値

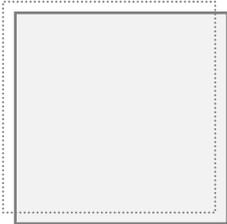
【現状及び第2期見込量に対する考え方】

障害児等総合療育相談訓練事業、在宅障害児療育支援事業（あいあいサークル）、ことば・きこえの教室（幼児部）ともに、相当数の利用があることから、第2期計画は、令和2（2020）年度の見込み値と同程度の事業量を見込んでいます。

【方策】

- 発達障害に関する正しい理解の啓発を図ります。
 - 療育の必要な子どもが適切な支援を受けることができるよう、「岩国市療育センター」のセラピスト（理学療法士、言語聴覚士、作業療法士など）の充実を図ります。
 - 市内の障害児通所事業所等との連携を図り、相談から訓練まで一貫した指導の実施体制の確立に努めます。
-

資料編



資料編

1 岩国市障害者計画策定委員会開催要綱

令和 2 年 2 月 1 日
制定

岩国市障害者計画策定委員会開催要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、岩国市障害者計画の策定に当たり、幅広い分野の意見、助言等を求めるため、岩国市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第 2 条 委員会において意見、助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に規定する市町村障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に規定する市町村障害児福祉計画の策定に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内をもって構成する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 知識経験者
- (2) 保健、医療、福祉等の関係団体の代表者又は当該代表者から推薦された者
- (3) 公募による一般市民
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(会議)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて市長が開催する。

- 3 会議は、委員長がその座長となる。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、障害者支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

2 岩国市障害者計画策定委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

委員名	所属団体	備考
岡村 哲雄	岩国市身体障害者団体連合会	障害者団体（身体）
兼重 勇	山口県立岩国総合支援学校	教育関係
兼中 信敬	医療法人新生会	医療関係（精神）
古賀 まゆみ	岩国市療育センター	障害児事業所関係
◎ 小林 元壯	一般社団法人岩国市医師会	医療関係
下森 祺充	岩国グループ手をつなぐ育成会	障害者団体（知的）
○ 正長 清志	学校法人高水学園 岩国短期大学	知識経験者
末川 健	社会福祉法人ビタ・フェリーチェ	障害者通所施設（就労支援）
杉山 浩司	岩国商工会議所	商工関係
高橋 正徳	公募委員	公募
寺尾 眞澄	公募委員	公募
豊川 佳孝	岩国市民生委員児童委員協議会	地域住民団体
長井 佑介	社会福祉法人岩国市社会福祉協議会	基幹相談支援センター
平岡 龍一郎	社会福祉法人美和福祉会 障害者権利擁護センター	障害者支援施設
廣澤 浩子	社会福祉法人岩国市社会福祉協議会	障害者通所施設（生活介護）
升谷 千津子	若年性認知症家族会くつろぎ花・花	認知症関係団体
宮内 利恵	山口県岩国児童相談所	障害児援護機関

(五十音順 敬称略)

3 地域資源の状況

岩国市には、下記のような社会資源があり、在宅支援から施設支援までの全般にわたって福祉サービスを提供しています。

(令和3年3月1日現在)

【居宅介護・重度訪問介護】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
ふれんず在宅介護支援センターヘルパーチーム	今津町一丁目 11 番 23 号	21-5135	21-5133
ヘルパーステーションラ・スリーズ	室の木町一丁目 1 番 50 号	29-5360	29-5325
ヘルパーステーション わたなべ	麻里布町五丁目 3 番 8 号	24-5188	29-1165
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会社協ヘルパーセンター岩国	南岩国町三丁目 3 番 14 号	28-6108	28-6109
ニチケアセンター岩国	川西三丁目 5 番 40 号	44-0511	41-3651
医療法人錦病院指定居宅介護サービス事業 ヘルパーセンターあいらす	錦見七丁目 16 番 1 号	44-0080	44-0535
スリーエス訪問介護事業所岩国	南岩国町一丁目 17 番 31 号	35-1011	35-1012
南和会ケアセンター	尾津町五丁目 7 番 30 号	31-0208	34-0076
サンキ・ウエルビィ介護センター岩国	牛野谷町二丁目 16 番 32 号	28-5367	28-5378
ヘルパーステーションさくらんぼ	多田三丁目 101 番地 5	44-0711	44-0722
ヘルパーステーションあおぞら	多田三丁目 104 番地 4-201 号	44-1414	44-1415
縁介護支援事業所ヘルパーチーム	平田五丁目 50 番 14 号	28-1183	28-1184
訪問介護サービスことり	麻里布町七丁目 8 番 21 号	35-5445	35-5444
訪問介護ステーション無花果 (Mukaka)	牛野谷町二丁目 14 番 13 号	28-6143	32-6227
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会社協ヘルパーセンター由宇	由宇町中央一丁目 8 番 35 号	63-3022	63-3544
訪問介護ステーション あゆみ	玖珂町 3430 番地	28-5228	28-5126
玖西ヘルパーステーション	玖珂町 (上市) 581 番地 6	28-4188	82-7718
ヘルパーステーションスマイルちゃん	周東町下久原 146 番地	82-0078	82-4415
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会社協ヘルパーセンター周東	周東町下久原 626 番地 8	83-1633	84-4911
美和苑ヘルパーステーション	美和町生見 2538 番地	96-1130	96-0419
錦苑ヘルパーステーション	錦町広瀬 758 番地	72-3523	72-3562

【同行援護】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会社協ヘルパーセンター岩国	南岩国町三丁目 3 番 14 号	28-6108	28-6109
ニチケアセンター岩国	川西三丁目 5 番 40 号	44-0511	41-3651

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会 社協ヘルパーセンター由宇	由宇町中央一丁目 8 番 35 号	63-3022	63-3544
玖西ヘルパーステーション	玖珂町（上市）581 番地 6	28-4188	82-7718
訪問介護ステーション あゆみ	玖珂町 3430 番地	28-5228	28-5126
ヘルパーステーション スマイルちゃん	周東町下久原 146 番地	82-0078	82-4415
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会 社協ヘルパーセンター周東	周東町下久原 626 番地 8	83-1633	84-4911
スリーエス訪問介護事業所岩国	南岩国町一丁目 17 番 31 号	35-1011	35-1012

【生活介護】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
ひまわりの家	中津町一丁目 24 番 3 号	24-1515	24-1516
岩国市障害者サービスセンター	岩国四丁目 2 番 20 号	43-2377	44-0031
障害者支援施設 ひかりの里	錦見三丁目 7 番 57 号	44-2255	43-3005
こもれ陽	御庄二丁目 108 番 3 号	46-0770	46-0787
第 2 しらかば園	今津町三丁目 15 番 2 号	35-4321	35-4321
緑風園	由宇町 980 番地 1	63-1155	63-1156
若葉園	由宇町 984 番地	63-1177	63-1178
ささみ園	玖珂町（同道）4981 番地 1	82-4931	82-4931
障害者支援施設 陽の出園	美和町生見 25 番地	96-0311	96-0080
ラポールハート	南岩国町四丁目 52 番 38 号	28-6540	28-6867
ジョブ・クリスタル	今津町一丁目 12 番 1 号	93-5571	93-5571

【短期入所（ショートステイ）】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
障害者支援施設 ひかりの里	錦見三丁目 7 番 57 号	44-2255	43-3005
ひかりの郷	小瀬 700 番地	52-7577	-
緑風園	由宇町 980 番地 1	63-1155	63-1156
若葉園	由宇町 984 番地	63-1177	63-1178
特別養護老人ホーム玖珂苑	玖珂町 3813 番地 6	82-0555	82-0736
特別養護老人ホーム高森苑	周東町西長野 621 番地 1	84-3747	84-1401
障害者支援施設 陽の出園	美和町生見 25 番地	96-0311	96-0080
特別養護老人ホーム美川苑	美川町小川 437 番地 1	76-5008	76-5010
特別養護老人ホーム錦苑	錦町広瀬 758 番地	72-3523	72-3562

【施設入所支援】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
障害者支援施設 ひかりの里	錦見三丁目 7 番 57 号	44-2255	43-3005

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
緑風園	由宇町 980 番地 1	63-1155	63-1156
若葉園	由宇町 984 番地	63-1177	63-1178
障害者支援施設 陽の出園	美和町生見 25 番地	96-0311	96-0080

【自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
リフレの家	玖珂町 1887 番地	82-0015	82-5013

【就労移行支援】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
第2しらかば園	車町一丁目 13 番 13 号	28-4520	28-4520
工房フェリーチェ	錦見一丁目 11 番 15 号	28-1157	28-1158
borderless work	麻里布町一丁目 5 番 32 号	28-6066	28-6088

【就労継続支援 A 型】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
エルマー	三笠町二丁目 3 番 7-1 号	21-1486	21-1486
希望の里	三笠町二丁目 6 番 16 号	24-0282	24-0285
いこいの村	平田五丁目 51 番 13 号	31-4495	31-4495

【就労継続支援 B 型】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
しらかば園	室の木町三丁目 1 番 74 号	28-2860	28-2861
よこやま工房	横山一丁目 12 番 51 号	41-1654	41-1654
ふおんた～なフェリーチェ	錦見一丁目 11 番 14 号	41-3880	41-3881
由宇あけぼの園	由宇町西三丁目 15 番 6 号	63-1288	63-1488
ささみ園	玖珂町（同道）4981 番地 1	82-4931	82-4931
プレジール・リフレ	玖珂町中野口 1555 番地 1	28-5815	28-5817
陽だまり	美和町生見 12451 番地 1	96-0311	96-0080
ひよりの里	美和町黒沢 68 番地 56	95-0588	95-0589
ジョブ・クリスタル	今津町一丁目 12 番 1 号	93-5571	93-5571

【就労定着支援】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
第2しらかば園	車町一丁目 13 番 13 号	28-4520	28-4520
工房フェリーチェ	錦見一丁目 11 番 15 号	28-1157	28-1158

【共同生活援助（グループホーム）】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
ひまわりハウス	車町一丁目 8 番 13 号	21-3500	21-3500
かなでる	元町四丁目 6 番 15 号	21-1757	-
新生会障害福祉サービス事業所 あすか	関戸 10038 番地	43-2715	43-2750
新生会障害福祉サービス事業所 すばる	関戸 299 番地 2	43-2727	43-2833
アンダンテ	横山三丁目 3 番 22 号	35-5531	35-5531
グループホームしらかば	南岩国町四丁目 66 番 2 号	32-2358	32-2358
ひかりの郷	小瀬 700 番地	52-7577	-
グループホーム青葉	由宇町西三丁目 15 番 3 号	62-1100	-
リフレ 2 1	玖珂町 1887 番地	82-0021	82-0025
リフレ 2 1（阿山）	玖珂町 5805 番地 10	28-6116	28-6116
リフレ 2 1（欽明）	玖珂町中野口 1555 番地 1	28-5907	28-5908
グループホームケアホーム モモハウス	玖珂町 4936 番地 8	82-4411	-
障害者ホームサンライズ	美和町生見 2441 番地 14	96-0311	96-0080
クローバーハウス尾津	尾津町一丁目 19 番 10 号	28-5602	28-5702

【計画相談支援】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
障害者地域支援センターしらかば	室の木町三丁目 1 番 74 号	21-8750	28-2861
岩国市障害者サービスセンター	岩国四丁目 2 番 20 号	43-2399	44-0031
地域生活支援センター トライアングル	横山一丁目 12 番 51 号	44-3244	44-3245
緑風会障害者生活支援センター	由宇町北一丁目 5 番 20 号	63-2882	62-1134
障害者支援センターリフレ	玖珂町 1887 番地	82-0018	82-5013
障害者地域生活支援センター プログレス	美和町生見 2128 番地	95-0500	96-0001
障がい児相談支援センターはぐ	錦見七丁目 2 番 16 号	35-4224	35-4228

【地域定着支援】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
障害者地域支援センターしらかば	室の木町三丁目 1 番 74 号	21-8750	28-2861
岩国市障害者サービスセンター	岩国四丁目 2 番 20 号	43-2399	44-0031
地域生活支援センター トライアングル	横山一丁目 12 番 51 号	44-3244	44-3245
緑風会障害者生活支援センター	由宇町北一丁目 5 番 20 号	63-2882	62-1134
障害者支援センターリフレ	玖珂町 1887 番地	82-0018	82-5013
障害者地域生活支援センター プログレス	美和町生見 2128 番地	95-0500	96-0001

【児童発達支援】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
岩国市太陽の家	桂町二丁目 4 番 56 号	22-4875	22-4488
きっずはぐ	錦見七丁目 2 番 16 号	35-4224	35-4228
なないろ	周東町下久原 830-1	84-3123	84-3122
おれんじキッズ岩国	錦見八丁目 14 番 26 号	93-3275	93-3275

【放課後等デイサービス】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
グランデールの家	門前町二丁目 33 番 3 号	35-6608	35-6609
グランデールハウス	車町二丁目 7 番 25 号	93-3755	-
グランディール・ラ・メゾン	門前町二丁目 33 番 3 号	35-6608	35-6609
グローアップ・クリスタル	今津町一丁目 12 番 1 号	93-5571	93-5571
子どもデイサービスどんまい	南岩国町二丁目 78 番 32 号	28-4546	28-4598
子どもデイサービスみらくる	南岩国町二丁目 78 番 32 号	28-4765	28-4792
きっずはぐ	錦見七丁目 2 番 16 号	35-4224	35-4228
岩国市障害者サービスセンター	岩国四丁目 2 番 20 号	43-2377	44-0031
こども放課後等デイサービスのびのび	周東町下久原 1260 番地	28-5636	84-5056
おれんじキッズ岩国	錦見八丁目 14 番 26 号	93-3275	93-3275

【保育所等訪問支援】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
きっずはぐ	錦見七丁目 2 番 16 号	35-4224	35-4228
なないろ	周東町下久原 830-1	84-3123	84-3122

【障害者相談支援事業】

事業所名称	事業所所在地	担当地区	電話番号	FAX 番号
岩国市障害者サービスセンター	岩国四丁目 2 番 20 号	東部地域	43-2399	44-0031
地域生活支援センター トライアングル	横山一丁目 12 番 51 号	東部地域	44-3244	44-3245
障害者地域支援センター しらかば	室の木町三丁目 1 番 74 号	東部地域	21-8750	28-2861
緑風会障害者生活支援センター	由宇町北一丁目 5 番 20 号	南部地域	63-2882	62-1134
障害者支援センターリフレ	玖珂町 1887 番地	西部地域	82-0018	82-5013
障害者地域生活支援センター プログレス	美和町生見 2128 番地	北部地域	95-0500	96-0001

【障害者基幹相談支援センター事業】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
くらし自立応援センターいわくに	麻里布町七丁目 1 番 2 号	24-2571	28-4535

【移動支援事業】

事業所名称	事業所所在地	電話番号	FAX 番号
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会 社協ヘルパーセンター 岩国	南岩国町三丁目 3 番 14 号	28-6108	28-6109
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会 社協ヘルパーセンター 由宇	由宇町中央一丁目 8 番 35 号	63-3022	63-3544
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会 社協ヘルパーセンター 周東	周東町下久原 626 番地 8	83-1633	84-4911
ふれんず在宅介護支援センター ヘルパーチーム	今津町一丁目 11 番 23 号	21-5135	21-5133
縁介護支援事業所ヘルパーチーム	平田五丁目 50 番 14 号	28-1183	28-1184
錦苑ヘルパーステーション	錦町広瀬 758 番地	72-3523	72-3562
ヘルパーステーション スマイルちゃん	周東町下久原 146 番地	82-0078	82-4415
ヘルパーステーションあおぞら	多田三丁目 104 番地 4 201 号	44-1414	44-1415
ニチケアセンター岩国	川西三丁目 5 番 40 号	44-0511	41-3651
訪問介護サービス ことり	麻里布町七丁目 8 番 21 号	35-5445	35-5444
玖西ヘルパーステーション	玖珂町 581 番地 6	28-4188	82-7718

【地域活動支援センター】

事業所名称	事業所所在地	電話番号
ふれあいワークランドいわくに	今津町二丁目 6 番 8 号	22-8740
地域生活支援センター トライアングル	横山一丁目 12 番 51 号	44-3244
あさひ苑	旭町三丁目 4 番 15 号	23-4720
障害者支援センターリフレ	玖珂町 1887 番地	82-0018

【日中一時支援事業】

事業所名称	事業所所在地	電話番号
ひかりの里	錦見三丁目 7 番 57 号	44-2255
こもれ陽	御庄二丁目 108 番 3 号	46-0770
どんまい	南岩国町二丁目 78 番 32 号	28-4546
みらくる	南岩国町二丁目 78 番 32 号	28-4546
グランデールの家 (クリスタル)	門前町二丁目 33 番 3 号	35-6608
グランディール・ラ・メゾン (クリスタル)	門前町二丁目 33 番 3 号	35-6608
グランデールハウス (クリスタル)	車町二丁目 7 番 25 号	93-3755

事業所名称	事業所所在地	電話番号
若葉園	由宇町 984 番地	63-1177
陽の出園	美和町生見 25 番地	96-0311
きらく	美和町洪前 603 番地 2	96-0667
のびのび	周東町下久原 1260 番地	28-5636
岩国市障害者サービスセンター	岩国四丁目 2 番 20 号	43-2377
子育て支援センターぽけっと	川西一丁目 1 番 13 号	41-0170

【障害者訪問入浴サービス事業】

事業所名称	事業所所在地	電話番号
ニチイケアセンター岩国	川西三丁目 5 番 40 号	41-3650
アースサポート岩国	南岩国町三丁目 13 番 34 号	32-9800

4 用語集

あ行

あいサポート運動 (P77)

障害の内容・特性や、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解し、障害のある人への配慮や手助けを行う運動。

アクセシビリティ (P5)

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

インクルーシブ (P60)

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える、共生社会の実現に向けた考え方。

インターンシップ (P70)

学生が企業や自治体・団体などを訪問して、実際に働く職業体験のこと。

か行

介護・訓練支援用具 (P104)

特殊寝台、特殊マットその他の障害のある人等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害のある人等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。

ガイドヘルパー (P78)

主に、障害のある人に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障害者や脳性まひ者等全身性障害者、知的障害者、精神障害者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。

官公需 (P96)

国や公団、地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすること。障害のある人の工賃向上の観点から、就労支援施設等に対する官公需の優先発注等の配慮が求められている。

キラリンピック (P74)

障害のある人がスポーツの楽しさを体験し、県民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を推進することを目的に山口県が開催するスポーツ大会。

ケアマネジメント (P99)

障害のある人の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、障害のある人の状態・容態及び本人や家族等の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保すること。

言語聴覚士 (S T) (P119)

言語聴覚士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。

権利擁護 (P2)

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高次脳機能障害 (P83)

外傷性の脳損傷や脳血管障害の後遺症として、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の異常、言葉の障害等が生じること。

合理的配慮 (P3)

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

国際障害者年 (P1)

国際連合が、障害のある人の「完全参加と平等」をテーマとし、昭和56(1981)年を「国際障害者年」として、国際年の一つとして提唱したもの。

さ行

在宅療養等支援用具 (P104)

電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計その他の障害のある人等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害のある人等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

作業療法士 (OT) (P119)

身体若しくは精神に障害のある人、又はそれが予測される者に対し、医師の指示のもとに諸機能の回復等を促す作業を通じて、障害のある人の応用動作能力や社会適応能力の回復を図ることを行う者。

指定特定相談支援事業所 (P100)

障害のある人や障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況、置かれている環境に応じて、本人の選択に基づき適切な福祉サービス等が、多様な事業所等から総合的かつ効果的に提供されるサービス等利用計画の作成及び見直しといった計画相談支援を行う事業所。

社会的障壁 (P7)

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

手話通訳者 (P103)

音声言語を手話言語に、手話言語を音声言語に変換して通訳する人のこと。

障害支援区分 (P1)

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の障害等級ではなく、障害のある人等の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に判定するために、市町村が認定するもの。「区分1～6」の6段階があり、これによって受けられる障害福祉サービスが決まる。

障害児支援利用計画 (P116)

指定障害児相談支援事業者が、サービス等の利用を希望する障害児に対する福祉、保健、医療、教育、就労の幅広い支援から、本人の解決すべき課題等を検討し、作成する計画。

障害者就業・生活支援センター (P72)

障害のある人の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

情報・意思疎通支援用具 (P104)

点字器、人工喉頭その他の障害のある人等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害のある人等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

ジョブコーチ (P57)

障害のある人の就労に当たり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人。第1号ジョブコーチは、社会福祉法人等に所属し、第2号ジョブコーチは、障害のある人を雇用する企業に所属する。

自立支援医療 (P19)

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。

自立生活支援用具 (P104)

入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害のある人等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害のある人等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

身体障害者手帳 (P14)

身体障害者福祉法に基づき、自治体が交付する手帳。交付を受けた者は、各種の福祉サービスを受けられる。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声障害・言語障害又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫の機能障害）で、障害の程度により1級から6級に分けられる。

精神障害者保健福祉手帳 (P14)

精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制限がある者に対して、交付される手帳。統合失調症、そううつ・うつ病、てんかん、その他の精神疾患すべてが対象となる。各種の支援施策の推進、障害のある人の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により1級から3級に分けられる。

精神保健福祉士（PSW）（P106）

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障害者の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーをいう。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。

成年後見制度（P74）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。

相談支援専門員（P57）

障害のある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。

た行

地域包括支援センター（P67）

高齢者が抱える生活全般の悩み、相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援をする機関。

な行

内部障害（P15）

内部機能の障害であり、身体障害者福祉法では「心臓機能」「呼吸器機能」「腎臓機能」「ぼうこう・直腸機能」「小腸機能」「肝臓機能」「ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能」の7種類の機能障害が定められている。

難病（P1）

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義された。

ノーマライゼーション（P62）

障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

は行

排泄管理支援用具 (P105)

ストーマ装具その他の障害のある人等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害のある人等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

発達障害 (P3)

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー (P1)

床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ハローワーク (P51)

公共職業安定所の愛称で、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する地域の総合的雇用サービス機関。また、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する役割を担う。

法定雇用率 (P3)

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）。

ま行

民生委員 (P67)

住民福祉を推進するため、生活に困っている人、高齢者、児童、障害のある人、母子・父子家庭などいろいろな相談や調査、援助活動を行う人。

や行

要約筆記 (P78)

手話習得の困難な中途失聴者や難聴者等の依頼を受けて文字によるコミュニケーション手段として内容を要約し情報伝達を行うこと。

ら行

理学療法士（PT）（P119）

怪我や病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基礎動作能力の回復や維持、及び障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

リハビリテーション（P92）

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障害のある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方のこと。

療育（P2）

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味するとされており、身体や知的に障害のある児童等について早期発見と早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって基礎的な生活能力の向上を図る。

療育手帳（P14）

知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助支援が受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

レスパイト（P96）

障害のある人の家族等を一定期間、障害のある人の介護から開放し、心身の疲れを癒し、休息できるようにする援助。

岩国市障害者計画
(障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

発行年月：令和3（2021）年3月

発行：岩国市

編集：岩国市健康福祉部障害者支援課

〒740-8585

山口県岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

TEL：0827-29-2522 FAX：0827-22-2814

E-mail：shou-shien@city.iwakuni.lg.jp
